

平成20年第4回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成20年12月10日

平成20年12月10日広陵町議会

第4回定例会会議録（初日）

平成20年12月10日広陵町議会第4回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	栢田進
財政部長	笹井由明	事業部長	吉村元伸
教育委員会事務局長	松井定市	水道局長	植村和由
収納対策部長	坂口佳隆		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	松井宏之
書記	北橋美智代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成20年広陵町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは本日の会議を開きます。

(A.M. 10:12開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	平成20年度定期監査報告
5 議案第62号	広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
6 議案第63号	広陵町自動車駐車場条例の一部を改正することについて
7 議案第64号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
8 議案第65号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについて
9 議案第66号	広陵町税条例の一部を改正することについて
10 議案第67号	広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて
11 議案第68号	広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止について

青木議長 まず、日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会において本日から19日までの10日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日より19日までの10日間に決定いたしました。

青木議長 次に、日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第119条の規定により

14番 山 村 さん

1番 山田光春君

を指名します。

青木議長 次に、日程3番、諸報告に入ります。

先日、監査委員の研修会に参加されましたので、その報告をお願いします。監査委員、山田光春君！

山田監査委員 皆さん、おはようございます。

第18回町村監査委員全国研修会研修報告。私、山田光春は、議会選出監査委員として平成20年10月7日及び8日の両日、東京都港区芝公園のメルパルクホールを会場に開催されました全国町村監査委員協議会及び全国町村議会議長会主催の第18回町村監査委員全国研修会に参加させていただきました。

研修会の概要報告については、議員諸侯のお手元にお配りしたとおりであります。概要をかいつまみ、この場をおかりいたしましてご報告させていただきます。

この町村監査委員全国研修会には、全国から約300名の町村議員、監査委員が参加しての大規模な研修会であり、私も初めての参加でありました。この研修初日、開会に間に合うよう早朝に出立し、午後0時の受け付けを済ませ、1時からの開会行事の後、午後1時30分から午後4時40分まで「財政健全化法と監査」について、総務省自治財政局財務調査課長の高田寛文氏に、また「行政評価と監査」について、中央大学法学部教授で東京都千代田区監査委員の工藤裕子氏による講演を拝聴し、続く2日目は「監査委員監査の仕方」について、公認会計士で地方自治監査の実務や監査実務質疑応答集等の数多くの著書を発行されるなど、全国的に有名な地方自治体監査のスペシャリストでもある池田昭義氏の講演を聞かせていただきました。監査の原則、監査の心、監査の基礎知識、監査の技術を極めてかみしめ、責任の大きさを実感するとともに、監査の大切さを痛感したところであります。

最後の全国町村議会議長会の議事調査部長、岡本光雄氏による「町村監査の現状と課題」については、時間の関係から現状報告のみでありました。

私見ではありますが、今回の講師であった池田氏については以前から話を聞く機会があればと思っていたところであり、思いがけない機会を与えていただき感謝しております。せっかく研修に参加させていただいた以上、この研修成果を我が物として地方自治における能率と公正の原則に基づく運用に努め、良心に恥じない、指摘するべきところは指摘する、公正普遍の原則に基づき、さらに監査委員としての技術の習得に努め、監査委員監査の職能と本質、独立性を維持しながら、適正な監査に心がけたいと意を新たにしたところであります。

貴重な研修会でありました。本当にありがとうございました。

以上、簡単ですが、研修報告を終わります。以上です。ありがとうございます。

青木議長 ありがとうございました。山田議員、ちょっとここで待っててください。

青木議長 次に、日程4番、平成20年度定期監査の結果について報告を願うことにいたします。監査委員、山田光春君！

山田監査委員 では、続きまして平成20年度監査結果報告についてであります。

平成20年度定期監査の結果と広陵町商工会等、町が補助金を支出している団体の監査の結果をご報告申し上げます。

平成20年度定期監査は、平成20年10月14日から11月6日までの間において各課を対象に事務事業の執行状況及び関係書類並びに関係経理の状況、帳票の処理方法等について慎重に監査を実施いたしました。

また、平成20年10月20日には、商工会において出納その他の事務事業について慎重に監査を実施し、その他の団体については定期監査時に書類審査を行いました。

監査結果でございますが、各事務事業の執行についてはおおむね所期の成果を上げており、また関係帳票の処理方法についても良好であることを確認いたしました。

その内容につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、よろしくご一読願いまして監査の結果の報告といたします。監査委員、野村晃義、山田光春。以上であります。ありがとうございます。

青木議長 ありがとうございました。

青木議長 それではおはかりします。議案第62号について、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略して本日議決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は、委員会の付託を省略し、本日議決することに決しました。

それでは、日程5番、議案第62号、広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 本案について、説明願います。平岡町長！

平岡町長 議案第62号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案趣旨のご説

明をさせていただきます。

大西才司氏には、平成14年12月から固定資産評価審査委員会委員として2期6年間お務めいただいております、委員として公正なる審議並びに判断をいただいているところであります。

長年広陵町に勤務され、職員として税務行政にも携わっておられ、本町の実情や固定資産税実務を熟知され、納税者と評価庁双方の中立的な立場を堅持しながらご活躍をされています。これまでに培われてこられました豊富な経験と実績を生かし、審査の公平性と速やかな決定をお願いすることのできる最適者として、固定資産評価審査委員会委員の再任をお願いするものでございます。

どうかよろしくご同意を賜りますようお願いをいたしまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 少し質問をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

ただいまのご説明によりまして、選考の基準などについても適任者であるということでおっしゃっていただきました。

それで固定資産ということになりますと、この固定資産の価格が幾らかということについて精通をしておらなければいけない方になろうかと思えます。そういう意味で、実際現在そういうお仕事をされているというふうには特に思いませんので、お近くの方ですからよくわかります。そういう意味での選考の基準であるとか、あるいはどのような資格をお持ちで、定期的に研修がなされているとか、そういうようなことについての基準がもしございましたら教えてください。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 ただいま町長から提案理由を説明をさせていただきました。

選考の基準は、やはり固定資産課税の知識の豊富な方を選ぶということを主眼に置いてございまして、そういった一定の資格を持っておられる方、また過去に相当の経験を積んでおられる方等を基準とさせていただきます。

今回、大西氏は、役場で長年お勤めをいただいて固定資産税の課税事務にも携わっていただいていた方でございますので、知識、経験とも豊富という基準で選任をお願いをするものでございます。

もちろん固定資産評価審査委員会ですべてを決定するわけではございませんが、別の専門家の意見も聞きながら判断をしていただく会議を持っていただいて、必要に応じて研修も積み重ねていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第62号を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案のとおり同意されました。

ただいま固定資産評価審査委員会委員に選任されました大西才司氏が来られておりますので、議場に入ってくださいませ。どうぞ。

それでは、平岡町長！ご紹介をお願いします。

平岡町長 ただいまご同意をいただきました大西才司氏をご紹介を申し上げます。

大西氏 あいさつ

青木議長 それでは大西さん、ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。本日はご苦労さまでございました。

青木議長 それでは、次に日程6番、議案第63号、広陵町自動車駐車場条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。柘田総務部長！

柘田総務部長 議案第63号、広陵町自動車駐車場条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。今回の改正は、町立図書館を利用するため、竹取公園第2駐車場に駐車する場合は広陵町民については使用料を徴収しないとするものでございます。

また、条文中の括弧書きの部分「広陵町民と表示した図書館利用者カードを提示した者ま

たは、図書館利用者カード及び運転免許証等を併せて提示し、町民と確認できた者に限る。」でございますが、議案第63号説明資料をご覧くださいと思います。

利用者が広陵町民かどうかの判断でございますが、図書館利用者カードの左側に「広陵町民」と表示したシールで確認をさせていただきます。また、条例議決後、図書館利用者カードを持っておられる方で初回は広陵町民というシールは張ってございませんので、その場合は図書館利用者カードと運転免許証などを合わせて提示していただき、確認をさせていただきます。この条例議決後、図書館利用者カードのシール添付につきましては、図書館においてお知らせ等で周知、また町広報、ホームページなどで住民の皆さんにPRを行ってまいります。

なお、この条例は平成21年3月1日から施行するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程7番、議案第64号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。柘田総務部長！

柘田総務部長 議案第64号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

議案書の5ページ及び新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

これは行財政改革の一環として政策金融機関の改編が10月1日進められ、本町の条例に影響を及ぼすものとして一部改正をお願いするものでございます。

まず、第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は年次有給休暇の日数に関する条文でございますが、第12条第1項第3号中「会社の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」が、これらが解散、統合によりまして「沖縄振興開発金融公庫」に改められたものでございます。これはこれら職員が国または地方公共団体等に新たに職員となった者は、在職期間及び在職期間中の年次有給休暇の残日数を考慮するといった条文でございます。

また、第2条、広陵町消防団等公務災害補償条例の一部改正でございますが、これも同じく先ほどの行財政改革の改編による改正でございます。新旧対照表の3ページをご覧くださいと思います。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」が10月1日に解散し、株式会社日本政策金融公庫に統合されたことによる改正でございます。

これらの組織改編は10月1日から実施されており、実質的な影響がないことから、今議会に上程させていただきまして遡及適用するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 次に、日程8番、議案第65号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。柘田総務部長！

柘田総務部長 議案第65号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについてご説明させていただきます。

議案書の7ページ及び新旧対照表の4ページをご覧くださいと思います。

今回の改正でございますが、独立行政法人国際協力機構法の改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。

第5条第1項、国際協力機構法第13条第1項において融資資金協力に関する1号が追加されたことにより、本町条例において第13条第1項第3号を第13条第1項第4号におのおの関係号数が繰り下がったための変更でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程9番、議案第66号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。坂口収納対策部長！

坂口収納対策部長 議案第66号、広陵町税条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧くださいと思います。

この改正は、前納報奨金を平成21年度より廃止するという内容の改正でございます。

前納報奨金制度につきましては、財政の基盤を安定化させる国策といたしまして納税意欲を高め、納税者の積極的な協力を期待したものでありますが、現在では制度創設当時と比べ

まして経済事情及び社会状況が大きく変化し、納付方法も多様化する中、特に従前から問題視されていた給与所得者のうちで給与から天引きされている方について適用がないこと、これにより同制度を利用できる納税者とできない納税者間において不公平感が一層助長されること等から、平成21年度より廃止いたすものでございます。

以上で改正の説明といたします。よろしく願い申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程10番、議案第67号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。山村副町長！

山村副町長 それでは、議案第67号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

議案書の11ページと新旧対照表の6ページをご覧くださいと思います。

第5条第1項中、35万円を38万円に改めるということでございます。出産育児一時金の支給額を35万円から38万円とさせていただきたいと思います。ただし書きがございまして、被保険者が分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償並びに脳性麻痺の原因分析及び再発防止のための制度に加入している機関で分娩しなかったときは35万円を支給するというものでございます。

施行は平成21年1月1日からございまして、1月1日以降の出産について適用するものでございます。

改正の趣旨でございますが、平成21年1月1日から産科医療補償制度が開始されることになっておりまして、この補償制度に加入する医療機関は1分娩当たり3万円の保険料を負担いたしまして出産費用に上乗せすることとなるため、出産育児一時金の引き上げで対応するものでございます。

産科医療補償制度の概要についてでございますが、平成21年1月1日以降にこの制度に加入している分娩機関において生まれた赤ちゃんで、次の2つの要件、2つの要件と申しますのは、まず1つは出生体重が2,000グラム以上で、かつ妊娠33週以上のお産で生まれた赤ちゃん、帝王切開の場合も含まれます。次に、重度の脳性麻痺になった赤ちゃん。身体障害者障害等級が1・2級相当というこの2つを満たした場合に補償金が支払われることになってございます。この2つに該当いたしまして補償対象と認定されますと、看護、介護

のために一時金が600万円と、分割金総額2,400万円、20年間にわたり毎年120万円の合計3,000万円が補償金として支払われるというものでございます。

先ほど、この補償制度に加入していない医療機関の場合は35万円と申し上げましたが、奈良県内の該当する医療機関、助産院で出産されますとすべて医療保険に加入しているということでございますので、奈良県内のこのような医療機関で分娩された場合に対象となった場合はすべて受けられるということで、現在のところは38万円が適用できるということになろうかと思えます。

以上、よろしくご可決賜りますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

青木議長 それでは、次に日程11番、議案第68号、広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。松井教育委員会事務局長！

松井教育委員会事務局長 議案第68号、広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。

これは馬見南3丁目の旧清掃センターの東側に隣接する施設であります西運動場につきまして、これまで町営グラウンドとして使用しておりましたが、このたびの旧清掃センターの施設撤去に伴いまして一帯を整地し、西運動場を含めました新しい街区として売却されることから、今回、昭和58年に定めました西運動場の設置条例を廃止するものでございます。

施行は平成21年3月31日となっております。ご審議よろしくお願いたします。

青木議長 それでは、以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

おはかりします。議案熟読のため、12月11日から14日までの4日間を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、12月11日から14日までの4日間を休会とします。

12月15日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議とします。

本日はこれにて散会します。

(A.M. 10:45 散会)

平成20年第4回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成20年12月15日

平成20年12月15日広陵町議会
第4回定例会会議録（2日目）

平成20年12月15日広陵町議会第4回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	栢田進
財政部長	笹井由明	事業部長	吉村元伸
教育委員会事務局長	松井定市	水道局長	植村和由
収納対策部長	坂口佳隆		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	松井宏之
書記	北橋美智代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第63号 広陵町自動車駐車場条例の一部を改正することについて
2	議案第64号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
3	議案第65号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについて
4	議案第66号 広陵町税条例の一部を改正することについて
5	議案第67号 広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて
6	議案第68号 広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止について
7	一 般 質 問

青木議長 それでは、日程1番、議案第63号、広陵町自動車駐車場条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 今、この駐車場は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者、母子医療受給者は全部駐車料金が半額になってるんですけども、この半額の分を障害者は町内外問わず町民の竹取公園第1駐車料金も無料にということはお考えではないでしょうか、是非そのようにお考えいただきたいなと思うんです。質問ですので、お考えがあるかどうかを質問させていただきます。

青木議長 栢田総務部長！

栢田総務部長 身障者の手帳の持っておられる方について無料ということでございますが、この竹取公園、運営すべて財源にもかかわってきております。公園管理等、費用も要るものでございますので、今のところそういったことは考えておりません。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 竹取公園のあの駐車場の、これ図書館の南側を図書館の利用の方と、また住民の方を無料にするということですよ。これ資料としてちょっと出していただきたいんですけど

も、去年1年間の南側の駐車料金の金額と北側、竹取公園の入り口ですね、これの金額のことを出していただきたい。これは合計は出ておったと思うんですけども、片っぼずつの方は何か出てなかったのかな、その資料だけちょっと出していただきたいと思いますので。それと、できましたら北側の方の駐車場で土日と平日、その資料も出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

青木議長 北側第1のやつやな。柘田総務部長！

柘田総務部長 何でしたら今お答えさせていただきますけども。

吉岡議員 資料の方で。

柘田総務部長 資料の方ですか。わかりました。

青木議長 じゃあ、総務委員会でよろしいですか。

吉岡議員 総務委員会で。

柘田総務部長 そしたら準備させていただきます。

吉岡議員 よろしいですか。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 この広陵町自動車駐車場条例の一部を改正するの案ですけども、図書カードについて広陵町という印鑑ですか、それを押している人と。じゃあ、今、私も持ってるんですが、こういう場合は何を証明にするんですかね。それを押してくれるんですか、それとも発行し直してもらえるんですか。

それから、広陵町のいわゆる自動車駐車場条例、あの公園の駐車料金を有料化すると、こういう条例をつくって、我々も賛成した一人でありますけれども、それから今日までいろいろ試行錯誤されて今日までたどり着いたと。この場合は近隣に違法駐車があるから、順番待ちをされてるから等云々というような利用がありましたけれども、こういうことは初めから想定されて、この議会でもいろんなところで質問もいたし、そういうのが出てきたのではないかなと。そういうことは初めからわかりながら今日のこういう場面を迎えるわけですけども、こうしたことについてどのような考えでこの条例改正になったのか、その流れをもう一度説明していただきたいと思います。今後については、これでもう最終章になるのか、今後また、こういうこともちょっと考えてますねんというようなこともあるのかどうか、それも含めてお願いいたします。

青木議長 答弁をお願いします。柘田総務部長！

柘田総務部長 図書館の利用カードの方なんですけども、これの対応については、議案の方で

説明させていただきましたが、一番当初は、利用者についてはシールは張っておりません。そのときは図書館利用者カードと免許証等、それでもって広陵町町民であるということを提示していただきたいと考えております。それで図書館でそのときに利用していただきましたら、図書館の方で広陵町民というシールを貼らせていただきます。それでもって2回目以降はそれで提示をしていただきましたら無料ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2番目の駐車違反を想定されたんではないかということでございます。駐車場につきましては、車につきましてはすべて住民が図書館の敷地内で利用できるよという事で、職員は第2駐車場の方へ車を移動させておりました。それでもって対応できるという考えでおりましたので、今回再度見直させていただいたということでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

青木議長 質問、もう一回。よろしいですか。

山田光春議員 はい。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

おはかりします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは次に、日程2番、議案第64号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

おはかりします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しまし

た。

青木議長 それでは次に、日程3番、議案第65号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 この制度の趣旨ですね、なぜ設けられているかということをお聞きしたいと思います。それと職員で申請適用はどれくらいあるのでしょうか。この2点について質問したいと思います。

青木議長 柘田総務部長！

柘田総務部長 この趣旨でございます。この条例につきましては、地方公務員の資質向上ということがございます。大学等における課程または国際貢献活動、これを休業の制度を利用して奉仕活動をやっていたり、大学の課程の履修をやっていただくということでございます。

それから、利用者ということでございます。町としては門戸をかなり広げておりますけども、今のところ申請はございません。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

おはかりします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程4番、議案第66号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

おはかりいたします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは次に、日程5番、議案第67号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 質問いたします。産科医療の問題をめぐっては、県民等しく非常に重大な問題だということで関心の高いところです。今回このようなことで産科医療補償制度が設けられるということについて歓迎をするものですが、先だつての10日に副町長さんからご説明があった以外のところで幾つか問題点ということで感ずるところがありますので、その点がどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

1つは、対象になる出産が2,000グラム以上で、かつ胎児として33週以上の方を対象にするんだと、こういう線引きがされてるわけです。これに満たない場合にどうするかということについては、28週以上の場合において個別に判断するんだと、こういうような中身もあるわけですが、この中には先天性の要因である場合については産科医療の補償の制度の対象外にすると、こういう中身があるわけですね。これは非常に範囲を狭めているのではないかと心配をしております。この点についてどういうふうに認識しておられるのか、お尋ねしたいというのが1つです。

それから2つ目に、この制度を運用をするのは財団法人日本医療機能評価機構というところになるそうですけれども、その機構は実は損害保険会社と契約をしております、この機構から掛金を損害会社に支払って給付を受けるという仕組みになっているそうです。ということになりますと、黒字が出たら損害保険会社の収益になってしまうと、こういうことから、一見すると公的制度のように思われますけれども、実際には損害保険会社の手のひらに乗った制度だと、今のところ、そういうことになるのではないかと。むしろ公的制度として、民間が収益の対象にするんじゃないかと、国の責任において安心してお産ができるような制度にするという視点が必要なのではないかと思っておりますけれども、その点についてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、先だつて県議会の12月の議会、テレビでやりましたので見る機会がありました。いろいろな議員さんからいろんな質問がありましたけれども、例えば産科医療のことについて服部恵竜自民党改革議員さんはですね三室病院の成り立ちについて言っておられました。近隣の7カ町村が設立の際に土地がまわりできないという県の言い分がおかしいとい

うので、5,000万円ずつ準備しまして、是非ここに県立病院建ててほしいんだと、こういう思いで建てて実際には病院が運営されておるのに、産科医療がなくなると、こういうことで大変心配しとると。ですからこれは政党問わず、産科医療をやっぱり安心して実行することが非常に重要な課題になっておるといことなんだろうなというふうに思いました。県内では73人ほど産科の先生おられるそうですけれども、町としては、来年、産院を開設したいという希望の方もおられるんですけれども、その方との話し合いにおいて、こういう医療の過誤に基づく補償制度の運用に当たってどのような方針で臨まれる予定なのか、その3点についてお尋ねします。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 まず、1点目の対象の2,000グラム以上かつ妊娠33週というところで、原則的な規定を申し上げました。ただ、出生体重が2,000グラム以上、妊娠33週という基準を下回る場合でも28週以上の所定の要件に該当した場合は対象とするということにもなっているということは、先ほどご質問の中でおっしゃったとおりでございます。このことについては、やはり一定の基準を設ける必要があるということで、先天性の部分については対象外となるということを明記をされているようでございます。この補償制度は、やはり産科医療を受け安心して診療できると、お医者さん側も安心して対応できるということも必要でございますので、この制度が設けられたということを考えております。損害保険会社がこの機構から委託を受けて運用するというのもそのとおりでございますが、やはり安心してお子さんを産めるというシステムの中で国が考えられた制度ということで、ご理解いただきたいと思ひます。

また、町内に助産所も計画をされております。このことについても助産所の方からご相談がございましたら、またできる範囲で町としても協力をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 スタートする時点では環境が整ってないという面もありますから、損害保険会社がこの仕事を請け負うということはあると思ひます。ですけれども、公的な制度にしてもらいたいということで、それをやっぱり安定させていくということが必要なんじゃないかということについて答弁がなかったと思ひますので、その点どういふふうにご考慮されるのか、お尋ねします。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 制度として公的な制度にせよというご意見だと思います。そのことは、また国の方にお伝えをしたいとは思いますが、今現在ではこの制度でスタートするということ連絡をいただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑がありませんか。14番、山村さん！

山村議員 この産科医療補償制度でございますが、来年1月からスタートということで、これを利用される妊婦の方への周知徹底方法、また病院の名前、リストというのはどういう形でお知らせされる予定なのか、お聞きしたいと思います。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 奈良県内の産科医療機関、助産院については、すべてこの医療保険に加入されているというふうにお聞きをいたしております。また、産科医療補償制度のマークが医療機関の窓口に掲げられるということで周知をされるということでございますので、広報の方にももちろん掲載をさせていただかなければならないと思います。医療機関の方でもしっかり周知をいただいているというふうに理解をいたしております。

青木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

おはかりいたします。本案を厚生建設委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは次に、日程6番、議案第68号、広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 馬見南3丁目グラウンドが廃止されるわけですけれども、ミキハウスの前グラウンドも廃止されて今、住宅になっておりまして、広陵町グラウンドが少なくなってきたと思うんです。是非新クリーンセンターの周辺整備でグラウンドを早急につくってほしいと思うんですけれども、そういうお考えはおありでしょうか。

青木議長 松井教育委員会事務局長！

松井教育委員会事務局長 西運動場が廃止されますが、現在のところの使用状況ですが、19

年中でしたら147件ございましたが、現在の利用内容としましては、主に野球チーム、男子ソフトボールチームなどが利用されてるようでございます。ミキハウスの運動場と申されましたけど、ミキハウスの運動場につきましては、あれは会社の運動場ということですので、町の運動場ではございません。それで廃止することでこちらの方でもいろいろ考えておりますけども、現在のところでは小学校の運動場を利用させていただいたり、また見立山、健民運動場の利用で、それでいけるものと解釈しております。以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。なしですか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

おはかりいたします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは、続きまして日程7番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言をしていただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いをいたします。

質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。

なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることはできないので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず第1番目に、松浦君の発言を許します。13番、松浦君！

松浦議員 議長のお許しをいただき、13番議員、松浦敏信、貴重な時間をちょうだいいたします。この演壇には、5年目にしてトップバッターをいただき、本当に光栄の限りでございます。

ロビーにおられる皆様、議場の中の皆さん、改めてこんにちは。今年も15日余りで平成21年を迎えようとしています。私は、平成18年12月にもこんな言葉を申し上げたと思います。年を越せる人、越せない人、これ2度目なんですけども、いろんな人間のドラマが展開されることでしょう。すべての人が新しい、楽しい年を迎えられることを願います。今

年は特に経済不況に伴い、社会では高校生の就職内定取り消し、大型店舗、自動車業界の職員人件削減問題でますます社会情勢はマイナス傾向あるように感じます。こんな流れがいつになったら歯止めがかかるか、予想がつかない状態です。このような原因をつくったのは、マスコミでは国や県の政情のようにとらえられていますが、私はそうは思わない。それは自分たち個人個人だと思います。私の思いが間違っていたら教えてください。今の世の中では、すべて他力、他人への依存心が強いように思えてなりません。今一度自分の周りを考え、振り返ってみてください。

ある話、民主党なんですけども、月々2万6,000円の子供手当創設という、そんな話が誠でありましょうか。また、現実になれば、その財源はどこからされるのか、これはまた国民の一人一人の負担が大きくなる。私たちの時代は1家庭に平均5人から6人の子供たちがいました。そんなときでも児童手当という言葉はどこにもなかったように思い、また、そのとおりだと思います。それでも一生懸命努力して生きてきたと確信しています。過去の経済成長によって、飽食時代の訪れとともに副産物として糖尿病やいろんな病気が生まれてきたように受けます。その1つが私のメタボです。反省はしています。私が今、何を訴えようとするかは、マスコミでも取り上げられている中国産の食料輸入や食料品偽装で安心、安全の食生活が侵され、心配されているところがございます。そんな中、自分たちで自ずから食料生産をして食を通して健全な心を培う、そのためやはり農業も大切であることから、私の1番目の質問に入ります。

広陵町でもこのような食農教育の取り組みはありますか、また設けていますか。

2番目に、今後の食農教育についてのお考えはどうか、お聞かせ願いたいと思います。

1番目の演壇からの質問は終わります。

青木議長 それでは、ただいまの松浦議員に対しましての第1回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

松浦議員は、農産物の収穫体験を通じて多くの子供たちに喜びや感動、感謝を与えてくださっていますことを、まずお礼を申し上げます。これらの活動からご質問をいただいたと思います。答弁といたしまして、私たち人間にとって大切なものはたくさんありますが、生きていくうえで欠かせないものに、水、空気、そして食料がございます。そういう意味で、食と農ということは自然と人間がかかわる最も根源的な営みであり、健全な食生活はこれからの時代を担う子供たちの心と体をつくる大切なものと考えているところです。幸い我が広陵

町の環境は農業にも適しており、将来に向けて農地の保全や後継者育成、さらには運営資金の助成など、大切な施策に努めているところでございます。

学校現場における食農教育の取り組みとしては、自分たちが食べている食材がどのようにして作られているかなどを子供たちに考えさせるため、農業体験学習を今後も継続し、地元農産物に対する食農教育を進めてまいりたいと考えております。

また、来年以降の主要施策として、学校給食において、町独自の健康づくりのため、シルバー人材センターの協力のもと野菜メニューの強化について検討をしているところであり、子供たちの健康面も考えたプラスワンメニューという町独自事業を関係機関とも協議のうえ、取り組みたいと思っております。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、松浦議員、2回目の質問をお願いします。13番、松浦議員！

松浦議員 理事者側からのお答えも、本当に私と同感するようなお答えを返していただいております。もう一つ付け加えますと、食の教育については、やはり地域社会の活動性がつながっていくことと私は思っております。少しちょっと考えことを述べさせていただきます。

地元農産物利用の学校給食を実践するには、多様な食材の供給力が求められているので地域の生産力を生かすことが必要となるが、その1つとして考えられるのが、高齢者の直売所への活用である。長寿社会においては働きたい、また社会参加したいという意欲を持つ高齢者は少なくなく、定年退職者グループをつくって学校給食野菜を生産することもできるという考えが非常に高まってきております。そしてまた皆さんが、町民自身も農作物の生まれたところから加工されて、どんな形で農作物が生産されているかということがやはりあんまり認識しておられないようにも思います。これは失礼かもわかりません。ちなみに私の畑で今年と、もう5年になりますが、地域の幼稚園4カ所、また3カ所、芋づくり体験実習を行ってまいりました。6月にはジャガイモ、10月にはサツマイモ、このようにして行いましたところ、本当に園児、5歳、6歳の子供たちが心から楽しみ、喜んで来ております。また、その中にジャガイモの作り方、これもまたやはり勉強しなくてはならないのでやってまいりました。サツマイモの月には、やはり芋掘りの後、お芋パーティーなどをして楽しんでくれました。そしてまた、ある幼稚園では芋づるの利用としてクリスマスのレイを作って、これからやるということで本当に感激しております。

私は、この中で1つとして朗読で聞いていただきたいと思っております。これは徳島県農業中央会の発行したのですが、JAが目指す食農教育は、食と農と地域との自然のかかわりを重視し、農産物が命をはぐくみ、成長していく過程を大切にすることである。食への関心、興

味が向上し、食の大切さ、食を支える農の役割、命と健康の尊さに対する理解を広げ、深めるものである。そこで農業体験学習や、これは広陵町も中学校ではやっておられると思います。学校給食への地元農産物の提供など、多様な取り組みを展開している。体験学習では、学校と連携して子供たちに米づくりや芋などの栽培を体験してもらおうといったものもある。稲作では、稲苗づくりから田植えや稲刈りの農作業を通じて農を身近に感じてもらうとともに、食と農の大切さを学んでもらうことを目的としたものである。子供たちは初めての農業体験に目を輝かせ、収穫の喜びを身をもって知ることができ、大きな成果を上げていると、このように徳島県ではやっております。

失礼なんですけども、もう一度、食農教育ということで皆さんに知っていただきたいので、食農教育と農の教育を一体として進めていく教育です。特に食習慣の形式という点からは子供の食生活のあり方が重要であり、学校の教育の場での食を生み出す農業の体験を取り入れ、食について考えていく活動です。つまり食べ物を通し自然界の営み、そして農業、身体、心を学んでいく活動です。この活動の中で家庭、学校、地域が一体としてかかわることを重視しています。今年度から総合的な学習の時間の中で実施、実践を行っています。これが食農教育というものです。本当に差し出がましい朗読ですけども、よろしく申し上げます。ご清聴どうもありがとうございました。

青木議長 答弁はよろしいでしょうか。

松浦議員 答弁の方は結構でございます。

青木議長 答弁はよろしいの。

松浦議員 はい。

青木議長 そうですか、わかりました。それでは、以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。それでは、続きまして、八代君の発言を許します。9番、八代君！

八代議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。私は、今回2つ質問を予定しており、提出をしております。

1番目の質問でございます。各種の健康診断についてであります。その現状とか推進とか、あるいは予算等についてお伺いをしたいと思います。

健康診断、人間ドックも含めまして、こういうことは住民の健康保持について非常に大切なことは言うまでもございません。これによって体の異常を早期に発見し、早期に治療することになります。そして人々の苦痛もそれだけ少なくなり、健康で明るい生活を十分享受することができます。また結果として医療費が減少し、赤字基調が続いております健康

保険財政の改善にも大きく寄与するということは言うまでもございませんし、そこで質問をさせていただきます。

現在、本町においていろんな健康診断あるいは人間ドック等の施策が実施されております。予算は大体どうなっておるのか、補助金も含めまして、そして介護保険あるいは健康保険の行政の中で予防診断がどのような位置づけをされておるのか、その重要性等について基本的な考え方をお伺いしたい。

その中で、イとしまして、平成19年度における検診の状況はどうか、また本年度はまだあと3か月、4か月弱残っておりますけども、どのような推移になっておるか、検診の種類、あるいは受診者数、あるいは要精密検査者数、あるいは疾病の発見者数、あるいは予算等々についてお聞きしたい。ロとして、人間ドック、脳ドック等についても同様にお聞かせを願いたい。

それから、個別なことですが、ハとしまして、人間ドックについて70歳以上は不可という条件がついておりますが、その理由は一体何なのか。高齢者ほど病気に対する異常は高いのが普通の考え方であり、生命保険等におきましても年齢が高齢化するに従って保険料率も上がっている、これはやはりそれだけ罹病する率が高いからであります。したがって、30代、40代からでも受診できるわけですけども、70歳以上は除くとなっております。通常考えますと、70歳でも80歳でも90歳でも異常があれば必ず医者に行って治療するというのが当然であります。そうすると、むしろ70歳以上を外すというのはちょっと私にとっては理解ができないんであります。そういう意味で、この条件を外した方が結果として医療費の削減につながるのではないかと思います。財政的見地から、すなわち予算枠の関係からそういうことが設けられたと思いますが、もしそれ以外にも理由があれば教えていただきたい。

最後に、2としまして、先ほど言いましたように健康診断の充実は、結果として健康保険、財政の赤字の解消につながると思いますので、積極的な予算を今までよりもっと積極的に組んだらどうかと思うんであります。そして現在の受け付け方法、いろんなあるんですけども、電話受け付けも多いんですが、科目によりましては申し込みの初日、朝一番に電話してもなかなかつながらない、やっとながったらもう満了ですと、こういうことになるわけですね。したがって、予算枠の増加も必要であります。施策上どうしてもやむを得ないんであれば、その受け付け方法も一考を要するのではないかなと私は思います。

ちなみに、私、70歳以上は条件がおかしいんじゃないかと言いました。私は70歳以上

ですから私が自分のために言うてるのではありません。あえて申し上げますけれども、私は今まで人間ドックも、あるいはがん検診等、一度も受診したことはありません、健康診断も。これは私は、もう自分の人生観としまして病は仕方がないと、規則正しい生活をして、結果となれば病は仕方がない、だから私は受けてないんです。したがって、私のために質問したことではないことは理解をいただきたい。

もう一つ、身上を申せば、私の家内は70歳にはまだ数年以上の余裕があります。しかし、私の家内は健診には非常に興味を持って積極的に受診しております。したがって、受診ということは、その方がそれぞれの人生観に基づいてされていると思いますんですが、その辺ももう少し、結果としてこれが大きな財政寄与になると思いますのでお願いをしたい。これは再三言いましたのは、非常に私はそれをしていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります。防災対策についてでございます。特に災害に強い人づくりということについてお伺いをいたします。

阪神・淡路の大震災の災禍とか、あるいは新潟県中越地震の惨禍等、近年、我が国を襲った地震の災禍によりまして国民の生命、財産は大きく損なわれました。そこで我々が学んだ最大の教訓は、国民の一人一人が我が事として防災に強い関心を持つことの重要性であります。災害列島である我が国においては、これからも首都圏直下地震、東海地震、東南海地震等々が相当高い確率で近い将来起こるであろうということは、日本の学者あるいは行政担当者の一般的な常識になっております。災害は今の人間の力では防ぐことはできませんが、これに対して十分な知識と実践力を持って備えることにより、我々の身近な生命や財産に対する損害を大幅に軽減させることは可能であります。本町は、幸いにいたしまして地震とか台風あるいは大火災等の大きな災害の経験がありません。これは非常にありがたいことであります。しかしながら、逆に言えば災害に対する実際的な知識とか経験は不足しております。自治体は、その行政区域内の災害に対して第一時的な責務を持っております。その意味におきまして、今回、町が災害に強い町づくりを目指して、災害に強い人づくり、災害に強い組織づくり、災害に強い地域づくりを目指してということを策定されたことは、誠に時節に適したことだと思います。それに対して私は、前置き長くなりましたけど、質問をさせていただきます。

現在、人が一番大事だと申し上げました。つまりいろんな施設、設備をつくりましても、それを運用する人が十分な知識を持ってやらないと何ら意味がない、絵に書いたもち、猫に小判になってしまいますね。そういう意味で、1番としまして、平成20年9月末における

本町の防災士は何人いるのか。

2番、現在受講されている、つまり防災士講習に受講されてる人は何人いるのか、職員は4名と聞いておりますが、職員以外の防災に対して強い関心を持っておられる方、老人会とか、あるいはシルバーの方々とか、いろいろおられると聞いておりますが、何人ぐらい受講されておられるのか、お聞きしたい。

それから、町の防災計画によりますと、来年以降、職員は毎年5名ずつ受講させる、そして一般の住民の方々にも30名ずつお願いするように予算を取ると。そうすると毎年35名になります。22年度もそういう予定をされ、23年以降もそうくなっていきますと非常に組織として大きくなります。自主防災組織とか組織化等を今計画されておりますのは文書ももらっておりますので十分承知はしておりますが、ただ項目の羅列にしか私には今のところ見えないんですね。もちろん具体的な方法について既に部内では、こうしたい、ああしたいということの計画もあると思いますけども、現時点でわかる範囲で具体的な計画をお聞かせ願いたい。私も松浦議員も平成18年度に県の第1回の防災士講座を受講いたしまして防災士の資格を一応持っております。そういう意味で、一防災士としてそれに協力する用意は十分ございます。その辺も含めてお聞かせ願いたい。

ただ、私の私見ですけども、防災士は4日間か、5日間の講習ありまして、若干の実務講習もありましたけれども、極めて初歩的な講習だと、最低限度の講習かなあと思います。したがって、実際の大災害に遭いましたら、やはりもっと実務講習、実務経験も知識も積まなければ意味がない。防災士会というようなものを計画し、先進地、神戸とか新潟とか、そういうこの経験も学ぶ必要もあるし、そういう意味で具体的な方法を早急に考えていただければと思います。以上で1回目の質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの八代議員の1回目の質問に対しまして1回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 八代議員のご質問にお答えをしたいと思います。

きょうまで健診を利用されていない元気な八代議員のご質問でございます。答弁は、市町村が行うがん検診については、老人保健法に基づく市町村事業として始められ、本年度からは、各種がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診及び肝炎ウイルス検診等は健康増進法に基づく事業として市町村が行い、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査については医療保険者が行うことと改められました。また、国民健康保険の被保険者を対象として従前から実施している人間ドック助成事業や、本年度から保険者に実施が義務づけられた特定健康

診査と特定保健指導を開始しています。

これらの各種健診の考え方として、今までの治療重点の医療から生活習慣病を初めとする疾病予防重視の考え方が盛り込まれ、国民の生活の質を確保し、最終的に医療のあり方を適正化しようという仕組みが導入されています。本町におきましても、すべての検診について未受診者に対する普及啓発や受診勧奨を行うとともに、疾病の早期発見、早期治療を目指し、少子化傾向にある今日の高齢者を支える世代の負担を減少させることを基本として保健事業に取り組んでいるところであります。

次に、2のイでございますが、19年及び20年度の検診状況はどうかと、検診の種類と受診者数、要精密検査者数、そして経費についてのお尋ねでございます。平成19年度における検診の状況は、胃がん検診は563人で検査委託費用が390万円の検査委託費、大腸がん検診は735人で178万円の検査委託費、子宮がん検診は305人で156万円の検査委託費、乳がん検診は384人で200万円の検査委託費、肺がん検診は286人で40万円の検査委託費、前立腺がん検診は119人で18万円の検査委託費で受診されました。その結果、要精密検査者数は218人で、そのうちがんが見つかった人は6人、がん以外の疾病がわかった方は111人おられました。

また、本年度のがん検診の受診者数と検査委託費用の予算額は、10月末現在で胃がん検診は188人で検査委託費用の予算額は393万円、大腸がん検診は317人で検査委託費用の予算額は236万円、子宮がん検診は111人で検査委託費用の予算額204万円、乳がん検診は104人で検査委託費用の予算額225万円、肺がん検診は91人で検査委託費用の予算額54万円、前立腺がん検診は89人で検査委託費用の予算額47万円で受診されており、そのうち要精密検査者数は78人で、がんが見つかった方や、がん以外の疾病者は今の段階では把握できておりません。

次に、人間ドック、脳ドックについても同様の現状はどうかとお尋ねでございます。平成19年度における人間ドックの助成事業については、1人当たり助成金2万5,000円で160人、予算額400万円で募集させていただいたところ、154人の受診がありました。脳ドック助成事業につきましては、1人当たり助成金1万5,000円で100人、予算額150万円で募集させていただいたところ、90人の受診がありました。予算で定員を定めておりますので予算内での人数となっておりますが、これを超える希望が多かったのが現状です。このため平成20年度における人間ドック助成事業につきましては、より多くの方に受診をいただき、健康管理をしていただきたいとの願いから1人当たり助成金を2万円とし

募集人数を200人に増やし、予算額400万円で募集をさせていただいたところ、約1週間で定員を超える申し込みをいただきました。申し込みをしながら受診されない方が10月末現在で20人あることが判明しましたので、広報により再募集をさせていただき、先日、追加案内をさせていただいたところでもあります。

脳ドック助成事業につきましては、平成19年度と同様、1人当たり助成金1万5,000円で100人、予算額150万円で募集させていただいたところ、これも定員に達する申し込みをいただいております。平成19年度までは、検査結果につきましてはいずれも受診された医療機関から直接ご本人に通知されることになっておりましたので、精密検査の要否や疾病の内容は把握できておりません。平成20年度からは特定健康診査が実施されることになり、人間ドック及び脳ドックの検査項目にも必要な項目が含まれていることから、本人の承諾を得た上で助成金請求時に検査結果表を提出していただいております。

また、特定健康診査と人間ドックまたは脳ドックは重複して受診できないこととなっていることから、人間ドック、脳ドックの申込時に特定健康診査の受診券を回収させていただいております。11月末現在においてドックを受診され、検査結果を提出していただいている方は、人間ドック173人、脳ドック96人であり、特定健康受診者の結果が戻ってきている方713人と合わせて順次分析を行っているところであります。まだすべての分析が終了しておりませんが、検査数値が正常でなかった方は現時点で110人判明しております。これらは生活習慣病に着目した検査項目において血糖、血圧、脂質などの数値が基準を超えている方で、今後、特定保健指導をさせていただく中で、精密検査や早期治療、日常生活の改善などについて指導をさせていただくこととなります。これらのことにより今まで以上のきめ細かな健康管理をさせていただくことができるようになり、健康な町づくりを推進していけるものと考えております。

次に、人間ドックについて、高齢者ほど異常率は高いと、70歳以上をなぜ対象としないのかというご質問でございます。答弁として、人間ドック助成事業につきましては、脳ドック助成事業と合わせ町単独事業として人間ドック・脳ドック助成金交付要綱を定めて実施をさせていただいているところであります。平成19年度までは、人間ドックは30歳以上70歳未満の方、また脳ドックは40歳以上70歳未満の方とさせていただいております。平成20年度からは特定健康診査が始まり、その対象年齢を40歳以上75歳未満とされたことから助成金交付要綱全般を見直し、対象年齢も特定健診対象者と同一になるように拡大し、該当する方にはいずれかの健診を受診していただけるようにさせていただきました。

75歳以上の方につきましては、平成20年度から始まりました長寿医療制度に基づく健康診査を受診していただくとともに、介護保険法に基づき65歳以上の方に受診していただく生活機能評価を同時に実施することにより、高齢の方特有の疾病の予防と日常生活の向上に寄与できるものと考えております。広陵町では、町民の方には年齢にかかわらず健康な毎日を過ごしていただきたいとの願いから、特定健康診査及び長寿医療の健康診査のいずれも自己負担なしで受診していただけるようにするとともに、対象者の方全員に受診券をお送りすることにより健康管理に関する意識を高めていただき、進んで健診を受けていただけるよう努めているところでございます。

そして、ただ長寿を達成することが目的ではなく、健康に日常生活を送っていただくことが大事であります。例えば脳血管疾患を予防するためには野菜を多くとる生活習慣に改めるなど、健康な町づくり計画「笑顔で80 広陵21」に掲げられている取り組みを日常生活の中で町民の方全員に実践していただくことを願っております。

次に、各種検診について、21年度は積極的に予算を組んだらどうか、受け付け方法も再考してはとご質問でございます。人間ドックと脳ドック助成事業につきましては、本年度は広報でお知らせしたうえで、先に説明申し上げました募集人数により、6月9日から窓口で先着順で申し込みの受け付けをさせていただきました。昨年までの状況での予想を超えて初日にお越しいただいた方が非常に多く、約1週間でいずれも定員に達したという結果になっております。町民の皆さんの健康に関する意識が非常に高くなってきている表れであると認識しておりますが、募集人数は決めさせていただかなければなりませんので、来年度は申し込みが一時期に殺到することのないよう、また、より公平に受診いただける機会を持てますよう申し込み方法や受診者の決定方法を改めたいと考えております。

具体的には、事前に広報でお知らせした後、ある程度の期間を設けて申し込みを受け付けし、募集定員を超えた場合は公開抽せんにより受診者を決定させていただきたいと考えております。この方法につきましては、既に本年度の人間ドックの追加募集の際に試行的に実施をさせていただき、円滑に受診者を決定させていただいたところでございます。人間ドックと脳ドックにつきましては、従前から町単独の任意事業として実施をしてまいりましたが、一方、平成20年度からは実施が義務づけられた特定健康診査につきましては、今後5年間で受診者と保健指導率の向上について目標を掲げて取り組んでいかなければならないこととなっております。今後は、いずれの健診とも連携して町民の健康を守るという普遍的な願いのもと、特定健康診査の普及促進についても積極的に努めてまいりたいと考えており

ます。

次は、最後の防災対策でございます。特に災害に強い人づくりの防災士は何人かというご質問でございました。防災士の人数は、平成20年9月末現在で14人でございます。この中には八代議員と松浦議員も防災士としてカウントしています。

2番でございますが、防災士の組織化や方策をご質問いただきました。本年度、防災士の受講者は18人です。その内訳は、町職員5人、シルバー会員9人、一般の方が4人でございます。防災士の組織化について、その方策はとのお尋ねにつきましては、大規模災害が発生した場合、その災害が大きければ大きいほど公的な救援が及ぶまでに時間がかかることは阪神・淡路大震災での例を見れば明らかでございます。災害が発生した際、防災士はそれぞれ所属する団体、企業や地域などの要請により避難誘導や救助、避難所の世話などに当たり、公的組織やボランティアと協働して活躍いただくことから、日ごろから連携をとることによりスムーズな対応ができるものと考えています。

また、防災士の組織化につきましては、早急に取り組みます。実施要綱の策定につきましては、平成20年12月1日付で広陵町自主防災組織補助要綱を定め、平成21年1月1日から施行します。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、八代議員の2回目の質問を受けます。9番、八代君！

八代議員 非常に細かいところまで答弁いただき、ありがとうございます。私も若干認識不足のところもありまして、その点につきまして補足答弁もありましたので、喜んでおります。2度目の質問ですので、1番と2番と分けて細かい項目は省略して質問させていただきます。

特別会計ですね、国民健康保険とか介護保険の平成19年度あるいは20年度でも結構ですが、大体実際に会計の決算ですね、どのぐらい医療費として使われたのか、19年度は、20年度はどのような予定か、介護保険、健康保健それぞれについて大体わかれば教えていただきたい。それと先ほど細かい検査項目についての金額的な、いただきましたんですけど、総額はどのぐらいになったのか、これも合わせてお願いしたい。

なぜこんな質問をするのかといいますと、一般的に医療機関に受診しますと、30%とか20%とか個人負担があります。私は、先ほど言いましたように、人間ドック等、それから特定健診もしておりませんが、やっぱり高齢者の範囲に入っておりますので、高血圧のための血圧降下剤等、死ぬまで見えんと困りますので眼科医には通っております。大体通常の月は約5,000円ぐらいです。何か月に1回は血液検査やいろいろせい言われますので、その先生がしております。通常5,000円払いますと、年間6万円です。これ3割負

担ですので、お医者さんは20万円の請求をしていることになりますね。それで6万私から取って、14万円を健康保険から払ってると。何カ月に1回やや別個の検査もしますんで、私のようにほとんど余り大きな病気かからなくても、やっぱり健康保険から年間20万から25万ぐらい払っていただいているんじゃないかなと思います。

そうすると、ちょっと重い病気とか持っておられたら相当健康保険から使っているわけですね。あるいは介護保険でも大体要介護5になりますと、35万8,300円かな、私の記憶では、それだけの介護の給付を受けられますね。1割負担ですから3万5,830円引きましても32万負担がある。32万掛ける12は約380万ぐらいになりますね。満額受けるかどうかは別としまして、いざ病気になられますと、先ほど言いました脳ドックで補助が1万5,000円とか、これから考えますと膨大な医療費が来るわけですね。

例えば2万5,000円の補助って大きいようですが、これ例えばお医者さんに6万円の診療でかかるとしますと、本人1万8,000円払って4万2,000円は保険から払うと、こうなりますね。そうすると2万5,000円どれぐらいかいうたら、3万6,000円程度の医療給付を受けられると、その3割の1万800円が自己負担で、残り2万5,200円が保険会計が使うと。そういうことですので、いろいろ予算大変使っていただいとるんですけど、また町単事業でドックの補助もしていただいておりますけども、やはりこの予算は、もちろんこちらの検査費用は恐らく一般会計から支えておられると、そして医療費の方は特別会計だということになりますけども、特会のあれが赤字になれば最終的には一般会計から金出さないかということになりますから、検査は一般会計やと、こっちは医療やということになりますけど、最終的には町民の負担あるいは町の負担、町の負担は結局町民の負担にかかってきますから、私は人間ドックの補助も町単事業で、他やってない自治体もあるということだと思いますけども、これは非常に積極的にやっていただいて、その方が、先ほど何遍も言いましたように医療費の負担の軽減に繋がるということになると思います。

だからさっき言ったように、これ2万5,000円の補助ですね。質問の趣旨としまして、この人間ドックは大体どのぐらいの医療機関からの請求が来とるんか。そのうち2万5,000円が負担ですね。だからこの負担をもう少し下げるとか、2万5,000円の負担を2万とか1万5,000円とかいうことに下げる、あるいは脳ドックの1万5,000円の補助をもう少し下げるとかして、関心のある方はですよ、関心のある方は、高齢者になれば年金が主な所得になりますんで、やっぱり2万5,000円いう補助はちょっとしんどいんじゃないかなという方もある。もちろん私のように行かない方もありますが、そやけども、

もう少し負担を下げてやった方が結果として健康保険財政あるいは介護保険にて大きな貢献があると思うので、先ほど言いましたように、健康保険と介護保険の年間の医療機関からの請求はどのぐらいか、それと人間ドック、脳ドックの1件当たりの所要額どのぐらいか、その辺ちょっとお聞かせいただきたい。

青木議長 答弁願います。山村副町長は福祉部長を兼任しておられますので、福祉関係の答弁は山村副町長となっておりますので、山村副町長！

山村副町長 それでは、お答えを申し上げます。

まず、国民健康保険の平成19年度決算は、決算の認定のときにもご報告を申し上げておりますが、改めて医療費の額を参考までに申し上げたいと思います。療養給付費といいますのは、一般の医療機関で受診をされる医療費でございますが、一般被保険者で費用額にいたしますと13億6,000万円かかっています。そのうち7割を広陵町の国民健康保険が負担をいたしますので、9億9,700万、約10億円国民健康保険からお支払いを申し上げます。その差は個人が負担をされるということになるわけでございますが、また、その差のうち特に大きいものは高額療養費として国民健康保険が改めて負担をいたしますので、その額はやはり1億1,000万ほどになってございます。

また、年金を受給されております方の退職被保険者の医療費でございますが、総額は7億4,000万円でございます。これを国民健康保険から7割は5億5,000万円給付をいたしております。また、その差額のうちの高額療養費は4,300万円負担をしているということで、相当高額な医療費の支払いをさせていただいているわけでございます。医療保険そのものは万が一病気にかかった場合の相互扶助といいますか、お互い過大な負担にならないようにという仕組みの中での医療保険制度でございます。安心のための医療保険制度でございますが、年々医療費が増加傾向にあるということは否定できないわけでございます。

また、介護保険の額につきましては、特に問題になりますのは施設入所された額が一番大きいわけでございますが、平成19年度で施設サービスで5億円の給付をいたしております。件数にいたしますと、2,100件ほどの方で5億700万円の支払いをさせていただいております。介護給付全体では11億5,000万円の給付がございます。訪問介護等いろいろなサービスがございますので、そのような金額になっているわけでございます。

八代議員おっしゃるように、人間ドックあるいは脳ドックで早目に検診をして病気にならない取り組みをすべきだということはおもったもなご意見でございます。広陵町の国民健康保険でもう20年も前から単独で人間ドックの助成制度を取り入れをさせていただいてお

ります。広陵町は国民健康法、国がヘルスパイオニアタウン事業というのを事業として提案をしてくれましたので、その中で広陵町も独自の医療費を抑えるといいますか、健康な町づくりのために人間ドックも一つの施策として積極的に取り入れをさせていただきました。当初は予算の組んでおります予定人員にも達しない時代が何年かございましたが、最近では募集をいたしますと、もうすぐに募集定員に達してしまうということで、認識が高まったということで喜んでいるわけですが、逆に不満が生じているというのも現状でございますので、議員ご提案の1人当たりの助成単価を引き下げても、できる多くの方に受診していただくというのも一つの方法かと思えます。単独事業でございますので、すべての方を補助対象にするというわけにはまいりませんので、その点をご理解いただけたらと思えますが、受診対象者を増やす取り組みをまた協議をして決定をしていきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

青木議長 八代議員！3回目の質問になりますよ。

八代議員 今ご答弁いただきましたように、健康保険特別会計とか介護保険等で合計しますと億の2けたを軽く超える会計の負担があるわけですから、健康診断を何ぼ充実しましても、それはそれで防げる金額は、相関関係、私、理解しておりませんのでわかりませんが、しかし、これ全部足して20億か何かになりますね。ぱっと見、20億。1%で始末できても2,000万になるし、1割なら2億以上になりますから確かに人間ドック2万5,000円で160名ですから400万ですか、それから脳ドックが1万5,000円で150万、この2つ、約550万は町単でやっていただいておりますけども、結果として、この2つの検査だけで通常の病気も当然発見できるし、重い疾患も発見できるし、その辺、相関関係わかれば非常にしやすいし、理事者の方でも予算も組みやすいと思うんですが、そういうようなあれが、もし学術的な面、医師会等でまた資料が出ておるのであれば、また手に入れていただいて。今日、明日中にもじゃないんですよ、やっぱり理解、相関関係というのは出とるんかどうか、そして健康診断あるいはドック等との費用対効果がどうかということも研究していただきまして、そして、より一層住民の健康、長生きでも、答弁にありましたように単に長生きするのじゃなしに、健康で明るい生活で長生きできるというような方策のために積極的にやっていただけてと思えますけども、より一層この事業に取り組んでいただきたいと思えますし、住民に平等で不平持たれないような方法で、今徐々にやっていただいているのをお聞きしてありがたいと思っておりますけども、その辺も十分考えて事業をお願いしたい。これは答弁は結構でございます。

次に、2つ目の質問にさせていただきます。きょう私の家に配布されておりました「広陵」ですね、これに広陵町の防災計画というのが載っております。住民各位に対してこういう広報をされたと思いますし、我々、もう少し詳しいことをこの前の臨時議会で資料2として11月13日にいただきました。これも踏まえたうえで言うんですけども、要は、結果として、この町の広報にありますけども、3つ、災害については人づくり、組織づくり、地域づくり、これいつでもソフトいうんですか、人間に対してでありますね。したがって、いかに人の認識を高めるかということが非常に大事であると思います。

そういう意味でご答弁で、これはこれからのことですからそれでいいんですが、早急に具体的に、町からいただきました防災計画では、例えば災害の中で地域の自発的な設置の誘導、自警団組織に助成あるいは防災士、防災管理者、自主防災リーダーの組織と役割分担あるいは災害弱者実態調査の実施とかいろいろ書いてあります。あるいは21年度末を目標に協会の設置啓発、消防、民生委員等の連絡、こうして読ませていただくと、これはすごくもつともでありますけども、逆に言えば、この文章だけつくるのであれば、練達な理事者の方々やベテランの職員さんでやればあつという間に、5分か10分で作られるような書き方があります。だからそれはそれでいいんです。これを一日も早く肉づけをしていただきまして、現実に、いざ災害が起こったときにはすぐに出動できる、実質的な出動ができるようお願いしたい。

私も、この間も神戸の港未来いうんですか、行って語り部の方とも話をしたんですけども、大きな災害起こりますと生き埋めとかいろいろありますね。24時間、48時間、5時間単位で生存者しておりますけども、防衛庁も来るやろし、地域ボランティアも全国から来はりますけども、災害が起こってから何ぼ早く来ても48時間あるいは72時間たつんですね。もう48時間たってしまったら、もうほとんど死んでしまますね。何ぼ来はっても、はっきり言って、きつい言葉ですけど、死体発掘のような形になります。要は、発生したら即そこから地域住民が協力して行方不明者とか見当たらん方を探す、あるいは手伝いをするということが生存者を上げるのに必要だと思えます。神戸のときには6,000人から死にました。新潟のときには災害の規模の割には人的被害は信じられないほど少なかったんですね、災害の規模の割には。もちろん大きな、1人でも2人でも大変なことですけども、これがインドネシア沖に起こった万単位から見ましたら、日本の場合は、神戸があんだけになっても6,000人、外国は万単位、万の2たけ単位のともありますから、そう考えたら日本は非常にありがたい国やと思えますけども、被害に遭われた、災害に遭われた方から見ました

ら1人でも家族の大事な人でありますから、そういう意味でこの計画を一日も早く肉づけをしていただきまして、災害が起こったときにはすぐ効果ある活動ができるようお願いをしたいと思います。あとは町長に覚悟のほどだけ聞かせていただければ結構でございます。それで質問を……。部長でも結構です。

青木議長 答弁をお願いします。柘田総務部長！

柘田総務部長 八代議員におかれましては、防災士ということで受講もしていただきまして、また町の方にも一防災士として協力する用意もあるよと言っていただいて、お言葉、大変心強く思っております。ありがとうございます。広陵町の地域防災計画、これにつきましては、来年度予算を確保しまして充実したものをつくってまいる所存でございます。また、議員さんからもお話がございましたとおり、国民一人一人が活動する、自分のことだと受け止めて活動していただくと、自主防災という、ここのところを強くこれから指導していきたいという思いでございます。どうぞよろしくお願いたします。

青木議長 町長、覚悟のあれですか。平岡町長、何や覚悟の答弁とか何か言うてまっせ。平岡町長！もう時間ありませんので。

平岡町長 地域の防災力を高める、そして災害に強い町をつくるというのが基本方針でございます。今年度から取り組みを開始をいたしたところでございます。新年度予算で大きく確固なものに取り組んでまいりたいと思います。

青木議長 よろしいですか。9番、八代君！

八代議員 それじゃあ、ひとつよろしくお願いをいたしまして、終わります。

青木議長 それでは、以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。再開は1時30分より行いますので、よろしくお願いたします。

(A.M. 11:36 休憩)

(P.M. 1:29 再開)

青木議長 それでは、昼からの部を開会したいと思います。傍聴の皆さん、ご苦勞さんでございます。休憩を閉じ再開をいたします。

それでは、まず山田光春君の発言を許します。1番、山田君！

山田光春議員 皆さん、こんにちは。では12月の一般質問をさせていただきます。

1つ、薬局の薬剤師を活用した子供の健康相談事業の取り組みについて。

少子化にもかかわらず、小児の夜間や休日の時間外受診者は増加の一途だが、その大半は受診の必要性が低い軽症者だという。以前は子育ての経験豊かな中高年者が側にいて相談に

乗ってくれたり、複数人の子育てを経験するうちに自ずと判断できていたわけではありますが、核家族化や少子化により子供の病気に不安を抱える若い親が増えております。そんな親の不安を払拭するために薬局の薬剤師を活用して子供の健康相談に乗ってほしいと思い、提案いたしましたと思います。

2つ目、やってみよう、家庭でできる温暖化対策、省エネに取り組んでもらう家庭にプレゼントを。

地球温暖化の原因の1つに、二酸化炭素、CO₂の排出、家庭の中では電気が4割を占めています。見ていないテレビを消す、だれもいない部屋の電気を消す、電気ポットの保温を止める等、ちょっとしたことをやってみる、無駄な電気を減らすことはお金の節約になり、温暖化も防げる一石二鳥の取り組みであります。そうした省エネに取り組んでもらう家庭にキャンペーンでもやれば、張り合いもある、気合いが入るし、チャレンジしたいと思う。例えば町内の企業の協賛を得て商品を準備していただいて省エネをやれば、やっただけ得をする。昨年より何%減らせれば商品がもらえる、そんなキャンペーンをやってみればいかがかと思ひ、提案するのであります。

3つ目であります。広陵町と株式会社出の借地契約について。

平成18年度、借地契約書の中身について、平成19年度、借地契約の中身について、どんな内容で借地契約をされたのか、全容を明かし、わかりやすい説明してください。

4つ目であります。シルバープラザ改修工事について。

工期は、平成18年11月20日から平成19年2月28日に完成しています。この改修工事は18年度の広陵町と株式会社出との土地賃貸借地中、期間、18年4月1日から19年3月31日までの1年間に改修工事が完了しております。このシルバーワークプラザの事務所は、南郷646番の2の一部の土地、657.62平米の床面積で完成いたしました。この土地と建物は平成18年度の土地賃貸借に関する契約書の中には書いてありません。18年度に契約したのは駐車場のために必要な土地だけ、面積2,034平米なのに、なぜシルバーワークプラザの事務所の改修工事ができ、完成するのか、わからないわけであります。改修工事をやるという契約書を交わしているのか、あるのかないのか、借地契約もない場所に建てる以上あるのが当たり前であると思ひしております。こんなことはないと思ひますが、もし借地契約もない他人の土地に勝手に倉庫を改修工事してしまったことになり、大変重要な問題であるわけであり、契約書の契約履行の原則を広陵町が守っていないことになると私は心配しているわけであり、わかりやすく説明していただきたいと思ひしております。

5つ目であります。広陵町とシルバー人材センターの借地契約について。

1つ目の契約。契約日、19年4月1日、契約期間、19年4月1日から20年3月31日まで1年契約、土地、南郷646番1の148.42平米、南郷646番2の1,800平米、建物、南郷646番1と646番2の1,157.57平米、床面積のうち657.62平米、年間借地料75万円。2つ目の契約。契約日、19年3月23日、契約期間、19年4月1日から20年3月31日まで1年単位の自動更新、土地、南郷647番の一部、建物、南郷647番の一部、年間借地料は無償、駐車場利用料金、年間75万円であります。どんな内容で町とシルバー人材センターとの借地契約をされてるのか、全容をわかりやすい説明ください。

次に、6つ目、株式会社出の土地4,820平米を平成19年6月27日、契約金1億7,936万1,060円で購入したが、ごみ、産業廃棄物まで一緒に買ってしまっただが、どのようにごみを処理したのか。倉庫も同時に購入したときは、ごみの量も今の数倍あった。一年半たって何とかしなくてはいけないとの思いで、やっと動き出した。そのごみを処理するのにシルバー人材の会員の知恵をかりて岐阜県の手袋会社に無料で引き取ってもらったそうであります。その糸類を段ボールに詰める作業も自動車、トラックに積む作業もシルバー会員のボランティアで手伝ってもらってやられたそうであります。

イ、なぜごみ処理をシルバー会員にしてもらう必要があるのか、これなんかボランティアではなく、行政の失敗をシルバー会員にやらせているだけではないのか。

ロ、町長は、あのごみを宝の山と2008年11月13日の臨時議会で答弁されました。ごみを分ける、糸と段ボールに、糸は宝の山と答弁したが、売れたのか。無料で持って帰ってもらったのと違うのか。段ボールは資源会社に売って収入を得る、倉庫の電線も有償で業者に売却すると答えられました。倉庫を解体して電線を集めて売ることだろうと思いますが、その倉庫を解体する費用に税金は使わんと思いますが、それも確認しておきます。本当に町長が言うごみは宝の山だったのかどうか。

ハ、ごみの中には、応接セット、犬小屋、タイヤ、オイル缶、油まみれの靴下、その他いろいろあるわけであります。当然産業廃棄物として処理しなくてはいけないものが多いわけあります。どこでどう処理したのか。町長は、いささかも費用負担はしないと臨時議会で私の質問に答えました。その結果そうだったのか。

ニ、当然宝の山ですから宝が出たと思いますので、ごみ処理までの会計処理の明細書を説明してください。

以上、1回目は終わります。

青木議長 それでは、ただいまの山田君の質問に対しまして1回目の答弁をお願いします。平岡町長！どうぞ。

平岡町長 ただいまの山田議員の質問にお答えをいたします。

まず初めの1番でございますが、薬局の薬剤師を活用して健康相談事業に取り組んではどうかをご提案をいただいています。本町では、小児の夜間や休日の診療については、葛城地区休日診療所または小児深夜救急である橿原市休日夜間応急診療所において対応しておりますが、受診される患者が年々増加の傾向にあります。その中には、育児の不安や経験不足から軽症にもかかわらず受診されるケースもあると思われ、本来、急病患者的受診が遅れることが心配されます。子供の症状によりの確なアドバイスで緊急を要するか否かを判断できれば、休日診療所を訪れることなく自宅での休息により完治することも考えられます。奈良県では休日等の夜間に小児科救急医療電話相談を開設されており、奈良県医師会の医師がアドバイスをされておりますので、これを活用していただけるよう引き続き広報等で周知してまいります。

なお、薬剤師の力も必要と考えております。現在、学校、幼稚園、保育園などでの健康指導をお願いしているところであり、その活動を通じて新たな役割を検討してまいりたいと存じます。

次は、2番でございます。家庭でできる温暖化対策のご提案をいただきました。町では、地球温暖化防止対策として、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを示す広陵町地球温暖化対策実行計画をこの度策定し、町が行うすべての事務事業に関し、職員自ら率先して温室効果ガスの削減に取り組むことを規定しております。11月15日号の広報紙におきまして町民の皆さんへ周知するとともに、家庭でもできる地球温暖化対策を掲載させていただきました。温室効果ガスの削減は限りある資源の有効利用を図ると同時に、電気料金、ガソリン代の家計費節約にも繋がることから環境家計簿の配布等、住民の方にも地球温暖化対策に参加していただく方法を考えております。

グリーンエネルギー協力商品の販売などにより、自然エネルギーを活用した発電などに取組みられているなど国を挙げて新たな取り組みが進んでおり、広陵町地球温暖化対策実行計画の成果を検証しながら進めてまいりたいと存じます。議員が以前提案された一軒一灯運動にご協力いただいている方も多いわけであります。今回の提案からいたしますと、これも見直しをせざるを得ないのではないかと考えています。

次に、広陵町と株式会社出との借地契約についてでございます。広陵町と株式会社出との借地契約についてのお尋ねでございますが、議員から資料の請求がございましたので、提出させていただきますので、そちらをご覧くださいと存じます。平成18年度は、役場来庁者及び職員の駐車場としてお借りしたものでございます。19年度は、工場建物を改修させていただき、シルバーワークプラザとして整備いたしましたので、すべての敷地と建物をお借りすることとしたものでございます。借地契約金額は、平成18年度は年間135万7,710円、平成19年度は土地、建物すべてで4月から6月の3カ月で127万9,450円でございます。

シルバーワークプラザ改修工事についてで4番目でございます。シルバーワークプラザの改修工事ではありますが、町施工で行っております。本改修工事は平成18年度に採択された事業であり、年度内で工事を完成しなければならなかったものであります。これはシルバー人材センターが事業計画を打ち出し、国のシルバー人材センター連合から事業認可申請が認められたものであります。またシルバーの事務所としては、役場周辺でワークプラザを求めたいとのことでした。なお、シルバーの跡地については、理事長から県シルバー協会を町に誘致したい旨の話があったことにより町も賛同し支援したものであり、今日も水道施設をお借りいただいております。

平成18年9月議会で一般会計補正予算提出の際にご説明申し上げましたように、シルバー人材センターの改築、新築に向けて、会員の就業あるいは研修を行うことを目的とした施設に対し2,000万円を上限として奨励金が支給されることになっております。当時2,000万円の改修費を計上し、そのうち奨励金の基本となる額は1,600万円であり、補助率が2分の1とのことから奨励金として800万円、シルバーの負担が200万円、町財源として1,000万円を投じ2,000万円の改修工事を行ったものでございます。

次に、5番でございます。広陵町とシルバー人材センターの借地契約について、イのご質問の4月1日付の契約であります。平成19年4月1日付の借地契約はありません。何かの誤りではないでしょうか。

ロの3月23日付の契約ですが、広陵町とシルバー人材センターの借地契約は平成19年3月23日付で契約をしております。内容につきましては、南郷647番地の土地及び建物の一部を無償で貸借する。駐車場利用料金として年間75万円を納付する。相手方からの申し出がない場合は自動更新をするといったものでございます。駐車料金の算定でございますが、今回の対象の駐車場面積は727.58平方メートルの広さであります。駐車台数から

計算しますと約30台駐車できることから、1台2,000円として12カ月の30台分を根拠として75万円といたしました。

次、6番でございます。株式会社出の土地、建物を購入したが、ごみ、産業廃棄物まで一緒に買っているのではないかと、その処理についてどうしたかとお質問でございます。シルバー会員さんは、日ごろから町に、町の人に何かのお役に立ちたいという温かい奉仕の心をお持ちでございます。整理に際し、当初からこの場所についてはシルバー人材センターが責任を持って対応しますと意思表示を示していただいていたものでございます。感謝をしています。

ロの本当に宝の山なのかというご質問でございます。この倉庫には、糸、鉄、段ボール、紙類があり、これらは地球の資源であり、リサイクルすれば宝の山であると考えております。また、宝の山は金銭ばかりではありません。人と人の触れ合い、人とのつながり、よい汗を流すことなど、人間関係をよくすることも宝の山の一つであります。今回の整理で糸の引き取り手は多くありましたが、先にお話のありました岐阜県の企業が作業軍手を作るということで、喜んで取りに来られたと聞いております。また、鉄、段ボール、紙類は町内の業者がリサイクルとして引き取っていただきました。これらは町の収入としております。

ハでございます。費用の負担はしていないのかというご質問でございます。費用の負担については、町では負担いたしません。

ニでございます。会計処理の明細でございますが、鉄、紙等の整理を行っていただきました。倉庫整理につきましては、11月11日から12月の2日にかけてシルバー会員さんによりご奉仕をいただきました。ご心配をいただいております会計処理については、鉄等売却代金は全額シルバー人材センターからお預かりをして町の一般会計に受け入れています。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、2回目の質問を1番、山田君！

山田光春議員 1番目の薬局の薬剤師を活用した子供の健康相談事業の取り組みについて。これは先ほど上の方で答弁ありましたように、子供の症状に的確なアドバイス、緊急を要する否かを判断できれば休日診療所を訪れることもなく、自宅での休息により完治することも考えられるということの答弁、そのとおりだと私も、その辺をやはり事前に、休日夜間応急診療所等に行く前の手前のお仕事として薬剤師の先生方にお手伝いをしてもらえたらいいのかなと思っているわけであります。やはり今データを見ましても、休日診療所利用状況を見ますと、櫃原休日夜間応急診療所、そして葛城地区の休日診療所受診状況、こう見ますと、やは

り内科、小児科、特に小児科ですね、そういうところが非常に多くかかられて、年々多くなっていると。今年は今、予算執行中でありますけれども、686万4,000円、櫃原保健センター休日夜間応急診療所に費用が行ってるわけなんです。17年度においては111人、18年度は131人、19年度は130人、これは櫃原保健センターのデータであります。そして葛城地区休日診療所においては、17年度には約296人、18年度には289人、19年度には297人、これはお昼、昼夜、深夜言うたら17年度には177人、18年度に164人、19年度には178人と、年々こうした小児科に対する子供が休日診療所にかかるのが非常に多くなっているんで、またお金の面も、私たちの税金も本当に窓口で処理できたらここまで行かなくても済むのを、地域におられる薬局の薬剤師にこうした健康相談を取り組んでいただいて、そして水際で防いでいければ子供たちにも地域にも安心を与えるのかなと考えているわけであります。

こんな発想はどこからと、これは町長、石川県の方が県挙げて今年度からやってるんですよ、地元の薬剤師を利用して。じゃあ、広陵町はどうかなと、そういう物まねをして提案させてもろてるわけでありましてね。ですから地域における薬剤師さんの健康相談も、学校とか幼稚園とか保育所に薬剤師さんはいらっしゃいます。今3人いらっしゃいますが、またそれ以外にも薬剤師として薬局を開店してる地域に、子ども110番ではありませんけれども、あれはいざいざの防犯のための110番、そしてこの分は、やはりこうした子供の子育ての面においても、なかよし広場でも子育てについてもいろいろ成果上がっています。またそうしたところにも派遣していただいて、こうした薬剤師さんに対してこういう事業をやっておりますよと大きく取り上げていかなものかなと思って提案したところでございますけれども、答えはこういうもんだとは思いますが、もう聞きませんので、これから前進していただければ結構かなと思っています。

それから2つ目に、やってみよう、家庭でできる温暖化対策。広報にも載せていただきました。これもやはり、こんなことやってたらあんたが提案した一軒一灯運動も消えるんじゃないかなと、それとこれと同じように町長、一緒に考えておられるのも結構ですけど、そういう意味で言うたんちゃうんですよ。そういう考えであれば、それもよしとしときましょう。こうした形で地球温暖対策に1つでも家庭で取り組むところも、今、小さいことですが、こつこつとできれば地球温暖対策の1つにできるかなと思っておりますので、そんな何となく理解に苦しむような答弁をしないで、ストレートに考えたらどうかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目であります。資料、町長いただきました。見てくださいということですので、私も読ませていただきました。議員の皆さんも土地賃貸借に関する契約書、広陵町と出さんの2枚いただきました。1枚目、駐車場のために必要な土地の賃貸借について。これは1回目の1年間、期間は18年4月1日から平成19年3月31日、1年間においては駐車場のために必要な土地を借りますよと、その場所は、南郷647番、そして南郷648番の一部ですよと、面積は2,034.55平米ですよと、こうして明確に13条までうたって書いてあります。年額135万7,710円あるわけであります。

ここに、まず1つ、株式会社出、代表取締役、出井裕久さん、この人は本人が来られて捺印、署名されたんですか、聞かせていただきます。それから、いつどこで何人でこの契約書を交わされたのか。

それから、18年度に駐車場のために必要だから駐車場のために必要な場所を借りたわけですけども、その間、今、シルバーワークプラザの建設が平成18年11月20日から19年2月28日に完成しておるわけですね。これは契約している場所ではないところを広陵町が工事にかかっているわけです。こういうことはできるのかどうか。全く契約もしていないところの倉庫と土地にシルバーワークプラザの改修工事を18年度に借りた間にされてるわけですが、これはできないと思いますよ。他人の土地と倉庫に契約上、何も書いてないところに手を差し伸べて工事をやっちゃっている、こんなことができるかどうか、2つ。

それから、19年度のこの契約書の2枚目、1枚目には収入印紙が2,000円で張ってあるわけで、ここに書いてあるわけですが、2,000円と。それで同じような契約、土地賃貸に関する契約書に、これには収入印紙が張ってありません。これは何でこんなところに張ってないのか。公文書として収入印紙が張ってない、何でここに張ってないのか。もう一つどっかに契約書があるんですか。

それから、19年度は4月1日から6月の30日まで3カ月間借りるようになっていますね。その間には、あの出の土地4,820.55平米すべての土地とすべての建物を借りるという契約を3カ月間で127万9,450円です。今シルバーワークプラザの事務所、18年度に完成してありますわね。完成してあの倉庫がシルバー人材センターの事務所となっています。この場所は、今、契約の趣旨については倉庫も一緒に、土地も一緒に借りるようになっていますが、あの改修したシルバー人材センターの事務所は、あれは出のものなんですか、それとも広陵町のものですか。この契約書を見る限りは出のものとして広陵町は契約したことになりますが、どう解釈したらよろしいですか、説明してください。先にそれだけ

お願いします。町長が答えてくださいよ、町長に質問してるんですから。議長、町長と契約してるんですから町長が答えてください。（不規則発言あり）

だからこれはですよ、これは候補地として広陵町の町長が印鑑を押してるんですから、町長知ってはりますから答えてください。

青木議長 山村副町長！先に答えて。

山村副町長 まず私の方からお答えを申し上げたいと思います。

出井裕久さんといつどこで契約したのかということでございます。私も当時これを直接担当いたしてございまして、当時は総務課で所管をいたしてございましたので、総務部長、総務課長に指示をいたしまして、ご本人と契約書署名、捺印をしていただきました。記憶の範囲でございますが、多分自宅に出向いて協議をしていただいて、契約書の案文を確定をいたしました。署名した場所は役場であったのか、自宅であったのかは今のところ本人に確認しないとわからないわけでございますが、ご本人の署名であることは間違いございません。

駐車場部分を借地をさせていただいたということは、役場来庁者の駐車場も不足しているということと、また、職員から2,000円の駐車料金を負担いただくということで十分な職員の駐車スペースが必要ということから、出さんの工場があいているということから車が止められる場所についてのみ借地をさせていただきたいということで、18年度の契約書の面積はそうなっているわけでございます。

それと18年に、18年4月1日から19年の3月31日まで契約をしながらシルバーワークプラザの建物を工事をするというのができたのかどうかということでございます。書類として、本来ならこの工事をするときにしっかりした書類を出さんと交わしておくべきであったと思うわけでございますが、出さんの代表であります出井さんに、また抵当権者であります奈良県農業協同組合にも声をかけさせていただいて、この建物をシルバーワークプラザとして改修させていただくということについて事前に協議をさせていただき、ご了解をいただいてスタートをさせていただきました。もちろん工事費そのものも補正予算で議会の方に上程をさせていただいて、契約書そのものはございませんが、ご本人と私は直接話をさせていただいて工事をするということで了解をいただいていることは間違いございません。

それから、19年度の契約書に収入印紙が張っていないということは、今、私も確認をいたしまして張っていないのはおかしいのではないかと思います。これも確認はいたします。ただ、2つ契約書があるというふうに山田議員おっしゃってるわけなんですけど……。

（不規則発言あり）

2通というのは、甲が広陵町、乙が相手方ということで2通を作成して、広陵町が作成する分については収入印紙は不要、非課税でございまして、個人が作成する場合は収入印紙が要るということになっているわけでございますので、広陵町が手元にある分は先方さんが作成したものですので収入印紙が張られているというのが普通でございますので、張っていない方がおかしいというふうに思います。渡すのが逆になってるのかもわかりませんが、確認はしたいと思います。

それとシルバーワークプラザがもう19年2月に完成をいたしましたので、建物も敷地も一部お借りするというのはおかしな話になりますので、すべて出さんの土地も建物も所有でございますが、すべてをお借りするというので19年度は借地、建物も含めて契約をさせていただきました。もちろん所有者は株式会社出、土地も建物も出で登記をされているわけでございます。その後、19年の6月に正式に契約をさせていただきました取得をさせていただきます、このとき土地、建物とも所有権を広陵町に移させていただいたものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

青木議長 1番、山田君！3回目の質問です。

山田光春議員 今、副町長は町長、これは本人と契約されたと、家へ行ってね、本当か。町長、19年6月27日の本契約、1億7,900万ぐらいの、あれは本人じゃなかったでしょ、出井さんじゃなくて、三和繊維のだれかが来て代理で来たという説明あったんじゃないか。

平岡町長 違いますよ、本人です。

山田光春議員 本人ですか。

平岡町長 はい。

山田光春議員 間違いないね。

平岡町長 間違いないです。そんなこと、だれから聞いてまんねん。

山田光春議員 公開質問状の答えの町長のそういう回答から私はそう思うだけですよ。

平岡町長 違う、本人です。

山田光春議員 まあそれでもいいですよ。それから、契約書はないと。シルバーワークプラザを口頭でお願いしたと、農協さんなのか、農協さん、それで出さんに。こんなことみたいなあり得るの。公として、きちっとして片方で契約書を取りながら、口頭で建てるから貸してくださいと。きちっと契約書とるんでしょ、公の機関が。こういうことがあるから、初めからこの土地は防災センターみたいな、建てるつもりはなかったというのが一つずつ崩れるんじゃない

ですか。町長、こんなことやってるから、まして皆さんが我々の前にこんな契約書出すわけでは、収入印紙も張ってないような。出すときにきちっと、どうしてかなというぐらい疑問を持つべきじゃないんですか。だからこの契約書というのは一つ一ついかなものかなあ、本当に本人がしたのか。この筆跡から見ると、違うという人もいらっしゃるよ。だからこういう公の場所でシルバー人材センターの事務所まで借りるのに、人の土地であり、建物であるのに18年度は駐車場だけを契約しておきながら、そしてその建物と場所を改修するなんて考えられないことをやってはるでしょ。それを口頭でやった。何でそんなことができるんですか。もう一度教えてくださいよ。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 もちろんシルバーワークプラザを補正予算で議会に提出をさせていただいて工事をするということは、そのときに議会の皆さん方も出の工場そのものはまだ取得していないということは十分ご承知をいただいていたところでございます。あの建物を活用させていただいてシルバーワークプラザをつくらせていただくと、また取得の話も以前からずっと課題としてございましたし、正式に取得する方向で議員の皆さん方とご相談を申し上げるという経過の中でご了解いただいたというふうに理解をいたしております。書類として残していないという点については、ご指摘のとおり、おかしいのではないかとすることは当然かと思えます。

青木議長 1番、山田議員！次の質問に移ってください。

山田光春議員 4番目のシルバーワークプラザ改修工事についても、先ほど言いましたように、今の副町長も遺憾なことだと、こういう契約書もないのに、そういうことは認めてあるわけですね、お認めですか。町長、お認めされてますか。こういう契約書もないところに事前に手を入れて改修したことは、やはりやり方については間違ってたと思われませんか。いやいや、そんなことない、こんな契約書要らん、口頭でできまんねんと、どっちですか、後で教えてください。

だから今も完成した倉庫は出のものであったと、完成した事務所は出のものであるから、あれは出のものですか。改修して事務所にしてあつてるのに出のものですか、なら借地料は事務所として何ぼか払うてはるんですか。払うてないでしょ。町の委託されてるものでも何でもないでしょ。契約したときは19年度、3カ月間。19年の3カ月間、契約されましたね、127万9,000円かで。そのときに倉庫も土地も含めて契約されましたでしょ。そのときには、もうシルバー人材センターのあの事務所は出来上がってますよね。それは今、

答弁から見たら出のものであると、それを借りたと。自分たちを予算を一般会計も入れながら、それは出のもの、あのもんなんですか、そういう解釈するんですか、どういう解釈するんですか。

だからそういう一つ一つ我々から見ても理解できないこと、町側、あの出の土地に疑問を持つようなことをやられてるんじゃないですか。今、振り返ってスタートラインから見ても、後ろから見てもいろんな面でおかしいことやったんちゃんうかなと思っていますよ。結局18年度の契約は駐車場だけで倉庫は契約していないのに、その倉庫を勝手に改修工事をやるなんて信じられないことをやってると。こうした既成事実をつくり、買わざるを得ないような状況をつくり上げてきたと。本当に上手なやり方だと私は思っています。だから初めからこの土地は買うだけが目的であったと。この契約は上の方で話が進んで、下まで内容が理解できていないからちぐはぐな、つじつまの合わない契約書ができ上がってる。こういう収入印紙を張らないことも、いろんところで町長と副町長と笹井理事と多分3人で決められたことが下の末端の方まで理解できていないから、こうした収入印紙を張るについても、この収入印紙は第7条で収入印紙の負担、広陵町が負担しますよと言いながら収入印紙も張っていないとか、こんなちょっとしたミスを大きなものを買うのに基本的なことがやられていないということは、理事者側が考えてることを末端の職員がやるのが全然理解してないからこういう書類が次から次にできるんじゃないですか。後に質問しますが、あの書類も見当たりません、間違っただとちやいますかと町長言われますけど、そういう書類が出てくるんです。副町長、答えますか、今の質問に。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 シルバーワークプラザの改修工事を完了した時点で建物の所有者はだれなのかということになるかと思えます。シルバーワークプラザ、先ほども口頭で出さん、農協さんとも話をして了解をいただいたということを申し上げました。本体そのものを登記されてる状態の部分については株式会社出の所有物であると思えます。新たに2,000万円を投資いたしましたので、投資した部分については理論的には広陵町の部分に当たると思えます。だからすべてが出さんのものであるということは言えないだろうと思えます。だから本体、もとあった状態のものは出さんのもの、改修して中身を外してはがした部分についても出さんのものですが、それは処分するということをご了解いただいて、新たな2,000万円を投資をさせていただいて全く別個のものを作り上げたわけですので、出来上がったもののほとんどは広陵町のものであるというふうに思えます。ただ、登記簿上は出さんの名義

で19年の4月時点では残っておりますので、19年4月から3カ月間だけ広陵町が出さんと契約をしてお借りをしたという理屈でございますので、よろしく願いいたします。

青木議長 1番！質問事項4について3回目の質問になります。

山田光春議員 副町長、外側は出のもので、中は直したからうちの広陵町のもんだ、それを4月1日から3カ月間127万9,000円か何かで借りてると。これは今こうして質問するからこうした答弁出るわけですよ。我々は、こうした出の土地を買うことについては信頼関係で、あうんの呼吸で、ああ、防災センター建てるのか、シルバープラザを建てるのかと、よっしゃ、わかった、会員のためになるんだったらよろしいや、そして防災センター建てるんやったら震災が来たときに町民のためになるからわかったと、議員全部そうした形で認めて承認した。こんな細かいことなんか全く思いもしなかった。今、収入印紙、ちっちゃなことでしたが、そして契約、駐車場しか借りていないところに、その期間中に倉庫を改修して建てた。そんなことが公の場所の公がすることでは全くないと私は思ってるんです。ですからこの契約書なんて今まで、今も言いましたけど、本契約もどうなのかなと。今、副町長は本人がされましたとかいろいろ言われますけども、その場所には5人で来られましたでしょ、本契約のときは。三和繊維とか新和さんとか農協さんの安川さんとかが立ち会ってされたんちゃいますか、本契約のときは。ですからそういうところも含めておかしいなと思ってるのが私の感想です。

それから次、移りますが、広陵町とシルバー人材センターの借地契約について。1つ目は、私が何か間違ってるというような形で今、町長言われましたけど、広陵町シルバー人材センターの借地契約、これ皆さんから出た書類だと思いますよ。1つ目の契約は、多分建物を75万で借りる契約じゃないかなと思ってますよ。いや、違うって、それは違うんですよ、払うてないから、こういう案もあったちゅうことを言うてるから1つ目の契約、2つ目の契約をその辺で皆さん方の上の方で、上部で決めはったことが下部まで伝わってないからこういう書類が広がる。ちゃいますか。そんなことはどうでもいいけども、こういう書類が一つ一つずつ出てくるということは、町長と副町長と幹部の皆さんの考えと末端の考えとがずれてるから、ちぐはぐなことがあるからこういうのが出てくると指摘しておきたいと思います。

2つ目の契約は、そのとおりなんです。でも町長の答えは経過報告だけなんです。私が聞いているのは、そんな経過報告なんてどちらでもいいんですよ。この契約日は19年3月23日なんですよ。契約日の3月23日なんていうのは、これは広陵町の土地に何にもなってないわけでしょ。正式に根抵当権が抹消されたのは19年6月29日じゃないですか。そこま

でまだ出の土地じゃないですか。何で19年4月1日から契約期間、平成20年3月31日の間までシルバー人材センターと広陵町と契約ができるんですか。おかしいと思いませんか。先ほどの19年度の借地契約のこれを見ても、町長、そうでしょ、19年4月1日から19年6月30日までは出の土地だから広陵町と契約する契約書をここで交わしてますよね。それが何でシルバー人材センターと、次の資料に皆さんありますように、広陵町ワークプラザ敷地契約書、647番というこの土地は第1条から第5条まで書いて附則もある、この契約は平成19年4月1日から施行する。わざわざ附則までして4月1日から施行します、4月1日なんか広陵町の土地じゃないんじゃないですか。6月29日に初めて、あの登記簿見ても根抵当権はここで外れてるんです。初めて広陵町になったものに何で3カ月間に、4月1日からこんな契約が結べるんですか。町長、どうですか。町長と佐藤さん結ばれてますでしょ、3月23日に。こんなことあり得るんですか、説明してください。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 確かに日付的にはご指摘いただいたということになるろうかと思えます。ただ、シルバーワークプラザが完成して、あの出の敷地、建物をシルバーが利用されるに当たって町も借地料を出さんにお支払いしておりますので、今後、敷地契約のままいくか、あるいは取得して広陵町名義になったとしてもシルバー人材センターが負担をしていただきたいという話をしたわけでございます。金額は、先ほども町長が答弁で申し上げました根拠で、これは職員が1人1台2,000円、月に払っていただくというその根拠から……

(不規則発言あり)

シルバー人材センターの職員もその事務所に入りますし、サービス公社の職員も同じ事務所に入る。役場の職員が2,000円の駐車料金を負担するということについて整合性をとらなければならないという話がシルバー人材センターの方からも出てきましたし、町の方も同じような職員ですので、一方は、町の職員は2,000円の駐車料金払っているのに、シルバーワークプラザで勤務をする職員は2,000円払わないと。それはおかしいと私も申し上げて、理事長に職員から2,000円を徴収してください、ただし、その2,000円を町へいただくというのではありませんよと、シルバー人材センターの歳入にさせていただいて、そのかわりに広陵町に一定の金額の使用料を払っていただきたいということでお願いしたのがこの3月23日の日付でございますので、よろしく願いいたします。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 副町長、そんなこと聞いてんちゃうわけや、中身。この期間が借地の間に何で

4月1日になるのかという単純な質問なんや。そんなことできるのか、できないのかということを知っている、何で7月1日か何かでできないのかと。あるいは明確に2枚目に19年度は借地ですよと言いながら、何でこんな契約をするのかという単純にわかりやすく、そんなへ理屈とか説明はもうどうでもいいんですよ。駐車場は2,000円取るとか取らないとかいう、簡単な基本的なことを知っているだけなんです、そういうことですよ。もう何か答えありますか、ないでしょ。

それから、もう時間ありませんけど、最後のごみの問題ね。町長、今もごみはいろいろ何かわかったようなわからんようなことを、おれから見たらへ理屈を言われておりますけど、やはりこんなんはシルバーの会員にしてもらう必要なんて全くないわけですよ。これは町の行政の失敗をですねシルバーの会員の皆さんが負担をしていると。契約書の中には更地として買いなさいよと、買いますよというてうたわれてましたでしょ。倉庫は買って、ごみまで買うようになってたんですか。なってないでしょ。本来なら更地として買うのが当たり前ですけども、倉庫を有効利用するさかい言うて倉庫を買った。その中に山のようなごみの山があった。そのごみをシルバーの会員さんに、ボランティアなんていう言葉なんか使ったら怒られますよ。これは行政の失敗を会員の皆さんに押しつけてるだけ。それさえなかったらきちっとして、ごみだけ処理してもらったらこういう負担はしていただくなくてもよかった。そして残ったごみは、こないだ職員と話したら、今残ってるごみはどうするのと聞いたら、あれは清掃センターへ行くんでしょ、それしか方法がないんですよって、それか産廃業者が来て車で1トン何ぼかで払って処理せんことには、町長はいささかも税金を使うことはないとかいうて大見えを切って大きなことを言うてはりますけど、そんなことができるわけありません。その金を町長が出すんやったら別ですよ。出すことないでしょ、どうですか。

それから、今までの町長の、6月から防災センターに係るずっとの発言。防災センター建設のために購入した出の土地に関して質問した6月、9月、臨時議会から町長の発言を拾ってみると、私にとっては耳を疑うような発言が多いと思っています。1つ、6月定例会で防災センター建設の見直し、凍結したいのときに、職員に大事業をやる心意気があるかどうか疑わしいと答弁された、1点。

2つ、9月定例会で、今でも仕事に職員はやる気がないと感じているのか、そう思っているのであれば町民は一番の被害者だと、信頼関係が崩れていると見ているが、どうかとの問いには、ついてくる者はついてこいと、そういう答弁。

3つ目、9月定例会の決算委員会の用地取得事業特別会計決算審議で、出の用地を取得を

したことと防災センター建設が一致してるような言い方をされているが、建設とこの用地を買うことは全く関係がないと答弁されましたね。

4つ目、農協に依頼してとってもらった土地鑑定書に更地として購入するとなってるのにごみまで購入したと。そのごみを宝の山と認識していると答弁されたこと。

それから5つ目、9月の定例会の私の一般質問で、今日まで町民の皆様に信頼を築いてまいりましたが、一方的な思いや考え、卑劣きわまりないビラや公言流布、私や町の信頼を欠く行為は許されるものではないと思います。信頼は一瞬にして崩れ、壊れます、私の名誉も著しく損なわれた、しかるべき対応をとらせていただき、名誉回復に努めてまいりますと強い調子で言われた。どのような行動をとられ、私は名誉毀損で訴えられるのかなとこの3カ月間毎日心配でありましたが、この言葉を今後どうされるのか、私を名誉毀損で訴えられるのかどうか、お答えください。

そして6つ目、議会だより訂正申請書について。議会だよりまで手を入れてくるということは、相当、出の問題について町長自身ショックを受けられているようでありますけれども、そこまではしては行き過ぎだと私は思っています。反省する必要があると思っています。その点について、町長、答えていただきたい。特に名誉毀損に訴えるかどうか、私も心配しております。公人として公の党の議員としてどうするか、お答えください。

青木議長 答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 縷々ご説明、ご質問をいただいたところでございます。私は、防災センター等、出の土地につきましては、きょうまで発言したことは誤りはないと自ら訴えているものでございます。

また、名誉毀損等の問題もご指摘をいただいておりますが、しかるべき措置を現在とっているところでございます。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 町長、名誉毀損でしかるべきを今考えてると。じゃあ、そのときは私も受けて立たざるを得ないと思っていますので、その気持ちで頑張りますとも言われんし、そのように対処したいなと思いますのでね。

今、防災センターについては全然間違いなくとか言われますけど、やはり今のこうした6月議会から3回、4回目の議会を通してこれをずっと並べてみると、今の契約書の中身についても、シルバー人材センターとの契約のやり方についても、人のものまで借地でありながら手を出して改装したとか、いろんな公の人では考えられないことをやっておられる。そし

て公文書でありながら収入印紙とか等々のいろんところで瑕疵があるのではないかなと思いますので、今後とも気をつけていただきたいと思いますよ。そうせんと町民の信頼は得られないのではないかなと最後に訴えて、終わりたいと思います。

青木議長 それでは、以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。2時40分より再開いたしますので、よろしくお願いします。

(P.M. 2:28 休憩)

(P.M. 2:40 再開)

青木議長 休憩を解き再開をするその前に、長濱副議長がちょっと所用のため欠席をしておりますので、ご了解のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

それでは次に、山村さんの発言を許します。14番、山村さん！

山村議員 14番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

師走に入り一段と寒さが厳しくなってきました。10月27日付の朝日新聞の夕刊に、手が温まった人は他人への評価や行動が優しく、親切になる、コーヒーカップや温冷湿布を使い手を温めた人と冷たくした人を比較したアメリカでの実験結果だとありました。日本の現在の経済状況は100年に1度の暴風雨が荒れている。金融災害とも言うべきアメリカ発の暴風雨と麻生首相が表現しております。国民は荒れ狂う大海にこぎ出した小船に無理やり乗せられたようなもので、景気先行き不安定で激しく揺れ、船酔い状態に陥っています。こういうときだからこそ私たち議員も、そして町行政当局の皆様も手を温める以上に心を温めて広陵町の皆さんの心を温める人に優しい、安心・安全な町づくりに全力で取り組んでまいりたいと思っております。

まず1番目の質問でございます。21世紀は女性の世紀と言われて久しいのでございます。一人一人の人間が尊重される平和で豊かな社会を形成する前提として、何よりもまず社会的、文化的に形成された性別、役割にとらわれない、いわゆるジェンダーフリーであることは言うまでもありません。しかし、実際には女性に対する偏見、慣習的な差別もいまだに社会の各方面で根強く残っていることも事実です。平和、福祉、環境、教育などソフトパワーによる地域の活性化といっても、こうした偏見や差別を打ち破り、地域の女性がみずみずしく女性力を発揮できるかどうかにかかっています。このことは金融不安、経済の減速が急激に健在化し始めたこれからこそ、ますます重みを増していくに違いないと確信しています。また

一方で、急激な少子高齢化の進展のほとんどは女性力にかかっていると言っても過言ではありません。以下、女性力を大いに発揮するための女性サポートに対して町長の認識と対応をお伺いいたします。

1、経済減速、雇用情勢の一段の悪化の中で、子育て世代の男性を取り巻く労働環境は厳しいものがあり、また雇用悪化の中でのパート、派遣などの女性を取り巻く労働環境はもっと厳しいものがあります。根づき始めたワークライフバランスが大きく後退することが懸念されます。男女共同参画を推進する地方自治体の役割と対応についてお伺いいたします。

2点目に、経済の減速は身近な環境問題に取り組む絶好のチャンスです。家庭からの温室効果ガスの排出が増加の一途をたどっている中で注目されつつあるのが、今年度から環境省が家庭部門からの削減の切り札としてモデル事業をスタートしたエコポイントです。エコポイントは、消費者が温暖化対策型の商品やサービスを購入した際に付与され、たまったポイントで新たな商品やサービスを購入できたり、電子マネーなどにも交換することができるという制度です。消費者にとっては省エネ、温暖化防止に貢献した分だけ経済的な価値で還元される仕組みだけに、家庭で楽しみながらエコライフを進めることができ、その効果が期待できます。その具体化に向けた本町の取り組みについてお伺いします。

3点目、女性力発揮に不可欠なのは、女性の健康です。そのために身近な場で多角的な支援を受けられるように、予防接種や治療歴、出産、健康診断の記録が一目でわかる健康パスポートの発行は、地方自治体でこそ必須の女性サポート施策であると考えます。それに基づく健診、健康総合相談、さらには出産や病気の治療に役立てて、女性特有の、それも個人ニーズに合った対応が必要なのではないのでしょうか。健康で充実した人生を支援する健康パスポートの実現に向けた考え方をお伺いします。

4点目、国の第2次経済対策には14回分の妊婦健診の無料化が盛り込まれています。その財源は、財政措置されていない残りの9回分は、半分を国庫補助、半分を地方財政措置で行うと交付団体にも配慮した支援内容となっています。本町においては、当局のご努力により今年度健診は3回まで拡充していただきましたが、さらなる拡充策について期待の声が寄せられています。本町の取り組みについてお伺いします。

5点目、奈良県では一昨年、昨年と2年続けて、最近では東京で妊婦が8つの病院に受け入れを拒否され、死亡した問題は、医療体制が手厚いはずの大都市でも安心の出産が確保できない深刻な実態を浮き彫りにしました。母体、胎児、新生児を総合的に管理して母子の健康を守る周産期医療、妊婦の救命救急体制の現状と課題についてお伺いします。

2番目の質問でございます。地域防災に学生パワーをですが、11月13日の第3回臨時議会において新たな広陵町防災対策整備計画が提出されました。災害に強い町づくりを目指して、災害に強い人づくり、災害に強い組織づくり、災害に強い地域づくりという3つの柱とは別に、災害時のための災害応援協定を各分野と締結することを進めていくとありました。京都市消防局では、京都市内で火災や地震が発生した際、学生たちが救助活動を展開する京都学生消防サポーター制度が創設されました。広陵町でも畿央大学の学生の力を借りるようにはどうでしょうか。

3番目の質問、24時間対応、高齢者介護家族の電話相談について。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯または常時注意が必要な高齢者がいる世帯等が年々増加している中で、高齢者が住みなれた地域で安心して、できる限り自立したその人らしい生活が送れるよう支援していくための総合機関として地域包括支援センターが開設され、平成20年4月1日から全市町村で本格的に運営が開始されております。地域包括支援センターの円滑で安定的な運営を確保する観点から、24時間、365日対応の地域における相談体制の整備が大きな課題となっています。特にひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯または常時注意が必要な高齢者がいる世帯では、体調の急変など生死にかかわる緊急の場合から、あるいはちょっとした体の異変なのかどうか、その体の異変が重篤であるのかどうか、本人や、その家族の判断がつかない場合もあります。さらに高齢者や、その介護家族の日ごろの悩み事や心配事を休日や夜間でも気軽に相談できる仕組みが望まれています。しかし、人員配置等を考慮しますと、休日や夜間まですべてを対応するのは現実的には困難であるのが各自治体の実情です。そのため民間の専門会社への委託方式も視野に入れた中で、相談体制等の整備を促進していくことが喫緊の課題となっております。

神奈川県相模原市では、平成19年8月1日から24時間体制で相談に応じる無料電話相談窓口「ホッと！あんしんダイヤル」事業をスタートし、この1年間の相談件数は985件を数えました。1カ月平均、約82件、平均相談時間は約15分、ケアマネージャーや看護師の資格を持った専門職が対応し、いつでも気がねなく匿名で相談できる専門のフリーダイヤルとなっています。広陵町でもこうした取り組みの導入を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの山村議員の質問に対しまして1回目の答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 山村議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1番でございますが、女性サポートプランの認識と対応を伺うということのご質問でございます。答弁といたしまして、現在のような金融不安の状況の中において、来春の就職が内定していた学生においても内定の取り消しが多く出ていると、毎日テレビ、新聞などが報じています。前回の9月定例会でも男女共同参画の取り組みについてお尋ねいただきまして、女性がさまざまな場所において活躍できる町づくり、組織づくりが必要であるとお答えしております。男女共同参画社会とは、ご存じのとおり、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会のことです。まずは家族、職場の協力なくしては女性の進出は難しいと考えますが、その協力が得られたうえで、財政状況が厳しい現状では町で直接支援策を講じることは難しいとしても、町が民間を支援し、結果として支援につながるように展開すべきと考えます。

2番でございます。エコ・アクション・ポイント事業、こうした取り組みをするかどうか、お尋ねでございます。環境省が推進するエコ・アクション・ポイント事業の仕組みは、民間団体が事業に賛同する参加企業を募り、消費者であるエコポイント会員が温暖化対策型商品の購入、サービス等の利用に応じてポイントをため、そのためのポイントによりポイント還元メニューの商品に交換できるとされ、一部ではモデル事業が始まっていると聞いております。家庭で楽しんで省エネに取り組めるものかどうか、その仕組みと成果を十分確認する必要がありますが、具体的な取り組みは国、県から来ていませんが、担当者は研究しているところであります。

次は、1の3でございます。健康パスポートのご提案でございます。答弁として、町におきまして昨年度まで老人保健法に基づいて40歳以上の方を対象に検診の結果や予防接種の記録、血圧測定の数値等を記入していく健康手帳を配布しておりましたが、老人保健法の改正で配布義務はなくなりましたが、本町では、本年度から年齢に関係なく各種の検診の受診者や希望者にこの健康手帳を配布し、その手帳に検診等の結果や治療を受けた経過を記載して、女性に限らず男性の方でも有効に利用していただくこととしております。本年度11月末現在186人の方に配布いたしました。今後もこの健康手帳を活用していただく予定でありますので、改めて作成する必要はないと考えております。

次は、1の4でございます。妊婦健診をさらに拡充をという町の取り組みについて問われ

ています。現在、国におきましては、妊婦健診の14回無料化を検討されておりますが、町といたしましては、9月の一般質問でお答えさせていただきましたように、来年度は3回を5回に、非課税世帯の方についてはすべて助成を実施する予定でおります。

次は、5番でございます。母子の健康を守る周産期医療の妊婦の救命救急体制の現状についてのご質問でございます。答弁として、奈良県の周産期医療は、リスクの高い妊婦については他府県への搬送に頼っていた現状にあって、また、平成19年8月に起きました妊婦救急搬送におきまして産婦人科の救急医療体制の不備が判明いたしました。このため本年5月に奈良県立医科大学附属病院を総合周産期母子医療センターに指定し、母体・胎児集中治療管理室、MFIUと申すそうでございます、新生児集中治療管理室、NICUでございますが、これらを整備し、新たな救急妊婦の受け入れ体制の充実を図っております。

また、平成20年2月からは、県内の開業医のご協力を得まして在宅当番医制が実施され、従来から実施されていた病院群輪番制とあわせて、すべての休日、夜間に産婦人科一次救急患者の診療ができる体制を確保している状況であります。しかしながら、医療機関を支える医師、特に産婦人科医と小児科医の医師不足は深刻な状況にあり、奈良県では県立医科大学における医師の養成により医師の確保を図っておられます。

なお、広陵町が特にお世話になっている大和高田市立病院も最近医師不足の事態となり、厳しい状況となっております。以前のような対応は困難となってまいりましたが、町内に助産院が開設される予定であると伺っており、町としても期待をしております。町におきましても、引き続き奈良県に対しまして医師の確保や養成をお願いしていくところであります。

次、2番でございます。地域防災に学生パワーを導入して本町の畿央大学の学生の力をかりてはとのご提案でございます。京都市の京都学生消防サポーター制度については承知しております。今月15日には、防火・防災に関する講義や普通救命講習等の基礎研修等を終了した32名の大学生が京都学生サポーターとして登録証を交付されます。畿央大学の学生の力をかりられないかとのことですが、災害については義務教育の中で教育をされております。本町には大学、高等学校があることから、自主防災、みずからを守る、友達を助ける、町民を助ける、そういった教育を実践すべく検討をしています。

次に、社会的弱者に対して24時間対応の相談事業をしてはどうかと提案をいただきました。高齢化社会と表現される時代背景を反映して、本町でもひとり暮らしの高齢者あるいは老老世帯と言われる高齢者のみの世帯が増加しております。現在、町で把握してる状況は、約250名のひとり暮らしの高齢者がおられ、相談等の要望があれば地域包括支援センター

の職員が訪問し、対応させていただいているところです。

ご指摘のとおり、当然に生活環境や加齢によって将来見守りや日常の安全等の充実した高齢者施策が必要となってくるものであります。高齢者の総合相談窓口としての機能を備えた本町の地域包括支援センターといたしましては、センターの勤務形態そのものは24時間、365日対応ではありませんが、介護保険制度の開始時点から施設を有する大和園と竹取の丘に協力を願い、有事の際の相談支援体制を維持しているところでございます。町といたしましても、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の場合、緊急通報システム事業と称して緊急通報機能を有する装置の設置事業を行っております。この緊急通報装置の設置も24時間、365日対応で、緊急時の通報及び健康相談等を行うことによって高齢者の社会的孤立感や不安感の解消を図っていただく方法の一つであると考えております。当該事業につきましては地域民生委員にも協力員として関与いただき、行政とともに高齢者支援に努めていただいているところでございます。

また、現在開設してる総合相談窓口の拡充や先進地の取り組み等を視野に入れ、高齢者のみならず町民すべての方々が住みやすい地域となるよう、人に優しい町づくり施策のより一層の推進について検討してまいりたいと考えるものであります。ひとり暮らしの方の実態はさまざま、近くに子供さんが住まわれていたり、地域での見守りを受けておられる方もあり、必ずしも居住形態のみによってすべての方が常時注意が必要な高齢者ということではありません。踏み込んで申し上げると、本町の高齢者施策は近隣に比して決して劣ってはならず、一定のサービス水準にあることをご理解願ひ、関係機関の連携によって推移しており、現状、このことに関しては特に過敏なご心配は必要のないものであると考えるものであります。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、山村さんの2回目の質問を受けます。14番、山村さん！

山村議員 1番目の女性力発揮へ女性サポートプランをとということでお答えをいただきましたが、まず1点目、男女共同参画、9月議会でも私もまた質問させていただきましたが、今回12月、役場職員の中、大きな機構改革をされた中で、男女共同参画の担当課はどこなのか、担当者が明確になったのか、それを1点お聞きしたいと思います。

2点目、環境省のエコ・アクション・ポイント事業ということ、まだまだ研究段階ではありますが、広陵町でも地球温暖化対策実行計画を10月につくっていただいたということで、私もプリントアウトさせていただきました。この中身というのは、役場の職員の方が削減されるという目標値の設定であるのかなという認識をいたしておりますが、やはりこういう職

場とかいうのは非常に取り組みというのは取り組みやすい現状であります。3階に来て、私来たときでもお昼休みとかやったら真っ暗になってたりとか、3階の階段も、そういうことで非常に取り組んでおられるというのは認識しておりますが、各家庭の広陵町の世帯の方々が1軒ずつ取り組んでいただくということで大きな地球温暖化防止ということになるのではないかと、その認識はお持ちではあると思います。今、地球温暖化ということとは非常に住民の方々も認識されておまして、エコバックというのは本当に普通のようにお持ちで買い物にも行かれてる。そこでお店でポイントというか、ハンコを押してもらってためてると。そういう一人ずつの認識というのは非常に高まりつつありますので、この10月にこういう計画を立てられたところですので、大きく住民の皆様にもこういうことも広陵町として取り組んでいただけたらなという思いでおりますが、まだ国から来てないとか県から来てないということですが、環境省のホームページでもみな出てますので、取り組む姿勢があればできると思いますので、その辺のところをもう一歩踏み込んで取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目の女性健康パスポート。ご答弁いただいたとおり健康手帳、私も持っております。健康診断とか受けたときに基本健診とかがん検診とか町のとかで受けたときにハンコを押していただいて、その結果というのを残せるようにはなっているんですけども、これっていうのは老人保健法ということで書かれていますけど、私も40歳から基本健診を受けたときにいただいております。母子手帳というのは就学前ぐらいまで記帳はさせていただいてます。学校では予防接種を受けたとか記録は残ってると思います。ここに行くまでに一番体の変調というか、病気が起こりやすい思春期、また妊娠、出産という、その間というのが抜けてしまってるんですね。ですので健康パスポートというのは、あくまでも女性には限らないと思います、男女ともに健康管理の手助けにはなるとしますので大事なことではあると思います。

なぜ私が女性に対する健康パスポートという提案させていただいたかという、うちの党が推進しているというのもありますけれども、そのきっかけというのは、ある一人の方の声からでした。ヨーロッパに在住していた日本人の女性が出産のために現地の病院に行ったところ、医師から、あなたが生まれてからこれまでに受けた予防接種や病歴、治療歴の情報などが記載されている書類を提出してくださいと求められたそうです。その国では自分が生まれてからの健康に関する記録を1冊の手帳として持っていて、妊娠、出産のときに病気やけがなどの情報を見ながら医療を受けるということでした。やはりここで1つ注目したいのは

母子手帳なんですけれども、妊娠、出産、子供の健康の記録を1冊にまとめた母子手帳というのは日本独自のシステムであって、これは本当に世界に誇れる日本独自の母子手帳が現在の核家族化の中で今見直されていると思います。

愛知県小牧市では、お父さんにもお母さんと同様、子供との絆を深めてもらえるような親子健康手帳として改めてつくっているということですね。特徴的には、親から子へのメッセージを書き込めるようになっていて、子供が大きくなって読んだときに親から愛されて育ったことが伝わり、自分を大切に思うことができ、他人にも思いやりを持つことができるようにとの思いが込められているそうです。また、義務教育終了の中学3年生までの予防接種などの記録ができるのも特徴で、心と体の変化の著しい時期を親子して乗り越えられるよう工夫されているそうです。このような親子健康手帳というのは子供たちにとっても宝物であり、病気や治療歴などに書き込めるスペースを増やせば、まさに健康パスポートにもなると考えます。ですので、母子手帳、健康手帳につなぐそういう総合的な手帳ということに変えるということに見直していただくということを要望させていただきたいと思います。これに関して、健康パスポート、また女性サポートプランにつきましては、12月11日、県知事に党の女性局として要望書をこれも踏まえたことで提出させていただきました。

4点目の妊婦健診のさらなる拡充について。先ほど1回目のときにも言わせていただいたとおり、国としては5回まで地方財政措置を今までされて、あと14回されているところの9回分は各市町村の対応になっていた。そこで財政的に厳しい各市町村ではできないという返答をいただいていたと思います。ところが、今回、国の方でも舛添厚生労働大臣が14回全額無料ということで、そのあと残りの9回分、先ほど言わせていただいたとおり2分の1は国、また、そのもう半分は地方財政措置ということで、やろうと思えば、ただし、第2次の補正予算が通ればの話ですけれども、そういう状況の中でできるというところまで今来てるのではないかなと思います。近隣の香芝でも14回、そしてこの12月議会で町長の答弁をいただいたというご報告を受けてるのが斑鳩町、それも他の市町村に先駆けてというか、もう1回プラスの15回分をしますという委員会での答弁をいただいたというご報告をいただいております。広陵町でも本当に若い町ということでございますので、どうか町長の大英断で14回無料にいたしますという回答をいただけたらと思っております。

5つ目の周産期医療ですが、県としましても県立医大にこういう形的にはつくられましたが、まだまだやはり機能的には不十分というのも現実であります。広陵町の方々が安心して子供を産めるというための体制づくりのために、町の対応というのを今聞かせていただいた

ところでは、ここで私、心配なのは、香芝・広陵消防組合の救急119番するとそこにかかりますけれども、その消防組合の救急の対応というのはマニュアル化されているのかどうか、これに関しまして周知されているとは思いますが、その辺のところをもう一步お聞きしたいと思います。

青木議長 2回目の答弁をお願いします。栢田総務部長！

栢田総務部長 まず初めに、1番の女性力発揮へ女性サポートプランをとということで、どこが窓口ですかという質問でございます。窓口、担当は総務の方で行っております。取り組みについてということなんですけれども、男女共同参画社会基本法、これが平成11年6月23日に公布、施行されまして、この取り組みについては、各施設、といいますのは、私、グリーンパレスの方で働く婦人の家やっておりましたが、その中で言えば女性の社会のあらゆる分野へ参画する機会をつくるということで、研修、講座、いろいろなそういった催しを行ってきたわけでございます。これについては公民館活動もやっております。そういうふうな各施設で実践をしてやっているとというのが現状でございます。よろしくお願いたします。

青木議長 答弁。山村副町長！

山村副町長 1の2の地球温暖化対策についてでございますが、町が策定しました計画は広陵町という事業所に求められている計画でございますが、確かに広陵町が進める事業の中での温暖化対策でございます。ただ、行政としましてはこれを広く広めていかなければならないというのが当然でございますので、各家庭に実践していただく取り組みは、今後、町が進めております計画がどのように進むのかというところを十分検証したうえで進めていきたいと思っておりますが、この中で職員も自転車通勤せよとか、いろいろな取り組みを通じて町民の方にアピールをしているところでございます。今後もそのような姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

それから、健康パスポートのことでございますが、現在も母子手帳、それから健康手帳がございまして、それをご活用いただいているというのが現状でございます。新たな今ご提案いただきました手帳につきましては、転入、転出もございますので、できれば国の方で統一した様式の手帳をつくっていただくように国の方でも運動をしていただければ、ありがたいと思っております。

それから、妊婦健診のことでございますが、ほかの市町村の事例もご披露いただきました。今後、国の方も拡充について取り組んでいただいているという情報をいただいております。ただ、地方財政措置はされるとはいうものの、それぞれの標準的な単価でされますので、い

いわゆる各妊婦さんの負担が地域によっては異なるというのも現状としてあるそうでございますので、この状況を見きわめながら、広陵町も町長がお答えを申し上げました回数を基本に、国の方が拡充されましたら、それに合わせて取り組んでまいりたいと思います。

それから、周産期医療のことについては、なかなか町としての対応は非常に難しい面がございますので、県に頼らざるを得ないということをご理解いただいていると思います。香芝・広陵消防組合の方で119番、やはり病院群輪番制というのがございまして、エリアが違ふとその情報が入らないというところもあるようでございますので、そのあたりは十分な対応ができるように進めてまいりたいと思います。近い将来、奈良県の消防は一本化されるという計画も打ち出されておりますので、それまでの間、対応は十分にしていきたいということで香芝・広陵消防組合の方にはお願いをしたいと思います。

青木議長 14番、山村さん！3回目の質問ですよ。

山村議員 わかりました。3回目ということで、男女共同参画のことでいつも言わせていただきますが、3月議会のときに松野議員が男女共同参画のことで参画推進条例のことで言われておりました。そのときにご答弁いただいた中でありますけれども、県下で3市1町が条例の可決をされていると。計画書については12団体ということで、比較的市部の方で計画プランというのをお持ちでございます。本町といたしましてもプラン、いわゆる男性女性生き生きプランというふうな、こうしたプランの策定から考え、そして条例化に進む方法がベターかなというふうにと考えるとございましてという答弁を町当局の方からいただいております。

今、柘田総務部長ご答弁いただいた中で、公民館活動、またグリーンパレスでもさまざまにやっているということですが、きっちりよその市町村でも男女共同参画課とか、担当というのは明確にされながらやはりこういうことは取り組んでいるというのが現実です、本当に。その中で何遍、私、毎回のように言っても、今やっとな担当が聞けたのかなというところで、担当者というのが具体的にいるのかどうかというもやはりまだ疑問であります。明確にだれが責任を持ってこういう男女共同参画のことについて取り組むのかという、やはりそういう真摯な姿勢がないと、幾ら言っても、いつもご答弁はいただくけれども、何ら進んでないというのが私の感想であります。

ですので、もう本当に何遍も言うのは申しわけないですけども、本当にこういうことを、広陵町がなぜこの男女共同参画について進まないのかなということがいつもいつも私は疑問に思っております。ですので、新しく今、機構改革がされ、気分も役場の形も心も本当に一

新されたと思いますので、新しい総務部長になられましたことを期待いたしまして、どうかしっかりと取り組んでいただき、プラン、また計画というものを立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、総務部長。

青木議長 枘田総務部長！

枘田総務部長 しっかりと取り組んでいただきたいという強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。しっかりとした枠組みを今度組み立てまして、そして啓発プランなりをつくりまして行ってまいりたいという思いでございます。どうぞよろしく願いいたします。

青木議長 それでは、次の質問に移ってください。14番、山村さん！

山村議員 ありがとうございます。

地域防災に学生パワーをとということで、ご答弁からは畿央大学の学生の力はどののかなというのがはっきりわからないんですね。締結するのがどうかということはないのかなという、研修とか学校の中で教育をしていただくというご答弁なのかなと、これを読ませていただいたら思いますけれども、やはり防災計画見直しのときにもお聞きしました、真美ヶ丘でも自警団というのを立ち上げようかという予定もあるということもお聞きいたしました。やはり真美ヶ丘の方というのはサラリーマンが多い、退職された方も地域におられるかなとは思いますが、やはり時間帯によって大きく人の流れというのは違うと思うんですね。まだそういう方々が地域にいらっしゃる時間帯でしたらそういう自主防災組織というのが機能するかなと思うんですけど、そういう方たちが出勤されたりするときの体制というのは、やはりこういう若い力というのが必要なのではないかな。高校も言っていましたけれども、そういう高校も大学ももっとサポーター制度というのを考えていただく、また、しっかり研修、これ書いていただいたとおり自主防災、自らを守る、友達を助ける、町民を助けるという、こういった教育をやはり一歩進める実践をしていただきたいと切に希望いたします。

それと防災計画の中にもいろいろありましたね。コンビニとか飲料水の会社と提携するとか、各種団体とかの民間企業と提携するという計画というのも載っておりましたけれども、それというのはどこまで進んでいるのか、そこを1つお聞きしたいと思います。

青木議長 枘田総務部長！

枘田総務部長 学生パワーということなんですけども、町の方では、先ほど議員さんの方から話ありましたように、大字、自治会の組織を充実したいという思いがございます。その中でも防災を担うのはやはり人ということもありまして、地域の町民の皆さんが有事に当たっ

て、言えば自分で何をしなければならないという自分自身の責務というんでしょうか、そういうふうな心がけが必要かなという思いがします。大字、自治会の自主防災組織の育成を促進していきたいという思いでございます。

それから、防災計画の中で、コンビニ、言えば飲料店ということですか、その中でどこまで協議が進んでるのやということなんですけども、現在イズミヤと防災についての協定を交わすべく協議はしております。今後、またコンビニなり飲料店、商店、いろいろそういった協力を得られるところを模索しまして頑張っていきたいと思えます。

青木議長 14番、山村さん！

山村議員 立てていただいた防災計画については、本当にしっかりと取り組んでいただきまして進めていっていただきたいことを希望いたしまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

3番目の質問については、もうしっかりとお答えは、心配ないという答えをいただいておりますので、そういうことも取り組んでいただくという期待をいたしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

青木議長 以上で山村さんの一般質問は終了いたしました。

続きまして、次に八尾君の発言を許します。10番、八尾君！

八尾議員 10番、八尾春雄です。質問に入る前、1つ訂正と、それからお礼がございます。今回、一般質問をするに当たりまして会議規則57条に基づくというふうに書いてございますが、60条の間違いですので、訂正をお願いします。

それから、お礼と申しますのは、私は、去る9月議会で町内の中小零細業者の皆様を支援するために町がもっと努力してほしいという趣旨から、小規模工事等受注者登録制度の制定をお願いしましたところ、このたび早速そのことが実行に移されております。12月10日からということ、詳しい業者さんの分野が示されておまして、大変喜んでおります。広陵町では県下に先駆けて住宅リフォーム助成制度を実行されて喜ばれているばかりでなく、その効果も大きいものがあるというふうに言われておりますけれども、今度の小規模事業者の登録制度についても奈良県下では初めての実施と、こういうことになるそうです。町内で商売をしておられる皆様は仕事がない、仕事が欲しいという声を上げておられましたので、町長の決断に感謝するものでございます。願わくば、税金滞納者であっても話し合いによって分割納税に応じている皆様については、是非対象にしてほしいなど、こういう希望だけは申し上げておきたいと、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問は5本でございます。

まず第1、戦没者追悼式と、かぐや姫まつりに関する件でございます。

1月24日に開催された戦没者追悼式に参加をいたしました。675名の戦没者全員のお名前が読み上げられ、追悼とともに不戦の誓いを新たにしたところです。今後は、応召によって戦地で戦死した皆様にとどまらず、非戦闘員をも巻き込んださきの大戦に起因するすべての犠牲者の皆様、例えば空襲による場合、例えば栄養失調による場合などを含みましてこの戦争によって亡くなられた方全員を追悼するものに趣旨を変更をお願いしたいということでございます。また、アジア諸国民に対して多大な損害を与えたことも踏まえたものにしてください。戦後63年間、我が国が戦争をしないで来れたのは、戦争放棄と交戦権の否定を定めた日本国憲法9条の存在が大きいと思います。このことも戦没者追悼式の中で明確にしてください。

かぐや姫まつりにおける自衛隊ブースでは、子供たちに制服を着せたり、保護者に子供の氏名、住所を書かせて隊員拡大につなげる活動をしておられました。自衛隊は憲法上の問題があるだけでなく、今年度の活動内容は、住民相互の交歓を基調とするかぐや姫まつりの趣旨にそぐわないものでございます。次年度からこのような自衛隊広報活動は中止をお願いいたします。

2番目です。地区計画制度の実施に向けて。

地区計画制度制定の順に従って諸準備を進めておられますけれども、年度内の制定が相当困難になってきたとの説明がございました。遅れを取り戻し、年度内制定に向けて格別の努力をお願いしたい。この制度が制定されれば、これまで紛争の原因となっていたかなりの部分が取り除かれ、町政の推進においても有益ではないでしょうか。現状は、制定前の駆け込みで、例えば地区計画前だからこれは許されるなどと町が準備しておられる内容に違反する、そうした計画を推進する営業だとか宣伝活動というものが懸念されております。

3番目でございます。政治活動自由の確保について。

政党ポスターを違法広告物として町が撤去しておられます。しかし、町が定めた違反広告物撤去活動の手引きによれば、第3番目で、撤去できない広告物として政党や選挙用ポスター、これは行政で撤去指導しますとあります。実際には所有者である政党に指導や通告はなく、町が勝手に撤去しているもので、言行不一致です。さらに、これらの行為に正当性があると町は主張しておられますけれども、自力救済は違法ではないかという指摘に対して担当部局はいまだ回答がありません。そもそも政党ポスターは政治活動に該当するもので、広告

物として取り扱うこと自体が誤りであるうえ、公共物上のポスター掲示は、その公共物の本来の目的を阻害しない場合には許容される場合があることを認識すべきではないでしょうか。

4番目でございます。高田川河川敷公園についてでございます。

平成16年度、17年度にわたり整備された高田川河川公園事業について、近隣住民の皆様からむだ遣いではないかとの批判が出ております。奈良県河川課と高田土木事務所の関係部局に照会をしたところ、平成15年2月17日に平岡町長からの要望書が提出され、県単独事業として1億467万4,500円で執行されたことがわかりました。東屋は屋根部分が高く、日よけになりにくいというえ、雨天時には遮るものがなく、利用しにくいという声、水辺に親しむというのが、子供を遊ばせるには危険であるとの声、土手の草刈りが年1回しかなされないため草刈りを要望する声も強いものがございます。現状は、土手をウォーキングや犬の散歩で利用する程度で、東屋や下の園路までおりての利用者は余りないということになっております。

町長は、周辺大字の皆様や、その他住民各位とどのような相談をされ、どのような約束があつて県に要望されたのか、明確にしてください。1億円を超える支出であり、もっと切実な要望に応えるための有効活用を考える必要があつたのではないのでしょうか。

5番目の質問でございます。議会だよりの発行は議会の責任で行うことについてでございます。

9月議会に関する議会だより、これはゲラですけれども、これに関して平成20年10月28日、平岡町長から青木議長及び長濱広報編集委員長あてに議会だより訂正申し入れ書なる文書が届けられております。このことについては、11月13日の議会全員協議会での結論を踏まえ、11月17日に青木議長及び長濱広報編集委員長連名で、今後においても原稿の起稿については、従来のおり要領等に沿って編集を行うことで意見の一致を見た町長に文書回答しております。この回答で了解をお願いしたいのです。まだ返事がないということです。議会だよりの内容について町長が訂正を申し出ることは異例中の異例で、大変驚いております。以上でございます。

青木議長 それでは、ただいまの八尾議員の質問に対しまして、1回目の答弁をお願いをいたします。平岡町長！

平岡町長 ただいま八尾議員からご質問がありましたので、お答えをいたします。

まず1番でございます。戦没者追悼式と、かぐや姫まつりについてご質問をいただきました。終戦以来、既に63年の歳月を経た現在にあつても、本町の戦没者追悼式は戦没者に心

から追悼の意を表し、厳粛に挙げていたしております。国家の安泰を信じて戦火に倒れられた戦没者の御霊は勿論のこと、広義の意味において、すべての戦争犠牲者と、そのご遺族の長い苦難の日々と心労、幾多の尊い犠牲、ひいては全国民のたゆみない努力に報いる趣旨のものであると理解しております。過日も私が町民を代表して、二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう恒久の平和を確立することが我々に課せられた責務であり、このことこそが犠牲者となられた方々への償いであり、御霊にお応えすることになると思います、どうか在天の御霊安らかにして、永遠に広陵町の繁栄をお見守りくださいますように衷心よりお願いする次第でありますと式辞を申し上げました。

次に、アジア諸国に対する損害等につきましては、平成7年8月の終戦記念日に、時の内閣総理大臣、村山首相がいわゆる村山談話として、過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことに反省の意を表し、お詫びの気持ちを世界に表明された経緯があり、私も意を同じくしております。

憲法9条関連の質問に対しましては、憲法を守ることは当然であり、追悼式において不戦の誓いを申し上げているところでございます。また、毎年8月に図書館で戦争の悲惨さと平和の尊さを訴える平和パネル展を開催しておりますので、申し添えます。どうぞご理解をお願い申し上げます。

かぐや姫まつりにおいて自衛隊の広報活動については、自衛隊の要望もあり、参画を受け入れています。自衛隊の募集事務、広報等、環境づくりについては、その事務の一部を市町村が担うことになっております。また、参加の中には、消防署や警察署等、団体にも呼びかけを行っており、いずれも自主運営をさせていただいております。

次、2番でございます。地区計画制度進捗状況と駆け込み事案が心配をいただいております。答弁として、地区計画制度についてですが、現在5つの地区の地区計画を進めているところです。馬見南3丁目につきましては、10月19日に住民説明会を開き、その結果、計画案を原案の作成手続に関する条例に基づいて、12月4日から12月18日まで縦覧を行っているところです。また、馬見北5丁目を初め他の地区につきましては、より綿密できめ細かな地区計画とするため鋭意準備を進めているところです。今後の予定ですが、自治会との調整を行い、関係機関と協議が調いましたら来年1月に住民説明会を実施いたします。

制定前の駆け込みについてのご心配ですが、おのこの地区計画を尊重できますよう地区計画策定の状況や方向について十分説明をし、適切な対応に努めてまいります。

次、3番でございます。政党ポスターは広告物でないのご指摘でございます。答弁として、選挙・政治活動用広告物につきましては、選挙管理委員会から公職選挙法上認められたもの以外については簡易除却可能な物件として地域団体等と協力しながら除去しているところであります。

政党ポスターにつきましては、政党の政治活動用広告物として広く規制対象外にならないのではとのことですが、国の標準条例では、政治団体の政治活動用広告物については規則で定める基準に適合したものについて許可の適用除外のみが規定されており、奈良県条例におきましては選挙期間中のものであれば禁止、許可の両方で適用除外とされています。また、選挙期間外のものについては許可の適用除外とはされておりませんが、許可手数料は免除となりますので、何らかの適合確認手続は必要となっております。今後におきましても、景観及び交通安全面により妨げとなる場合も考慮しながら、引き続き県関係機関と連絡をとり、違反広告物の撤去作業を進めてまいり所存であります。

なお、屋外広告は、民間では守っていただいておりますので、是非政党には模範を示していただきたく、ガードレール、道路、公共物に掲示しないようお願いいたします。

次に、高田川河川敷公園について、利用者が少ない、要望の趣旨を聞かれているようでございます。答弁でございます。ご質問の高田川河川敷公園についてですが、河川改修後、寺戸大橋付近の河川敷が広がったために、地元から公園整備の要望あるいは水質ワーストワンの大和川の水質浄化のための事業として県へ要望を行い、平成16、17年度で整備されたものです。管理や整備について今後も県と協議いたしますが、財政的には少々厳しいようでございます。施工の趣旨に基づき、今後も協議検討してまいります。

管理については、県との協定を結んでおり、河川公園施設の維持管理は町が行い、清掃等は寺戸区と南区が行うとなっております。町では、現在、年1回草刈りを行っていますが、地元とも協議を調べ、年2回程度実施する方向で検討しております。少しでも多くの人々の憩いの場となりますようイベントなどを考えて進めたいと思います。

次、最後でございます。議会だよりの発行は議会の責任で行うことについてのご質問をいただきました。答弁として、議会だよりが町民に対して議会の概要を伝えるために発行されていることに対しましては、何ら異論はございません。私が議会だよりの訂正申し出をしましたのは、私の答弁趣旨について町民に誤解を招く恐れがあったからであり、正確な記事を町民に伝えていただきたいという思いからでありますので、ご理解いただきたいと思っております。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、10番、八尾君から2回目の質問を受けます。10番、八尾君！

八尾議員 まず、戦没者追悼式の件でございます。答弁では、二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないようにということが明らかにされております。そのうえ、憲法9条との関係においても、憲法を守ることは当然であり、追悼式において不戦の誓いを申し上げているところだと、こういうふうに言い切っておられますが、残念ながらその会場では憲法9条については何ら触れられておりません。町長も、申しわけないが、青木議長の追悼でも同じでございました。恐らく守るのが当たり前なので言う必要がなかったのだと言いたいのかもかもしれませんけれども、これはやはり明確にさせていただく必要があるのではないかと。来年からは戦争を放棄すると、交戦権は認めないと、これが63年間、日本が戦争しなかったということの大変大事なポイントだということをぜひ触れていただきたいんですが、していただけますでしょうか。それが1点でございます。

それから、2つ目に自衛隊の問題でございますけれども、当日、私も行っておりました、そこにはパトカーがあり、消防車があり、それからシートベルトの体験車があり、危険が発生した場合にはこういう形で住民の皆様を守る仕事をちゃんとしていますよというアピールがされていたんですが、自衛隊の広報活動では、それらのこととは異様に異なっております。子供たちに制服を着せかえをして、それで住所と名前を親に書かせるというやり方をしております、ここにあるように、やはり住民の交歓という趣旨からは違うのではないかと。

それで今回この準備をしておりますときに、田母神幕僚長の定年退職というふうに言っておりますけれども、この問題が起きました。日本が侵略国家などというのは濡れ衣だとか、あるいは張作霖の爆殺はコミンテルンの何か陰謀だとか、そんなことまで言っております、これまでの歴史の事実関係の到達点をも翻すような内容になっております。最近、田母神さんは「自らの身は顧みず」と、自分のやったことは間違いもないんだという本も出されたそうでございます。自衛隊の最高幹部がこのようなことを言っていることと、そして我が広陵町に自衛隊の隊員を是非増やしたいんだと、こう言ってることの趣旨と、それから先ほど町長さんが答弁された不戦の誓い、あるいは憲法9条を守るということについての関係はどのように理解したらいいのか、そのあたりをきちんと説明していただきたいと思います。

青木議長 答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 式辞の中でしっかり述べよということでございますが、文言については、常に時代に即応した式辞を述べさせていただいています。来年度の式辞については、綿密に協議を加えながら考えてまいりたいと思います。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 先ほど言い忘れましたが、憲法99条では、公務員は憲法を守る義務を負っているということにもなっておりますから、この点も先ほど答弁ありましたので、それにふさわしい追悼の辞をご検討いただきたいというふうに思います。

そのうえに立って、不戦の誓いということを私たちはどういうふうに受けとめるかということなんですね。それで原爆の投下された事態をやっぴりきちんと教育をすべきだとか、いろいろ取り組みがなされているかと思います。子供たちに対しては、先生にお尋ねしますと、戦争っていうのは嫌だなということをやっぴり感性で伝えるということが非常に大事だと。ですからそういう一つ一つの取り組みについて引き続き努力をお願いしたいなど、こういうふうに思っているところでございます。

自衛隊について先ほど詳しい、ちょっと正確に伝わってきませんが、広報活動を自治体が募集業務を行うということは確かに法律で決められているんですけども、最高幹部がこういう発言をして懲戒解雇になるならともかく、定年でおやめになって6,000万円の退職金も受け取るなどということになったら、事実上、引き続き幕僚長としてとどまることはふさわしくないけれども、懲戒とまでは言っていないということになろうかと思います。心配をしていますが、そういう点で今後、我が党の国会議員の中でも、自衛隊の中でどのような教育がなされておるのかについてなかなか明らかにしなかったり、あるいは国家観、歴史観をきちんとつけるべきだということで、日本があたかも正義の戦争を行ったかのような教育を行っているということがやられていることが国会でも明らかになりつつあります。こういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

青木議長 えらい広範囲の。町長、答弁できますか。平岡町長！

平岡町長 自衛隊の幹部の人が不適切な発言をしたり、不穏当な思いをした人は、当然国民から批判を受けたものでございまして、お辞めをいただいたものと思っています。私どももしっかりした国の幹部を、国を動かしていただくんですからいい考えを持った人にちゃんと憲法を守っていただきたいなど、そして地方自治を推し進めてほしいなど、そんな思いでございまして、憲法を守り、幹部もしっかり頑張ってもらいたい、そんな思いでございまして。

青木議長 次の質問に移ってください。10番、八尾君！

八尾議員 ありがとうございます。大変力強いお言葉で、少し安心をしております。また見つけたいと思います。

それから、地区計画制度の実施については、先日12月9日の都市計画審議会を傍聴いた

しまして、このことについて今後の見通しを伺っております。ここに、先ほど町長さんが答弁されたとおりでございまして、1月には南3丁目以外の自治会に対する、あるいは土地所有者に対する説明会なども予定されてると、こういうことなんですけれども、そうしますと、馬見南3丁目と馬見北5丁目は平成19年の12月4日の同じ日に要望を出しておりますが、3カ月ずれることになるわけです、実際の取り組みが、それでこの間なかなか進まないのが都市整備部にお尋ねをいたしますと、幾つか理由が出てまいりまして、住宅を建てていない地権者が言っておられるということ、それから建築基準法違反が疑われるという、そういう事例があるんじゃないかということ、竹取の丘のあそこが民有地であるので、どのような規制が妥当であるのか研究をしているんだということ、それから長屋住宅や重ね建て住宅の取り扱いについて自治会の方でどういう判断をするのかというようなことなど、いろいろ言われているわけです。

ところが、これらのことについては19年の12月4日で申請する時点では既に明らかになっていることであったり、あるいは自治会としても当初申請をして、町の側から県と相談をされて町の案が提示された時点で、是非それでいってくれという返事をしてるんですけども、まだそういうことを心配されてるといって、何か遅々として進まないという印象を持っております。現時点で障害はあるのかなのか、もしあるとすれば、その障害をどういうふうに取り除くのか、その点について答弁をお願いします。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 現時点で障害と申しますか、ストップパワーというんですか、そういうものがあるかというお尋ねをいただきましたが、現在は順調に進めていける状況にあるという認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 是非その線ですよろしくお願いいたします。これも少し安心しましたけど、費用のことをまたゆっくり目にされるといけませんから、しっかりと取り組んでいただくようお願いをします。

それから、駆け込みのことなんですけれども、60坪で1区画という基準がありますけれども、これを今であれば法律の規制がないので分割ができるんだと、こういうようなお話で回っている不動産業者の方がいるんですよというお話です。もしそういう申請があった場合、町が発見した場合には直ちに対応していただいて、こういうことで町も住民や地権者の人とよく相談をしてこういう段取りになっているので、もうそんなことは止めてくれということ

を強く指導していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 地区計画というものが定まりましたならば、その中で200平方メートルを最低区画ということが取り決めされますと、町としてもそれを守らなければならないという指導は当然させていただきます。一日も早くやはりその計画を住民の皆様方に説明をし、ご理解をいただいて、ルールに乗せて地区計画に持っていけるように頑張っていきたいと思っておりますので。

なお、それが確定するまでの業者あるいは地権者との対応につきましては、地域の実情、状況等を十分説明をして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

青木議長 次の質問に移ってください。10番、八尾君！

八尾議員 せっかくの合意ですので、是非その辺で頑張っていきたいと思っております。

3番目の政治活動自由の確保についてということになりましたが、これは実は資料請求をする前に通告要旨を出す関係がありましたのでこういう表現になりましたけれども、提示された撤去の具合などを見ますと、政党だけではなくて不動産業者とかいろいろな団体の掲示物が簡易除却されているということがわかりました。このことについては、言論、出版、表現の自由や営業権というところにもやはり関連して慎重な対応が望まれるところでございます。

それで広陵町が定めた違反広告物撤去の手引きというものがあります。これです。この中にはどういうふうなことが書いてあるか、撤去するにはルールがあります。路上に無秩序に張り出された看板などは町の美観を損ね、通行の妨げになっていたりしています。しかし、これらの看板は路上に捨てられたごみとは違い、催し物の周知や商品の宣伝など目的を持って張り出されたものです。また、その所有権は張り出した者に帰属していて、第三者の者が勝手に持ち帰ったり処分したりすることはできませんと明示しておられます。次に、撤去できる広告物の種類と撤去できる広告物の要件とあり、その次には、撤去できない広告物として次の6種類が定められています。葬儀や祭礼のために一時的に張り出されたもの、2、政党や選挙用ポスター、3、自治体や警察署などが公共の目的で設置しているもの、4、他の法令の許可を得て設置した看板、5、私有地内のもの、6、その他広告物に掲出期間の明示がある場合は規制を受けないことがありますので、行政にご確認くださいとあります。これは広陵町自身が定めた文書でございます。

このことについて、実はここ2カ月ほど担当部局の保健衛生課の事務局と話し合いをして

まいりました。撤去できるとすれば、どのような根拠がありますかということで質問をしたんですけども、明確にお答えがなかったということはここに書いてあるとおりです。今回町長から答弁がありましたから、このことを受けて質問をしますけれども、そうすると、自力救済は違法ではないかという質問には先ほど答えておられないわけです。

もう一つ、実は町が定めた違反広告物の簡易除却という、こういう文書も、これは保健衛生課からいただいた文書でございます。もし違法広告物があったならばどうするかと。この場合は、口頭で指導する、是正をするように通知をする、出頭指示書を出す、役場に来るか来ないか、指導に応じるか応じないかで違反シールを張るか張らないかと、是正指導、是正指示書、聴聞、弁明、許可の取り消し、戒告、告発と、こういうふうになってるわけです。先ほど言うたように政党のポスターのことに关して言いますけれども、政党のポスターについては、掲示責任者の氏名がないので連絡がとれませんでしたというのが保健衛生課の言い分でございます。ところが、政党のポスターに限って申しますけれども、実は政党のポスターには掲示の責任者の氏名が出ております、ちゃんと書いてあります。だからそれは事実ではありません。実際に交通の妨げになるとか美観の問題だとかいうことがあるのであれば担当課長さんには言うてくださいと、私、共産党公認で議員になってますし、隣に山田美津代もおりますし、32年議員務めた前の議員もちゃんと広陵町おりますから、電話一本かけてきてよと、どこそこの角のところは交通の妨げになつとるからちょっと危ないからというて話したら行きました、それで話し合いして双方がやりとりをするということだって当然にできるはずでございます。そういう意味では、自力救済を町がしているということになるんじゃないかと、それは違法じゃないですかということをお尋ねしているわけです。この点どうでしょうか。

青木議長 答弁をお願いします。山村副町長！

山村副町長 基本は、きれいな景観を保全しようということから違反広告物を撤去、ボランティア活動の中でも町職員がもちろん立ち会ったうえでさせていただいております。おっしゃるとおり掲示責任者のある者については、撤去を指導するというのがまず第一義的であろうかと思えます。連絡をさせていただいて撤去をしてくださいというお願いをするわけでございます。現実、今までもやってきたわけでございますが、なかなか撤去していただけないという事情もございまして、今ルールで撤去できるものは撤去させていただき、一定の期間告示をさせていただいて、引き取りがない場合は処分をさせていただいているという実情でございます。今後そうしたものはちゃんと対応しますということではございますが、できるだ

け、町長も答弁で申しあげましたように、公共物への掲示は控えていただいて、許可いただける民有地なり、個人の所有物に掲示をしていただくという努力をお願いをいたしたいと思
います。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 じゃあ、3番目の質問です。私は、先日大阪に出かける用事がありまして淀屋橋を通りました。淀屋橋、大阪の市役所のすぐ横でございます。たまたまキャンバスを広げて絵をかいておられる方が5人おられまして、手荷物はキャンバスの下に、1人は昼食時でおにぎりをほおぼっておられました。しかし、橋というものは通行のためにあるものでございまして、絵をかいたり、手荷物を置いたり、昼食をとるところではないわけです。本来の目的と違った使用の仕方を個人が公共の責任者の了解も得ずしてやっているわけです、そういう意味では。すぐ隣には交番がありまして、警察官は何も言ってないといって絵をかいておられた方は言うておられました。しかし、これたまたま5人だから許されたんで、これが500人だったら大ごとになるろうと思います。これはもう通行できませんから、ぴっぴっと交通指導しまして、その指示に従わなかったら、それこそ厳しい場合には公務執行妨害でということにもなりかねません。ですからそれはある程度の加減があるろうかというふうに思います。

そういう意味では、憲法第13条にはこういう規定があります。すべて国民は個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするという規定があります。公共の福祉に反しない事柄については町も尊重して対応していただきたいと思ひますけれども、この点はどうでございましょうか。

青木議長 答弁。山村副町長！

山村副町長 今後とも、そのあたりを含めましてしっかり議論をさせていただきたいと思ひます。

青木議長 10番、八尾君！次の質問に移ってください。

八尾議員 4番目の質問に入ります。では、是非しっかりと議論をしていただいて、できればいろいろな方のご意見などもちゃんと聞いていただくということで、お願いしたいと思ひます。

高田川河川敷公園のことについて、地元から要望がありましたということ先ほど町長は答弁をされました。ところが、県庁の河川課でお話を伺ったところ、この話は県の提案ではなく、あくまで平岡町長名の要望書が最初であることを強調しておられました。すみません

が、議長、ちょっと町長に見ていただきたい書類がありますのでお渡ししたいのですが、許可していただけますか。

青木議長 どうぞ。

八尾議員 恐れ入ります。その書類は、情報公開制度を使いまして、高田川の河川敷公園の内容についてどのような決裁がなされたのかということが記されている書類でございます。県の決裁書類には、本要望は吉川元県議が現職時代に要望していたものであるとのことという記載があります。それから工事を請け負ったのは4社ありまして、大斗興産株式会社様が4,599万円、堀口建設重機様が3,045万円、株式会社貴和興産様が1,963万5,000円、有限会社奈良ランドスケープ様が859万9,500円、計1億467万4,500円というふうになっております。大斗興産株式会社の代表取締役である吉川卓伸様は吉川隆志元県会議員のご長男であると思えます。

広陵町政治倫理条例によれば、第5条で、町長及び議員並びにそれらの配偶者及び一親等または同居の親族が経営、または役員をしている企業並びにこれらの者が実質的に経営に携わっている企業は、町の行う請負契約、物品等購入契約及び業務委託契約を辞退しなければならないとの規定があります。広陵町のことであれば、こういうことになってると。今回は県議員さんの一親等の家族が経営する企業に対して県が仕事を発注し、そのことを県議員が行政に働きかけをしていたということになります。町長は、今指摘をした内容について、政治倫理上、問題を感じられますか。どのように感じておられますか。この話は県の提案ではなく、あくまで平岡町長名の要望書が最初でこういう動きになりましたという県の説明についてどのように思われますか、お答えをお願いいたします。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 私どもが平成15年2月17日付で高田土木事務所長に河川を憩いの場を創出すべく、かねてより池や環濠を中心に親水事業に取り組んでいると、この事業が発展するため奈良県において実施されますように要望をしているわけでございます。今おっしゃったように、事業をお受けをいただいたいろんな会社を言われましたが、それは県が発注していることでございまして、我々は業者を、この業者にしてくれと、そんなことは一切申しておらないわけでございまして、その業者と県議員との関係もご指摘をいただいておりますが、それは県のことでございまして、本町ではそのようなことはありません。そのことを明確に申し上げる次第でございます。

ここで管理協定書もございしますが、平成16年、出来上がってから当時の高田土木事務所

長、中西さんと町長、そして南区長さん、寺戸区長さんの4人が以後管理をしますと、こういう協定を結んでおるわけで、今さらこうして見せていただきますと、あのときはこんなようなことがあって進められたんだなあをつくづく思っている次第でございます。それなりにこうして出来上がったことをしっかりと守って、後々また長濱議員もここでご指摘をいただくわけでございますが、この後をしっかりと管理をしながらさらに手を加えていいものになりたいなど、そんな思いでいっぱいでございます。

平岡町長 10番、八尾君！

八尾議員 3回目の質問です。奈良県の政治倫理条例も調べましたけれども、広陵町政治倫理条例で禁止している一親等の親族が経営する企業の請負は禁止するという規定が県の方にはないわけです。だから広陵町の政治倫理条例の方が厳しいわけです。うちの方がしっかりやっとなんかということがはっきり言えます。でも町長は、あれは県の工事ですよというふうに言われましたけれども、現実には広陵町の町内でやっぱりこの工事がなされており、あの公園は現として広陵町にあるわけです。

付近の利用しておられる高齢者の皆さんやお子さんをお持ちのお母さん方にいろいろお尋ねをしましたら、東屋が高いということは先ほど申し上げたとおりでございますし、それから学校の先生方はどういうふうに指導してるのか北小学校へお尋ねいたしますと、教頭先生からは、あそこは公園なので公園に遊びに行くなという指導はしておりませんが、水辺に一人で行ってはまるようなことがあったら大変だから個人行動は慎むよというふうに学校では指導しておられるそうです。それから保護者の皆さんは、もうあんなどこ危なくて子供は遊ばせられないと、こういうことまで言っているわけです。それから春先になりますと、田んぼに水を入れなあきませんから水をせきとめて水かさが増しまして、下のところはもう冠水してしまうんですね。ですからもう年に1回必ず掃除をしなきゃいけないと、こういうことにもなります。ですから県の側の河川課の職員さんにお尋ねすると、あくまで町の方から要望があったんで、本来は県が管理、維持すべきところなんだけれども、そういう事情を酌んで町の方でも管理運営に関与していただくと、少し町の方でも協力してくださいよと、こういうふうになったんだと、こういう説明があるんですね。

ところが、話が住民の中から本当に出てきたものなのかということになりますと、大字の区長さんからそういうことでお話ありましたから、町長としては当然に地元から要望があったというふうに受けとめられざるを得ないということは私は理解をしますけれども、本当に住民のためになったのかと。事は1億でございます。この間、竹取公園の駐車場のことやと

か中央体育館の温水シャワーのことやとか、それから学校図書館の専任司書のことやとか学校給食が値上げになるんじゃないかとか、いろんなことでお金が足りない、足りないというふうに言うてるわけですから、1億円あれば一体どれだけの仕事ができるのかということをやっぱりしっかりと受けとめていただいて、節約に努めると同時に、あくまで付近の住民の皆様のご意見をよく聞いてから、本当に利用される公園であってほしいと、そういう作り方をさせていただきたいなというふうに思っているわけです。今後そういう施設の改善だとか建物のときに、基本的なところで申しわけありませんけれども、十分に住民の皆様の意見を聞いて根回しをやるということもきちんとやっていただくことと、やはり県の事業であろうが、国の事業であろうが、やっぱり町長初めしっかりと目を光らせておいていただきたいということを要望したいと思いますが、この点いかがでしょうか。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 八尾議員の思っておられること、全く私も同感でございます。しっかり頑張ってもらいたいと思います。

青木議長 次の質問に移ってください。10番、八尾君！

八尾議員 ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

議会だよりの発行は議会の責任で行うことについてということですが、これは14名の議員が集まりまして全員一致で確認した中身をお伝えしてるわけですから、これで分かりましたという答弁をいただければ何も質問、その後する必要ないんですけども、中身を見ますと、異論はないと言いながら、やはり内容に問題があったかのような中身になっております。1時間の一般質問のやりとりですから一言一句全部確認するということになったら、これはもう議事録にあたっただけ以外にないわけです。現在、議事録は限られた場所でしか見られませんし、それから他の市町村では、その自治体のホームページで閲覧ができることもありますけれども、広陵町の場合まだそこまで行っておりませんので、その改善が必要かとは思いますが、要は、一番大事なことは、議会と行政、町長さんとの関係においてはきちんとこういう形で議会の責任で発行しているものだという事だから、最終的にそういうことになったわけだから、それは尊重するという事で、これで受け入れるということでは是非お願いをしたい。

それから、写真を掲載をされた議員がおられたわけですが、写真についても要領の中で議会だよりの中に載せることができるということになっているわけですから、これは10月の21日、長濱広報編集委員長が招集をされた最終の委員会において、この中身で結構

やということを一且確認をしたんだけど、その後で臨時の委員会やってくれと、こういう話になりまして、一体どうなつとんのやろかという話でこの話があるわけです。内容に不正確なことがあるんだったら、先ほど言うたようにホームページでもやらなきゃいけないし、それから町長さんは町の広報という媒体もその手のひらに当然乗っているわけですから、その中身において、もし議会だよりが誤解をされてるんだということがあるんだったら広報で載せられたらいいですけど、私の思いは、土地取得の特別会計においては私は反対しまして4名反対ありましたけど、決算の認定ということでは一旦終わったわけです。だから、あつたということ踏まえて町長も防災の対策についていろいろと提案をしておられるわけですから、これはもうこのとおり受け入れていただく以外にないのではないかというふうに思いますけど、もう一度お尋ねします。あの回答で了解していただけないでしょうか。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 私は、先だつての議会広報では、お二方の回答書、私の回答について十分でないという認識をいたしたものでございます。竹村議員の問題であります、質問の中で何か指名停止をくらってる業者を待ってるのかと、何かそういうようなご質問がありました、百済の公園でね。それは2回目で質問をされてることで、私は答えてませんが、町長の答弁では、普通の答弁をしてるんですが、その事項について全く答えてませんね。実際、部長が答えたんですが、あれを見た感じでは不正な、無理に遅らせて設計書をつくってんの違うか、入札をするのと違うかという疑いの質問でした。それには答えてないというのが、私が見た感じでは、町民は町長はやっぱりそうやったんかと、こうなるんですね。それは入れてほしいと私申し出しましたが、いや、それはあかんと、もう決めたことやと。そうでっかというて出したもんです。

ですから私、平岡町長の答え、そして理事者の答弁、これが一緒になって編成してほしいなど、つくってほしいなど、これは1つの例を言うてるんですけど、ほかにもあるんですが、町民が見た感じでは、やっぱり不親切な答え方を理事者してるやないかと、町長の答弁はどうも、そりゃ10分もしゃべったことをわずか3行、4行にまとめられるんですから問題はあると思いますが、ここいうところはやっぱり書いてほしいなど、そういう思いで私申し出したものでございまして、受け入れられなかったのがある意味では私は残念なやと思っています。今後とも、どうぞその点、よろしくご審議をいただきたいとお願いいたします。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 3回目の質問です。この質問は、実は長濱議員がされるのかと思って確認をしまし

たら、自分はしないのでということで、じゃあ、私の方でやってよろしいかという、こんなことになっておりました、私が何も代表でやってるわけではありません。14名の議員の思いをこの質問にぶつけたのでございますので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

人と人とのやりとりでは、こういうことがまま起こることがあるかと思えます。こちらが一生懸命言うてるのに、なかなか理解してくれないということがある場合がやっぱりあります。そのときは違う考え方の人の話はよく聞くと、そのうえでどうするかということ相談をするという、私が言ったら生意気なことを言うように思うかもしれませんが、そういうやっぱり基本的なところが大事なことはないかというふうにはこの場合は思っているわけです。最終的に、やはり議会だよりは議会が発行するものですから、そういう先ほどの事情は言われましたけれども、町長はこれでわかったということは言われませんでしたので、そういう意味では今後とも議会と町長との間に緊張関係が続くなど、こういうふうには思えます。議員が段取りする議会だよりの原稿については、また議会広報の編集委員会などでもよく議論をしたらいいなというふうには思いますが、的確で間違いのない、そして十分に意の通る、そういう議会だよりにしたいなという気持ちは私は持っておりますので、そのことをお知らせして、質問を終わります。

青木議長 それでは、以上で八尾君の一般質問は終了いたしました。

それでは、おはかりをいたします。本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日は行われなかった一般質問につきましては、あす16日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4:21延会)

平成20年第4回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成20年12月16日

平成20年12月16日広陵町議会
第4回定例会会議録（3日目）

平成20年12月16日広陵町議会第4回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、12名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、坂口友良 吉岡章男

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	栴田進
財政部長	笹井由明	事業部長	吉村元伸
教育委員会事務局長	松井定市	水道局長	植村和由
収納対策部長	坂口佳隆		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	松井宏之
書記	北橋美智代

青木議長 ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	一般質問

青木議長 まず、日程1番、一般質問を行います。

15日、昨日の一般質問に続きまして行われますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日のトップバッターであります山田美津代さんの発言を許します。11番、山田美津代さん！

山田美津代議員 議場の皆さん、傍聴の皆さん、おはようございます。11番、山田美津代、6項目について一般質問をいたします。

まず初めに町営住宅について、格差と貧困で高齢者やシングルマザーの低所得者の生活の困窮はもう削るものが何もないほど底をついている今、町として憲法25条を守るのが自治体としての責任であり、最低生活できる環境を保障するべきではないでしょうか。

今現在建っているところも約55年も前のものもあり、老朽化が著しく、退室者が出ていくのを待っている状態であります。耐震性は大丈夫なのでしょうか。町民の命の責任は持てるのでしょうか。広陵町の町営住宅も見直すときが来ているのではないかと思います。

2つ目、クリーンセンターのランニングコストについて、株式会社栗本鐵工所と広陵町間で結んだ確約書では、超過分は株式会社栗本鐵工所が負担することとなっています。燃料費は平成19年度予算では5,890万2,000円でありましたが、同決算では1億229万4,035円を計上し、4,300万円余りの大幅超過となっています。株式会社栗本鐵工所からの回収はできていますか。また、確約書では4年後からの金額を大きくとった内容になっていますが、その根拠となる明細と見通しを明らかにしてほしいと思います。

また、議会の資料として提出してほしいということで、①から⑤番までのことを資料請求いたしましたけれども、この資料請求の9ページと10ページの回答では全くわかりません。不誠実な対応と言わざるを得ないと思います。

3番目、子供の医療費の助成制度は窓口払いなし(500円の一部負担金を除く)にする

ことについて、小さい子供さんを3人抱えた若い世帯がある月3人とも病気になり、入院、手術で6万円以上かかり、ローンもあり、生活が大変であったという生活相談を受けました。後で助成されるのは助かるのだけれども、一旦窓口で払わなければならないのが非常にきついのことです。窓口払いのない自治体も滋賀県とか兵庫県とか31県ありますので、広陵町も若い世帯を応援するためにぜひ実現してほしいということです。

4番目は、学校図書館の支援センター事業で加配された司書のスタッフの雇用の継続を。これは9月議会でも取り上げました。この質問に教育長から9月議会で良い答弁がいただけなく、このまま打ち切るのは子供たちにとって非常に損失になるので再度質問をいたします。

子供たち、先生方、保護者、教育委員会すべてがこの事業で成果が上がり、良いことだと認めているのに、なぜ町は止めてしまえるのですか。広陵町は他の市町村に先駆けて図書館や公園、乳幼児医療費無料化など福祉や子供たちの施策を立派なものをつくり上げてきましたのに、この事業を止めることで教育委員会や町の姿勢が問われるのではないのでしょうか。

5番目、交通安全対策について、11月の27日に町内の3団体と町との交渉が持たれ、61項目の要望が出されました。ここでも取り上げられていた馬見南1・4丁目周辺の交通安全対策について、ヤオヒコの交差点で東西から出てくる車両が南北に曲がろうとすると短時間のためなかなか曲がれません。お年寄りからも苦情があるが、今は辛抱してほしいというそのときのお答えでしたが、事故が起きてからでは遅いのですぐに対策を講じてください。

また、安部新田にできるイズミヤの周辺での特に南進と東進の交通渋滞の恐れに対策を講じてください。

6番目、SSサイズのごみ袋について、ひとり暮らしの高齢者やごみ問題に関心がある人が増えてきて、ごみを出す回数が減ってきている世帯があります。そのため、燃やすごみ用SSサイズがつくられましたのに置かれている場所が少なく、手に入れるのに遠くまで行かなければなりません。条例で決められたことなので、すべてのところに置くのが当然ではないのでしょうか。

また、その他プラスチックのSサイズ、SSサイズや不燃のSSサイズも町民からの要望が強くあります。是非検討をしてください。

以上、6項目でございます。

青木議長 それでは、ただいまの山田美津代さんの質問に対しまして、第1回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 山田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、町営住宅についてお申し出をいただきました。六道山、平尾、疋相については耐用年数も経過しており、最終的には用途廃止について県と協議をしているところです。退去していただいた住宅については補充は行っておらず、順次解体をしているところです。耐震性については、対応できておりません。

古寺住宅については耐用年数は過ぎておらず、耐震診断を行った結果、壁式構造になっているため、補強の必要はないと報告を受けているところでございます。

2番でございますが、クリーンセンターのランニングコストについてお尋ねをいただきました。

栗本鐵工所と締結しております確約書についてのご質問でございますが、確約書は燃料費だけでなく電気、灯油、上下水道や活性炭、消石灰などの消耗品等も含めた維持管理費の確約でございますので、各項目ごとに精査し、その結果、平成19年度におきましては栗本鐵工所から総額2,400万円の清算金を支払っていただいたものでございます。

また、燃料費の予算額に関しましては、確約当時の灯油の価格がリットル当たり40円でございます。平成19年度における灯油の平均購入価格が約69円と、確約時の1.73倍になっています。その価格差がほぼ超過額に匹敵するものと理解ください。

次に、4年目から金額が高くなる点ですが、当初、契約時に機械等の消耗品を含めて補修費は3年間の保証期間ということから栗本鐵工所の負担となっているためであり、4年目からは町が機械等の消耗品、補修費を見込まなければなりません。その分につきましても、確約書において一定の基準を設けているものでございます。

なお、機械の性能を高めるための改修についても、栗本鐵工所負担で対応いただいたものもあります。他の自治体計画に対する営業モデルとしても活用されており、最新施設としての改善に努めているところでございます。

次に、子供の医療費、多額の支払いがあるので窓口払いのないように考えてはどうかのお申し出でございます。

答弁として、乳幼児医療制度は小学校就学前までの子供を対象とし、医療機関にかかったときの一部負担金は外来診療につきましては医療機関ごとに1カ月500円、入院につきましては医療機関ごとに1カ月1,000円、ただし14日未満の入院につきましては500円となっております。県内の医療機関での受診の際には、受給資格証を提示していただいたうえで窓口で一旦2割の負担金をお支払いいただき、おおむね2カ月後の月末に一部負担金を除いた額を償還させていただくことになっております。制度上このような仕組みになって

いる関係から、助成金を償還できるまでの間、一定医療費をご負担いただかなければならないということになっておりますが、この制度は奈良県の福祉医療助成事業として実施されていることから、仕組みを改めるには県の制度改正が必要となるものであります。

広陵町では、窓口負担金の支払いが困難な方につきましては独自に福祉医療費資金貸付要綱を定め、県内の医療機関で受診された場合に限り福祉医療制度の助成金をお支払いするまでの間、窓口負担金を支払うための資金を無利子でお貸しするという制度を設けております。適用要件として、扶養義務者の所得金額や対象となる医療費の額等を詳細に定めておりますので、ご本人から直接担当課へお問い合わせいただければ具体的に説明をさせていただきます。

次、4番目でございます。学校図書館支援センターにつきましては、教育長から答弁をいたします。

次、5番でございます。交通安全対策について、ヤオヒコ前の交通対策、また出店計画のあるイズミヤの周辺の交通対策をお尋ねでございます。

ご質問の前段のヤオヒコの交差点の信号については、歩行者の安全確保のため平成20年3月に歩車分離式信号機となっております。交通量に応じ、時間帯により変わる信号の周期を調整していただいているものです。これは歩行者の安全を自治会長や交通対策の関係者と協議した中で決定させていただいたものであります。現状の周期を変更しようとした場合、周辺の信号機との兼ね合いがあり、難しいものがあります。

後段のイズミヤ周辺の交通渋滞の件に対しましては、現在、奈良警察本部交通規制課及び香芝警察署交通課とスムーズな交通の流れを確保すべく協議中であります。

次は6番目のSSサイズのごみ袋について、検討の要望がございます。

答弁として、まず初めに燃やすごみ用SSサイズのごみ袋がすべての取扱所に置かれていないことについてのご質問ですが、当初、SSサイズのごみ袋は希望される店舗にお配りしました。現状は大中小の可燃ごみ袋に比べ少ないという状況です。今後も住民の皆さんや取扱店の状況に応じて対応させていただくことといたします。

次に、その他プラスチック及び不燃用のSサイズ、SSサイズのごみ袋についての要望ですが、ある程度長時間保管が可能ですので、現状どおりお願いいたしたいと考えております。

その他プラスチックのSサイズについては既に計画しており、しかるべき手続の準備中であり、次の議会に条例改正をお願いする予定でございます。以上のとおりでございます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 質問事項４、学校図書館支援センター事業で加配された司書のスタッフの雇用の継続をとの質問であります。

平成１９年度から２年間という期限つきで、文部科学省全額負担の学校図書館支援センター推進事業を実施しており、これまで各小学校において読書に親しむための取り組みや町立図書館との連携を推進してまいりました。平成２１年度はこの成果を各学校の司書教諭の指導のもと、図書委員会による読書活動や地域ボランティアによる学校支援活動に生かしていきたいと考えております。これがこの事業の趣旨であります。

なお、議員は教育委員会の姿勢を問われておられますが、私は子供たちの活動の姿が見える学校運営を教育方針の一つに上げており、図書委員による積極的な活動もその一環であると考えております。以上です。

青木議長 それでは、各質問事項ごとに２回目、３回目の質問を受けます。１１番、山田さん！

山田美津代議員 では、初めの町営住宅についての質問ですが、大阪で子供２人と暮らしておられた３７歳のシングルマザーの方が、生活が大変で広陵町の実家に転入されてこられた方があるんですね。実家に来て、病気のお父さんに幼稚園の子が騒ぐとうるさいと言われ、弟には家狭いのにと言われて住むところがないということで嘆いておられました。この事例以外にも、わずかな年金でひとり暮らしの高齢者、さまざまな理由で解雇された方などもたくさんおられ、貧困と格差が拡大している今の情勢ではまだまだ増えると思われまます。憲法２５条第１項は、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定しています。町として、低廉で住みよい住宅を提供していく義務があるのではないですか。土地は町で確保している土地が何か所かあると思います。また、古寺の町営住宅が４軒空きが出たときにも１２、３人の方の問い合わせがあったということで、要望が強くあると思います。また、今住んでおられるところも老朽化しており、建築されて５５年もたっている平尾や六道山などは害虫や傷みがひどく、住まわれている町民の方はそれぞれご自分で補修して住んでいる状態です。空いているところも多く、平尾は１０軒中６軒、六道山は１２軒中５軒空いていて、窓や出入り口は板で打ちつけられて新しく入居できないようになっています。つまり、出ていかれるのを待っていて何もしてない状況です。空き家の管理は町でしっかりやっていただきたい。ただ待っているだけでは無策です。足相では水路の機能が根本的に低下しています。町の建物なので、住みよい環境を是非整えてください。一度総点検されて、自分が住んだらどうだろうという居住者の目線で点検してみてください。

また、古寺は3号棟裏の駐車場は今ほとんど3号棟の人が使っておられて、1・2号棟の人が使えない状態なんですね。それで古寺の方の意見としまして、1号棟と2号棟の間、2号棟と3号棟の間が、そこは駐車場になってないので雑草がひどいんです。1号棟、2号棟の方は草刈りに追われてる。でも、3号棟の方は裏が駐車場なので草刈りの必要がないということなので、ちょっと不公平じゃないかなという声も出てるんですね。ですからその居住者の方の意見としましたら、1号棟と2号棟の間の空き地、2号棟と3号棟の間の空き地を車が入れるようにして、1軒1台当たりの駐車場が確保できるようにしてほしいという意見が出ておりました。

自分ところが今車がなかったり免許がなくても、息子さんが帰ってきたときでも3号棟の裏の駐車場に置きたいんだけど、もう既にいつも置いてる方に置いたら邪魔ということになるので、54棟あるんだから54棟分の駐車場を確保してほしいけれども、ほかに土地を借りたりしたら駐車料金取られてしまったりするので、今そのあいている1号棟、2号棟、3号棟の間のあいてて草が繁っているところを車が入れるように駐車場にしてほしいなという意見がございました。是非このことを一度検討していただきたいなと思います。

また、古寺の地区はクリーンセンター建設のときに建築の条件がある程度古寺地区は進んでるんですけど、町営住宅の方は集会所のカーテンなどもまだぼろぼろのままで何も町営住宅の方は進んでおりませんので、その辺の方も考えていただきたいなと思います。是非ご検討をお願いしたいと思います。

青木議長 答弁をお願いします。吉村事業部長！

吉村事業部長 お答えをいたします。

町内に4カ所がございます町営住宅についてのご質問でございますけれども、一度お住まいになっている現状を見たらどうかというご指摘がございました。

私、早速拝見できる住宅については現地の方を確認させていただきたいなと。残念ながら、今まで町営住宅へ入った記憶というのが僕は中学時代に友人のお宅へ行ったぐらいで存じませんので、早々に体験したいと思います。

それと、山田議員がおっしゃいます憲法25条ということで、条文すべてを覚えておるわけではございませんけれども、やはり国、県、市町村の責務ということでのご発言かと思えます。当然そこには自分自身の努力、国民一人一人の努力というものと、それとやはり家族の支援というものも伴うのではないかというのが私の考え方でございます。ご理解をいただきたいと思います。

町の建物であること等々から、住む者の立場に立って管理をすべきだと。もっともなご意見と受け止めさせていただきます。

それと、具体的に古寺住宅の駐車スペースのことでご指摘がございます。私もあの地域につきましても車で、あるいは自転車がよく通ります。雑草が確かに生えて、駐車スペースには今現在なっておりません。地元のお住まいの方とも協議をしながら対応してまいりたいなと。いろんなご意見があるように過去からの経緯を聞いております。

それと、集会所の改修につきましては、早々に改修計画等詰めてまいりたいと思います。私もその約束、あるいは説明の場に出向いてお話を聞いておりますので、その基本に基づいて対応させていただきたいと思います。以上でございます。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 3回目の質問です。高齢者の実態について述べさせていただきたいんです。

高齢者はお金持ちだっという風評があると思うんですけども、65歳あるいは70歳過ぎた高齢者には家を貸さないという暗黙の了解が不動産業界であり、よほどしっかりした保証人がいないと部屋が借りられないという事実がございます。これは高齢者のホームレス増加の背景にもなっています。また、阪神大震災でも多くの高齢者が犠牲になったように、居住条件が悪く、災害に弱い建物に住まわざるを得ず、避難にも困難を抱えている場合が少なくありません。特に高齢の女性は所得が低い上に医療や年金の改悪が相次ぎ、深刻化をしています。高齢者の生活実態を見ますと、国民生活基礎調査によると高齢者のみの世帯ではその43%が年収200万円以下で、100万円以下も17%に上るという厳しい現実があります。この高齢者はお金持ちという宣伝は、実態とはかけ離れたものでございます。

貧困な年金制度のもとで国民年金しか受けてない人が910万人おり、受給額は平均で月4万6,600円にすぎず、月2、3万円や無年金の人も膨大な数に上ります。世帯主が65歳以上の高齢者の世帯の平均貯蓄額は1,300万円となっておりますが、これは一部の大金持ちが平均額を引き上げているためで、貯蓄なしを含めて500万円以下が3分の1以上を占めています。平均的な高齢者夫婦世帯では、40歳代を100とすると実収入は現役時代の6割から7割に減り、生活水準の著しい低下を貯蓄を取り崩すことで幾分緩和して生活していることが明らかです。家計調査報告などから、平均的な高齢者夫婦世帯では年間60万円の赤字が発生するとして、65歳から85歳までの20年間で1,200万円の不足が生じるとの試算が示されています。ですから、老後の蓄えとして1,000万円の貯蓄は決してこれで安心と言える額ではありません。高齢者はお金持ちどころか、むしろ貧困と格差

の問題は高齢者ほど深刻なのです。仮に介護つき有料老人ホームに入ろうとすると、月25万円かかるとして年間300万円、10年間で3,000万円かかる。これが日本の国民に待っている厳しい老後の現実でございます。

また、先ほどの国民生活基礎調査から、大まかな貧困、生活保護基準以下、年収150万円未満の貧困層は65歳以上、男性単身者の30%、女性単身者の53%、夫婦世帯の18%です。そして65歳以上の総体的貧困率は、OECD加盟25カ国中7番目の高さで、日本の高齢者で老後は安心と言えるほどのお金持ちはほんの一部にすぎません。仕事があったときにはアパートに住めても、定年や失業してから家賃を払うことができなく、低廉な住宅を求める層が増えることは今の世の中を見てたら十分見込めるのではないのでしょうか。

このような実態がある中、広陵町として足りないのは財源でなく福祉の心ではないでしょうか。解雇やシングルマザー、高齢者対策として低廉で環境の整った町営住宅の建設が要るのではないのでしょうか。

また、先ほど吉村部長の方からお答えがありましたけれども、古寺の集会所の改修はいつごろ住民と話し合いになりますか。具体的に日にち、月を言っていただいたらまた住民の方にもお答えできると思いますので、お願いします。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 大変私も先行き不安になるような数字を教えてくださいまして、広陵町の状態、私の目の届く言うたらおかしいですけども、私が知る範囲で見ますと、比較のお年寄りと同居されている場合は豊かにお過ごしをいただけてるのではないかなと思っております。ただ、家庭の事情でおひとり暮らし、私どもの町にもたくさん、昨日町長も申しましたように250世帯というような数がございます。個々の状況については知るところではございませんけれども、やはり地域として、また町の職員の一人として適切な対応をできることはやっていきたいというのが率直なところでございます。

ただ、基礎年金しかもらってないから所得が低所得であるということでございますけれども、私の知るご老人も基礎年金しかもらっておられませんけれども、実際の生活は我々よりも豊かになさっておられるということもお知りいただきたいなと思います。

それと、古寺との話し合いの時期を述べよということでございますけれども、担当とも協議をいたしまして日程調整をさせていただきたいなと思っております。

町営住宅の問題に絡みまして、いろいろ数字を交えてご指摘をいただきましたけれども、町として適切な対処をしまいたいと思います。よろしく願いいたします。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 適切な対処をしていただけるように、早目をお願いします。

次、クリーンセンターコストの問題に行きます。

平成17年2月22日付で、株式会社栗本鐵工所から町あてに確約書が提出されており、この内容に基づいて年間経費合計額が稼働後の各年度経費を上回らないように定められています。そして上回った場合は、株式会社栗本鐵工所側が負担することになっております。このことは大字自治会に町から出向かれた職員からも説明があり、町民とすれば毎年上限が定められており、万一オーバーしても株式会社栗本鐵工さんが負担するんやなど受けとめられている事柄です。この確約書によれば、初年度の上限は1億6,237万7,000円となっており、今回の資料請求で明らかにされたところでは、2,400万円が超過したということのようですから、実際に要した費用は計算上1億8,637万7,000円ということになりますが、これは本当ですか。

しかし、残念ながら平成19年度決算書の数値とは合致しません。平成19年度決算に当たってみますと、光熱水費で7,176万円、燃料費が1億229万円、消耗品費が2,930万円、プラスチック類処理委託料が1,048万円、修繕料が369万円となっており、計2億1,751万円となります。つまりこの計算では5,514万円が超過となるため、株式会社栗本鐵工所からはさらに3,114万円を返してもらわなければ確約書違反となるのではありませんか。もし今申し上げた数値に誤りがあるのなら、具体的に指摘をしてください。

特に数値の差が大きいのは燃料費です。確約書で3,028万円、予算では5,890万円、実績が1億229万円となっており、確約書と実績の差額は7,201万円に及びます。また、消耗品費は確約書では5,093万円、予算は6,804万円、実績は2,930万円となり、確約書との実績の差額はマイナス2,163万円となります。さらに言えば、平成20年度の消耗品費予算は5,832万円になっており、実態に合いません。確約書と予算と実績の差異について、明確な説明をお願いいたします。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 ありがとうございます。ご心配をいただいております。

山田議員の方からも、今、細かい数字おっしゃっていただきまして、また町が示しました不誠実な資料であるというご指摘がありましたけれども、我々としては精いっぱい分かっていた資料にしようということで提出をしているものです。ご理解をいただきたいと思

います。

その分かりづらいということを具体的に表にして、私ども町の方に対してお示しをいただいております。それに基づきまして、今、質問いただきました内容についてお答えをしたいと思います。

まず、栗本から3, 100万円ほどまだもらい足らんのではないかということのお尋ねでございます。

これは予算書あるいは、決算書の数字との中でご発言をいただいております。その数値は正しい数字でございます。ただ、その中に、本来栗本の責に帰さない予算も含まれておる、決算も含まれておるということ、決算書では分かりませんので。無理もないかと思ひます。今、私の方で調べております内容を申し上げますので。

まず、消耗品費で先ほど山田議員が2, 930万という数字をお上げをいただいております。この2, 930万の中には、額の大きなものを申しますと、ごみ指定袋の製作費用も含まれております。細かい数字になって恐縮ですけれども、995万円含まれております。あるいは生活環境課がクリーンセンターの中にございまして、そちらで使っております消耗品が約130万でございます。この内容は何かといいますと、いわゆるエコバッグの購入費用であるとか、いわゆるガスボンベの空気抜き道具の購入費用とか、そういったものがこの2, 930万の中に含まれておるということで、実際は1, 900万ぐらいというようにご理解をいただきたいと思ひます。

それとプラスチック類処理委託料、おっしゃるとおりプラスチック類はこれぐらい出るよというような協定の中身もございまして。それでこの数字を約1, 048万円かかっておるということで、先ほどご発言がございました。この1, 048万円の処理委託料ですが、これはその他プラスチックで、これは栗本と町との確約の項目には該当しないその他プラスチック類の処理費用でございますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

それと修繕料369万円、この中には収集車両の修繕費用、場内で使用しておりますタイヤローラー或いはフォークリフト、ショベル等の修繕等々も含まれておりますので、ご指摘の3, 100万ほどもらい足らんということではなく、町はやはり町としての責任の中で栗本と対等の立場で協議をした結果、2, 400万の確約に基づく差額を納めていただいたということでご理解をいただきたいと思ひます。

合わせまして、灯油の考え方でございます。一番大きなのは灯油でございます。灯油は、当初確約の段階、建設途上でしたけれども、その際には大体リッター40円。我々としては3

7、8円でも買えるんじゃないかなというような時期でございました。ただ、19年度及び今現在もまだ若干高目ですけども、平均単価で先ほど町長がお答えさせていただいたように69円ということで、1リットル当たり約30円負担が増えているわけです。栗本と町とが確約させたねらいは何かというと、ごみ1トン当たり何リットル要るんやということで協議を重ねたわけです。これは入札前の業者を選定する段階から各社と、A社についてはおたく何ぼ要りますか、こういう話を前任者の中でいろいろやっていただいたわけです。それがやはり一番このRDF炭化という施設の一番の問題になるんじゃないかという思いで対応しておりました。その中でそういう確約書そのものも出てきたわけですね。実際、栗本鐵工についてはごみ1トン当たり100リットル要りますと、うちの施設を適正に運転した場合は100リットルを約束しましょうということで約束をしてくれましたけれども、その数字を確保することはできなかったということから、2,400万に計算上なってきた。

逆に、栗本さんの中で、活性炭とか消石灰或いは尿素水といういわゆるガス対策の薬品なんかの単価はこれぐらいかかりますよということをおっしゃっておりました。それについても同種の施設の実際を確認しながら、栗本の言ってることを認めていくにふさわしい数字であるということでやらせていただいております。ですから、数字は何も間違っておらない。後ほど詳しい数字、私説明しますから、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 そういう数字を初めに上げといていただいたら、こんな時間費やさなくてよかつたと思うんです。もう2つ目の質問であと17分しかないんですよ。ちょっと困るなど思っているんですけど、クリーンセンターコストの問題では1点だけ、今年3月末の毎日新聞に和歌山の湯浅町のRDF化施設が36億円の巨費を投じながら開設4年で苦肉の休止という記事が出ておまして、皆さんもお読みになったと思うんですけども、この休止をした経過というのは、2002年度の処理費用は1億8,630万円とトン当たり約3万円だったのが、メーカーの保証期間、この場合は2年ですけど、2年が切れ、修繕費を自己負担した4年度は3億196万円と費用は膨らみ、故障が相次いだ5年度は3億5,390万円となり、1トン当たり約6万円に達した。廃止を検討したが難題があり、建設費約35億9,000万円の4分の1、約8億円を賄った廃棄物処理施設整備費国庫補助金は耐用年限約10年から20年前に施設を廃止すると、使用年数に応じて一部を返還する規定になっている。実働4年の湯浅町なら、最大約6億4,000万円に達する。そこで環境省と協議して、一時休止としたということです。だからいずれ撤去する際、返金義務が生じることに変わりは

なく、急場しのぎの苦肉の策だそうです。この湯浅町によると、年間約4,047トン出るごみは総額約1億960万円支払う町外の民間焼却処理施設に引き取ってもらっていると言っています。

我が広陵町でも4年目から栗本鐵工からの補助が出なくなり、確約書からも読み取れるとおり1億6,237万7,711円が1億2,000万増え2億8,270万円、維持管理費かかります。年数が経てば経つほど故障修理費もかかるでしょうし、裁断する歯やスクリーナーなど1,000万単位で交換するものもあり、町民は本町は大丈夫だろうか心配する声が寄せられていますので、是非この辺をしっかりと町民に説明していただきたいなと思います。

次の質問に行きます。子供医療費窓口払いなしについて、2006年に国がまとめた新しい少子化対策の中で出産育児一時金の支払い手続の改善が盛り込まれ、保険者が直接医療機関に支払うことで被保険者の負担を軽減することができる出産一時金の受け取り代理の支払い方法に変わりました。これで若い世帯は大分助かり、喜ばれていると思います。この方法を広陵町の医療費にも充てていただき、町の負担が新たに増えるのではないのでシステムづくりを是非やっていただいて、少子化対策や住んでよかった広陵町と言われるようにしてください。医療機関に行って用紙をつくっておけば簡単にできるので、これはシステムづくりのことだけですので実現できるのではないかなと思います。県に対しての意見書も提出する予定でございますので、是非これご検討いただきたいと思います。

青木議長 福祉部長兼任しております山村副町長！

山村副町長 町長が答弁で申し上げましたように県全体での統一した制度でございますので、広陵町だけその方式を取り入れるということは無理がございます。県会の方に陳情していただくようお願いをいたしたいと思います。

それから、また多額の一時金が必要な場合はご相談に応じますので、事前に広陵町の担当の窓口にお申し出をいただければ、いろいろなご相談に応じていきたいと思っています。よろしくお願いをいたします。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 先ほども話しましたように、3人の子供さんが1月に6万円かかって大変だったという方にこの福祉医療貸付金のこともお話しさせていただいたんですが、全然知らなかったって言うておられました。窓口で聞きましたら、広報とかでお知らせしてますし、来られる方全部に貸し付けありますっていうわけにいきませんからっていうお返事でしたけれど

も、19年度で2,106人が医療費の助成を受けており、総額4,064万9,159円で、1人当たり1万9,302円ですね。19年度のこの貸し付け状況は、乳幼児では1人26万6,960円、1件だけ貸し付けを受けておられます。それだけ医療費がかかったわけなんですね。この貸付制度を余り知られてないと思いますので、これを何回かまた広報に入れていただくとか教えてあげてほしいと思いますけども、窓口払いなしにすればこれを知らせることもないので、窓口払いなしにするのがいいんじゃないかなと思うんですけども、こういう窓口払いなしにすれば若い世代の間では不安定雇用が今増加して、収入が少ないことや長時間過密労働など労働条件も悪くなっており、子育ての困難が広がっています。病気のと看ぐらいお金の心配なく子供を病院に連れていきたいという願いは、ますます切実になっています。子供は病気にかかりやすく、重症になることも多いため、早期発見早期治療が何より大切です。

今、新型インフルエンザのことなども心配されていますけれども、そういうインフルエンザにかかってもすぐに医療機関に行けて重篤になるのを防げるということですね。お給料日前になるとちゅうちょする世帯が若い世帯が多いんです。ですから、その若いお母さん方の声はどうせ後で返ってくるんだったらもう窓口の負担なしで、給料日前でも安心してお医者さんに連れていけるようにしてほしい。そういう声が多いんです。そういうふうなことにしましたら安心して子育てができる広陵町になって、その評判を聞いて若い世帯がたくさん広陵町の住民になり、子供たちの歓声が響き渡る活気のある町になります。そんな町づくりを目指してください。もう一度答弁お願いします。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 制度の周知については、担当の方でさせていただいております。転入のときも説明書のパンフレットもお配りをして、その中にも記載をさせていただいております。今後、出生届等を出されるときにしっかりと説明をする。それから、広報でも周知をするということに努めてまいりたいと思います。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 また意見書のときに説明させてもらいます。

学校図書館支援センターについて、次の質問に行きます。

教育長の答弁は前回と同じでがっかりでしたんですけども、この間、各校区の校長先生やPTAの会長さんたちに要請してまいりましたところ、皆様この事業を続けてほしい、続けるべきであるとのご意見ばかりでした。9月議会で他の議員も質問されたことです。という

ことは、その議員の周りの多くの保護者の方の願いでもあるわけです。多くの子育てしている女性の願いでもあるわけです。町は把握してないだけですけども、要望は大きいものなんです。こうした広範な町民の願いを教育長はどうお考えになられますか。教育長お一人反対されるのでしょうか。教育長、答弁をお願いします。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたように、この文科省のこういう事業はモデル事業であり、これは各都道府県を通しての動機づけであるわけです。もちろんそういうことに対しては効果があることは、これはもう皆わかっているわけですから、これをやっていくわけです。この後をどのようにするかというのを、継続するのも一つの方法です。もう一つは、この継続の内容を今度は子供たちに、また学校に任せながらそれを継続していくのも一つの方法だろうと思います。学力観も変わりました。今までのような形の知識、理解からそういう知識、理解を活用しながらこれから運営していくという。この子供たちのそういうものをいろんな形で活用できるような形の事業にしていきたいと思ったり、この内容についての事業は学校長の方にも私は続けてほしいということをおきました。この文科省のものは切っていきますけども、この内容については学校がいろんな形で工夫しながらやっていってもらえると思っております。以上です。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 今朝の毎日新聞に、学力テストの追加分析の記事が載っておりました。7年度より成績が向上した学校には、学校図書館や博物館などを利用した教室外学習を導入した割合が高いなどの特徴があることがわかったそうです。テストの結果がよかったのは、やっぱり学校図書館や博物館などを利用したという教室外学習を導入した割合が高いということで、一定のやっぱり学校図書館の子供たちが利用したところは学力も高いというふうな記事が載っておりました。

また、今、教育長がおっしゃられたように、子供たちや学校の先生方にこの文科省の事業継続して効果を持続させていきたいということですけども、それでしたら司書教諭の方や児童の自主性に任ずとおっしゃいますけども、担任になった司書教諭の方の授業時間を減らして学校図書館に専念していただくとか、そういう必要性があるのではないのでしょうか。

また、町内のボランティアで司書の経験のある方とかそういうような方をお願いするとか、具体的なこういう計画を立ててください、こういう計画でできるから安心してください、図書館活動を安心してくださいということをお示しいただきたいと思っております。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 各学校の方の図書館教諭のことを言われましたけども、中学校の場合は恐らく国語の先生が多いだらうと思います。私もずっと現場におりましたので、それはいろんな形で学校全体がその図書館の担当していただく先生、また生徒会、児童会をしていただく先生方、いろんな形でお互いに考慮しながら運営をしているだらうと思います。それは私がどのようにせよ、こういうようにせいと言うよりも、それは学校長の方にお任せしていきたい、このように思っております。以上です。

青木議長 11番、山田さん！次の質問に移ってください。

山田美津代議員 このことはまた引き続きいろんなことを考えて、できるように考えてやっていきたいと思えます。

交通安全対策についてに質問を移しますけれども、ヤオヒコ前は徒歩で東西から直進して、また南北へは一度の青信号では行けないですね。一度東西から青信号で渡って、次の方に曲がろうと思ったらもう一回信号を待たないと行けない。二度待つこととなります。これから寒くなり、青信号のうちに無理して渡ろうとすれば事故のもとになり危険です。

この歩車分離というのは大変喜ばれててよいと思うんですけれども、自治会とかの方に先ほど十分協議されて決めたというふうなお話されてましたけれども、やっぱり地元の方は大変危険だというふうに言っておられます。その車両も3台、4台目ぐらいでもう信号が変わってしまって、無理して信号が変わってるのに曲がって行って大変危険だというふうに言われておりますので、町民の方との話し合いは不十分なものではないかなと思えます。

香芝警察署で調べてまいりましたら、朝15秒、昼12秒、夕方20秒だったんです。これを地元の方と再度協議して、何秒にしてどういうふうにされるのがいいかをもう一度協議していただきたいなと思えます。

青木議長 柘田総務部長！

柘田総務部長 今ある信号につきましては、先ほどの答弁の中にもありましたとおり自治会長さん、また交通の対策の関係の方と協議されてこの結果になったわけでございます。

今、信号の時間調整というのを議員さんの方から言っていただきましたけども、通勤と通学の時間帯に合わせて1日3パターンの調整を行わせていただいております。といいますのは、一つは70秒、そして90秒、110秒というので、一連の流れで青、赤、黄色、これが一応70秒、90秒、110秒という設定をされております。

それでこれでもって一応今現在行われておるわけなんですけども、もしその地元の方でこ

れが都合が悪いんだということでありましたならば、まず、自治会長さんと一応協議をやっていただいて、再度机上に上げていただくということの方がいいかなと思います。というのは、今まで十分協議したものというふうに受け取っておりますので、その点よろしく願いいたします。

青木議長 11番、山田さん！

山田美津代議員 それでも地元の方からそういう苦情が出ているということで、この間のキャラバンでもお年寄りからの苦情が出てるけども辛抱してほしいという副町長の答弁だったということは、やはりそういう苦情が出ているということは確かですので、これはやはりそちらの方で住民の方としっかり話し合って決めていただきたいなと思います。

時間が2分しかないので次に行きます。

S Sサイズのごみ袋について、置いてあれば購買動機も増えるのではないかと思います。置いてなければ仕方なく大きなサイズを使うことになり、もったいないと思う方が多いのです。町側の不備で、せっかくごみを減らす工夫されてる方の努力が水の泡になります。全町に置いてください。お店の方に聞いたら、町が一度電話してきて要りますかと問い合わせがあっただけだ。その後、夏などS Sサイズを欲しい人もいるので置いてほしいとのことでした。同じように、先ほどつくってくださるということでしたけれども、S Sサイズもつくってほしいという町民の要望に応えるべきではないでしょうか。答弁をお願いします。

青木議長 事業部長！

吉村事業部長 ご意見ありがとうございます。山田議員が聞かれた店舗の名前を担当の方へ申していただいたら対応しますので、よろしく願いいたします。

青木議長 以上で山田美津代さんの一般質問は終了いたしました。

引き続きまして、乾君の発言を許します。7番、乾君！

乾議員 改めまして、皆さんおはようございます。

青木議長のお許しを得て登壇し、一般質問いたします7番、乾浩之です。今回は4項目、7点の質問を通告しておきました。ご答弁よろしく願いいたします。

それでは、安心安全な町づくりのために、1項目めの奥坪橋に信号機の設置をにつき、1点目、百済地内にあり、県道108号線と112号線の交わる交差点なのに、なぜ今日まで信号機が設置されていないのか。

2点目は、交通量も増加しているものの運転者のマナー向上により幸いにも交通事故はないが、今後の安全対策上、早急な設置を要望いたします。

次に、関係各位に並々ならぬご尽力を賜っています第2項目めの公共交通システムに関して2点質問いたします。

1点目は、9月の定例会に心血を注いでいただき作成していただきましたデマンドタクシー運行計画具体案の中の1番、運行経路3コース、2番、運行経費の概算、3番、委託か直営かなどにつきその後の進捗状況を知りたい。

2点目は、イズミヤとの循環バス運行についてのその後の協議状況を知りたい。

以上、第2項目めを終わりました第3項目めの11月14日、奈良新聞に掲載されました飲酒運転記事に関しまして4点質問いたします。

1点目は、地方公務員の分限懲戒にはどんな種類があるのですか。

2点目は、各種類の中で特別な事項を持っているものがあればその内容を知りたい。

3点目は、分限懲戒審査委員会は近隣の自治体の例などを見ると停職が妥当と思われるが、飲酒運転撲滅宣言の町での管理職、退職してもらうのが妥当と結論したと述べていますが、近隣の自治体の例を知りたい。

4点目は、新聞記事を一読してどうも変だな、おかしいなと感じた3点につきまして、低次元な質問となりますが、ご答弁よろしく願いいたします。

それでは、4点目の1点目は、10月30日に負傷事故発生、2日後の11月1日には依願退職、11月4日と7日には分限懲戒審査委員会を開催、7日にも開催。うわさによれば、嘆願書も出たとのこと。依願退職の承・否認は委員会の処分決定以後にすべきであると考えます。

2点目は、2年前の18年11月に広陵町は飲酒運転撲滅宣言をして関連団体や出入りする業者にまで厳罰化しているだけに、例外のない一定基準を設定すべきである。

3点目は、諸団体の職員や請負業の従業員が飲酒運転事故を起こし即日退職した場合の処分は登録停止になるのですか。

以上、3項目めにつきましてはいろいろ質問いたしましたが、質問の趣旨は罪を憎んで人を憎まずの心で質問させていただいている次第です。今回の事件は税金にも関係してくることであり、各種団体、業者にも関係していることとなりますので、手続や処分に特例のない規定を至急に設定すべきと考えて、不明な点を質問いたしました。

以上で3項目めを終わり、最後の4項目め、新森橋架け替え工事に関して2点質問いたします。

1点目は、下部・上部工事についての進捗状況をお聞きしたい。

2点目は、不景気の現在、落札業者が決定しにくいのは適正価格、健全価格が低いからではないのですか。

以上、4項目12点にわたりまして質問させていただきましたが、質問を終わります。長時間ご清聴ありがとうございました。

青木議長 それでは、ただいまの乾議員の質問に対しまして1回目の答弁をお願いいたします。
平岡町長！

平岡町長 ただいま乾議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず初めの、奥坪橋に信号機を早急に設置せよという要望でございます。答弁は、質問の1と2と合わせて質問にお答えをしたいと思います。

お尋ねの百済、奥坪橋東詰め交差点の信号機設置につきましては、県道112号線の奥坪橋から北向きと西行きの道路が主要道路であり、交通量も多く、信号機を設置することによりかえって渋滞を引き起こすと言われております。

また、ご指摘の交差点の北へ約200メートルのところに設置されている信号で、車の流れをスムーズにしているとも言われているものです。このことはかねてから警察と協議をし、警察の指揮のもと、現在まで信号機なしで来ているものです。中和幹線が全面開通した場合に受ける影響を見守りながら、安全確保のために必要となれば信号機の設置を要望したいと考えています。

次、2番でございます。公共交通システムに関して、デマンドタクシーの進捗状況を知りたいとおっしゃっております。

デマンドタクシーの進捗状況につきましては、ただいま仮称地域公共交通対策協議会を早急に立ち上げるべく準備を進めております。これは地域公共交通の再生を促進する観点から、需要に応じた地域住民の生活に必要なバスなどの旅客輸送の確保、その他旅客の利便性を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するものでございます。

構成員につきましては、交通に関係する企業や官公庁の交通対策関係機関の皆さんに委員として参画いただけるよう、ただいま交渉を行っております。

デマンドタクシーの運行計画につきましては、8月28日の議会全員協議会でご説明申し上げたとおりであります。折からイズミヤ株式会社との顧客用循環バス運行計画や奈良交通路線バス休止問題もあることから、現在それぞれのシステムにおける費用対効果を再検討しているところであります。

次、2番のイズミヤ株式会社との循環バス運行協議についてであります。イズミヤ株式

会社の考えは、顧客流入経路や顧客販売予測などから主要駅を拠点に運行エリアを検討されています。私どもの思いと隔たりがありますが、根強く話し合っています。

次、3番でございます。飲酒運転の職員の処分についてでございます。4項目お尋ねをいただきました。

まず、一番初めの公務員の分限懲戒の種類を知りたいということでございます。

分限処分については、降任、休職、免職があります。また、懲戒処分には戒告、減給、停職、免職があります。

2番の特別事項として退職手当の支給についてもお尋ねでございますが、地方公務員法第29条の規定により、懲戒免職処分を受けた場合、地方公務員法第28条第4項の規定、これは欠格条項該当の項目でございます。により失職した場合は、退職手当を支給しないこととされています。

地方公務員法第28条第4項中の第16条各号の1に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失うこととなっています。そのうち第2号には、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者と記されています。つまり禁錮以上の刑に処せられた場合失職となり、退職手当の支給を受けることはできなくなります。言い換えれば、罰金刑であれば退職手当は支給されることになります。

3番でございますが、近隣の自治体の例を知りたいという項目でございます。

最近の近隣の自治体の例として、幾つか事例があります。奈良県の場合、酒気帯び運転で停職4カ月、上牧町の場合、酒気帯び運転で停職2カ月、河合町の場合、酒気帯び運転で指針では停職だが、依願退職された。

本町の場合、処分基準によると停職処分とするところではありますが、関係団体とともに飲酒運転撲滅宣言を町民の皆さんに周知をしており、私は職員に対し、飲酒運転をして捕まった場合はすぐに辞めてもらうとつね日ごろから職員に言ってきた経緯があり、先日の課長による飲酒運転事故について、早速深く反省しているとそのことを述べられ、退職願が提出され、停職せず辞職を承認をいたしたところでございます。

なお、4番、どうも処分は変やなど。そんなご質問をいただいております。その経過とか、宣言をして一定の基準を設けているのかと。諸団体、法人、会社の場合はどうなのか。こういうことを今日、急にお述べをいただきましたので、答弁書を用意しておりません。その状況については、副町長が分限懲戒審査委員会の委員長でございますので、補足説明は自

席でさせていただきます。

次に、最後の質問でございます。新森橋架け替え工事に関して、下部・上部工事についての進捗状況を聞きたいということでございます。

答弁として、新森橋架け替え工事の進捗についてですが、下部工事については11月27日に入札を行い、12月1日に1億8,375万円で株式会社清川組と契約のご承認をいただいたところです。順調に進めております。

下部工事の進捗につきましては、年内は工事に向けて測量や関係者への説明、さらに看板設置などPRに努めています。来年1月20日から信号機の切り替えを予定しており、本格的な工事となる予定です。完成は22年3月25日となっています。

上部工事についてですが、入札が不調に終わりました。その要因は、鋼材など材料価格の問題を初め種々あるかと考えますが、現在原因調査をいたしております。関係機関に行政指導を仰いでいます。解決策がまとまれば議会と協議をさせていただき、できるだけ早期に入札できますよう進めたいと考えております。以上のとおりでございます。

青木議長 山村副町長！補足説明答弁でございます。

山村副町長 1回目の町長の飲酒運転の件について、補足でご説明を申し上げたいと思います。

私が職員の分限懲戒審査委員会の委員長をさせていただいている関係で、今回の追加で質問いただきました新聞記事を読んでというところについてご説明を申し上げたいと思います。

11月2日に辞表が提出されて、11月4日と7日に分限懲戒審査委員会を開催をさせていただいております。この飲酒運転撲滅宣言を18年の11月20日に実施をいたしております。このときも、職員については万が一飲酒運転を行ったときは辞めていただくと町長からも明言をしているわけですが、今回の事件発生を受けて、退職していただくことはもう避けられないということでございます。

分限懲戒審査委員会で、いかなる処分をすべきかということをいろいろと議論をさせていただきました。先ほど町長が答弁で申し上げました近隣の事例等もございますので、これを参考にさせていただくということで、処分が不穏当であってはならないということからいろいろ意見を交換をさせていただき、事例からいたしますと、やはり停職処分の中でも一番重い6カ月が妥当ではないかという話がありました。

ただ、停職処分のみいたしますと、身分を引き継いでその期間が経過すればまた職に復帰できるということになるわけでございますので、やはりこれは退職していただくという

ことで、辞表が出ておりますのでこの辞表を受理して、効果的には同じでございますので、もう即日、早く辞めていただいた方がいいということから、辞職の承認の手続をとらせていただいたものでございます。いわば職員としての永久追放という形になったわけですが、いろいろな評価があろうかと思えます。分限懲戒審査委員会ではそういった観点から判断をさせていただき、町長に報告をさせていただいて決定をして手続をとったものでございます。

また、議員ご心配いただいておりますその他の団体、職員以外のことについてのご質問でございます。これは11月20日に宣言をいたしましたときは、業者、法人であれば経営者並びに職員までも含んでの話でございます。ただ、事例で今まで何もございませんのでそういった手続はとっておりませんが、基本的にはその事業の経営者がどうなのかというところがまずかかわってくると思えます。経営者自ら飲酒運転をした場合は、当然指名停止だけになしに登録取り消しというところまで発展するかと思えますが、社員の場合についてはどうするのかというところは、この分限懲戒審査委員会の中でも議論はしておりますが、まだ明確な決定まで至っておりません。一定の基準を早々に設けて、皆さん方にお示しをしたいと思えますが、一番の願いは、どなたも飲酒運転をしないということを心がけていただきたいということでございます。我々も飲酒運転をして職員を辞めさせるというつらい立場に立ちましたので、二度とこのようなことのないように職員にも厳しく申し上げているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、各質問事項につきまして、2回、3回目の質問を受けます。7番、乾君！

乾議員 ありがとうございます。また、通告してない部分まで説明いただき、本当にありがとうございます。これからはまたもうちょっと明確にやっていきたいと思えます。

1番目の奥坪橋の信号機の設置ですのやけども、あこはともかく見通しはいいのやけど車の量が多いということで、運転手さんかて注意して運転してるから事故が少ないと思えます。案外見通しのええとこの方が大きな事故があるようなこともあると思えますのやけど、これ中和幹線が完成すれば当然あの堤防、今のところを利用する方が多々出てくると思えますから今のうちに手続を踏んでいただいて、一日も早くそういう、警察の方もそういう事故がないからどやとかいうふうな話になってるかもわかりませんのやけど、信号機がないから老人の方、子供の方、自転車に乗ってる方もあこはもう大変渡りづらいと。どっちを見たらええのかわからんと。もううろがきてしまうというのが現実ですねん。そやからそういうところも考

えていただいて、事故がないから大丈夫やと違くて、これからはもう立てていただいてもっと安全安心な道路になっていくようにひとつ協力をしていただいて、設置をお願いいたしたいと思います。1項目はそれで終わるときです。

それと2項目めですのやけども、公共システムに関してですけど、前回、また議員とも相談して広陵町の東部地区公共交通会議を立ち上げ、実施計画の素案について検討していただき、議員の皆さんに協議してまいりたいとの答弁でしたんやけどね、あれからどういう形になって、議員の方にもそういう言葉も聞いていませんのやけど、今後またそういうことをやっていただくのかと。

それと、それに関連してイズミヤの建設ですのやけど、尾張川の建設の方、河川の方はどうなっているのか。あの河川が完成したら、安部新田の村の中にあるあの水路の方は迂回してあっちの方に水を流すというふうなことをちらっと聞いてたんですけど、それであの川は今後どういう具合になって、イズミヤさんが、あこがもう一体化になって1枚の土地になるのか。そういうところをお聞かせ願えますか。

青木議長 柘田総務部長！

柘田総務部長 イズミヤの安部地区計画であります、尾張川の方、議員さんおっしゃっているのは南側の水路というふうに考えられますけども、一応今安部地区計画の中にあります尾張川の河川、これについては一体として考えていく以上、河川のつけ替えというのが必要になってくるわけです。これについては、今、県の河川課と協議をいたしまして、新尾張川に接続するという事で協議が調っております。といいますのは、地区計画の南側、町並みから外れたところですね、大体わかってもらえますかね。オランダ屋の通りになってきますねんけども、そこをいわば今ある旧尾張川から東側に向いて新尾張川までつけかえるという協議が調ったということでございます。そのことで一応新尾張川にその部分については接続できる。ただ、新尾張川のところはそこまで今完成しておりますんで、それは接続可能なんです。

ただ、あと新尾張川の南側については、20年度で完成を協議をさせていただいておりますんやけども、これが地権者の関係、また用水の関係で22年度まで延びるということで高田土木の方から話がありましたので、町として地区計画がありますので、その部分について、言わばただいま協議をしているという最中でございます。

地区計画の中につきましては、河川がつけ替えということで、河川はなくなってしまいます。町道に当たる部分についてなんですけども、その町道に当たる部分については今地元と

協議をさせていただいて、今のつけ替えの河川上に町道のつけ替えをさせていただくということで話は進んでおるわけでございます。

また、その点につきましては町道の認定変更ということで議会の皆様におはかりをしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

青木議長 それから、まだ質問あるねん。もう一つの項目がありますやん。

栢田総務部長 デマンドタクシーの方なんですけども、今、地域の実情に即した輸送サービスを早急に実現すべく、仮称であります地域公共交通対策協議会、これの設置要綱を作成しまして、委員会設置の準備をさせていただいているというところであります。各関係機関の方と折衝をさせていただいておるという状況でございます。よろしく願いいたします。議会の方は決まり次第また報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

青木議長 7番、乾君！

乾議員 ありがとうございます。なら、引き続いてデマンドタクシーの方、また百済地区、広陵町全体ですけれども、奈良交通も撤退して大変な時代になってきましたから、一日も早くそういう形で巡回バス、デマンドタクシー走れますよう、よろしく願いしておきます。

それと、次に移ります。私は、答弁者として教育長とお書きしましたがけれどね、ここにね。だけど町長がお答えしてくれてもそれはよろしいですけど、今までこの職員さんの不祥事のことに対して教育長も大した謝罪の言葉の一つもなかったと。ましてやあのときに歓送迎会で教育長もおられたと。その帰りにどういう形で皆さんが解散になったか分かりませんが、聞いた話では一回別れて家の方へ帰ったと。そこから職員の方は出て行って、またスナックの方に行かれたというて聞いてるんですけどね。一回家へ帰ってまた出ていくのに、当然代行に乗らないいけないと思うけど自分の車で行ったという話を聞いてるんですけど、その辺はちょっと何か合点いかないところあるんですけどね。

ましてこの前の、その職員の方にどうこう言うてんの違うけども、今後そういうことで厳しくやっていただきたいという町長の方針でもありますからね。この前の奈良新聞の方では、ちょうどタイミングよく県の主査が停職4カ月と。その下に広陵町課長依願退職という具合に新聞に出てるんですけどね。私はね、この県の職員は4カ月と。町の職員は依願退職となったけども、悪い方はどっちやと。こういうことを考えたら、この4カ月の人は酒を飲んでわかってこれ運転してるわけですから。で、検問に捕まってるわけですから。これも大分悪いんちゃうかと。うちの職員さんは、単なる車を動かすのにちょっとすったというのやったらね、その広陵町の職員かてこれ見てたら何も辞める必要ないんちゃうかと。そういう具合に

思われるんですけどね。そやけどそういうわけにもいきませんけど。

そこでお聞きしたいのは、どういう形で別れて自宅に帰って、そこからどういう形でまたスナックに行かあったんかと。そこでまた副町長の答弁もありましたように、4日、7日でそういう委員会を開いておやりになったと聞いているんですけどね、1日の新聞には1日の日にもう依頼退職を出して辞めさせていただくと言うてるわけですから、それでそういう懲戒委員会を開く必要あるのかなと。自分が進んでやめるということでっしゃろ。そこでまた上部、幹部の人たちには訓告やということはもう聞いているんですけどね。その人は単なる辞めたという具合に解釈してええの違うかなと。辞めたやったら、三役にもそんな訓告も必要ないん違うかと私は思うんですけどね。飲酒運転したから辞めたというような形でやったら、町の方から辞めてくれと言うたら退職金はもう当然出ませんわね。本人の方から依頼退職しますと。家庭の事情で辞めますと言うたら、これは退職金出まんのやろ。私はその辺のことがちょっと今この厳しい財政の中で、今また広陵町の公園の方も町民のサービスとして有料化するという町長の考えは分かるんですけどね、そやけどそういう形しといてこっちではそういうちょっと合点いかんような、そういう税金の使い方いうのもおかしいん違うかと。

というのは、他の市町村にもうちの広陵町の町長は撲滅の町やと、大々的に旗まで上げて、垂れ幕まで下げてやってる中で、絶対飲んだらもう辞めてもらうねんと。飲酒運転で捕まったら辞めてもらうねんというて町長がおやりになってる中で、ほかの市町村が聞いたら、何やちょっと違う形になってきてるやないかという話も聞くんです。

ここで町長、私が言いたいのはね、罪は罪、人は人で職員の方には申しわけない話ですねんけどね、今後、また明日もこういう形でだれか職員さんがまた事故なり飲酒運転で捕まった場合、その辺のラインどうするのかというのをきちっと決めていただいて、絶対もう飲んだら乗るなよと。これはもう当たり前の世界の話ですやんか。それをいまだテレビ報道では、酒飲んで捕まったら怖いからそのまま引きずって走って人の命がなくなったというのも多々ありますやん。その中で、町長の考えとして今後どういう形で線を引いていくかと。ここで町長の考えを一つお聞きしたい。よろしくお願いします。

青木議長 教育長から先。

乾議員 はい、教育長から先。

青木議長 安田教育長！教育委員会の歓送迎会の後やいうことやからね。

安田教育長 歓送迎会の後の話なんですけども、高田の方で歓送迎会を行いまして、代行2台で、そのほかに自分で来た職員もおったわけなんですけども、その職員は飲めませんでしたので

それはそのまま帰りました。あと2台で分乗して西の方に帰る者と、それから北の方に帰る者となって全部、その当時の課長が一番最後、自分で帰ったわけですがけれども、その後、代行のままそのままもう一度高田の方に行って、新聞に載ったような形の事故に遭ったというのが事実でございます。以上です。

乾議員 いや、教育長のちょっと謝罪とかな、全然聞いてないやんな。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 そこに奈良新聞を持っておられるということもありますので、私自身はいろんな新聞記者とかテレビの記者とかにも話もしましたけども、実際やっぱこういうことはあってはならんことであると同時に、これから撲滅宣言を行っているこういう町で本当にあったことに対してはもう遺憾でしかないなど、こういうように思っております。

常々職員にも私自身はそういうお酒を飲む場合のときには代行で行ったり、また代行で帰る。そのことを基本としておりましたし、帰るときもこの車にだれとだれと乗ったちゅうのは確認しましたけども、そうしたときに一々家に何時何分に帰ったのかというような、あとは確認とっておりませんでした。本当に申しわけないなという、撲滅宣言をしている町の職員がこんなことになってきて、本当に私自身も含めながら言葉もないと言っていいのか、申しわけないなというのが私の気持ちです。以上です。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 このたびの職員の事故処分については、私どもも県下にもどの職員なんやというような非常に恥ずかしい思いをしたところでございます。日ごろしっかりやってくれている課長だけに、また過去に交通安全の担当の仕事もしたと。そういう立場で、わざわざ警察でまあ一晩泊まれと言われたようであります。本人が私の家へ来てそのように言うておりました。通常なら1日で済むところ、役所の課長をしている、過去に交通対策の仕事をした。それがためにもう一晩余計に泊められたというようなことも言うておりました。

今回、堀川君の処分もありますが、私は副町長も教育長も安全運転管理者である総務課長、また教育委員会の事務局長並びに同僚の課長、その5人もやはり監督管理不行き届きということで処分もいたしたところでございます。ただ一人の不行き届きで事を済まされないのでありまして、これも役所全体が不名誉なことを起こした。そんな環境にあったのではないかという思いでございます。

また、今県庁の職員との事故対比を乾議員なさいましたが、宴会の後の帰りは代行でみんな送って帰って、我が家に近くに着いたときにそのまま降りずして、そのまま代行でスナッ

クへ行ったということでもあります。ですからそれは飲酒運転はやってないと、本人はそう言っておりました。後、代行をスナックから我が家増え帰るとき呼んだけれども、車が反対向いてるのでうまいこと前に向き直そうと思うて駐車場から出たときに当たったんやと、こういう言い方をしてるんですね。それなら代行を呼んだということをしつかりと記録にあるんやから、代行のこの携帯の記録にも残るんやからそのことをしつかりと言ったんかというようなことを言いましたが、全くそれは聞いてくれないと。ただやっぱり当たったんやと。当たったとこ増えパトカーがたまたま来たんやからやむを得ないことでもあります。本人は運転をしてた。車を変えるだけやと言ったところで、それはあんたのこれからの気持ちは警察はわからないということですからね、これはやっぱり家増え帰る気持ちで運転したん違うかということになるようでもあります。

私も車で代行を呼んで家まで帰るんですが、私は代行屋さんに我が家におれの車駐車場へ入れてくれということは今日まで言ってなかったんですね。表まで止めてもらって、そして料金を払ってありがたい言うて送って行って、私、それ車を駐車場へ自分で車庫へ入れたんですね。しかし、あの行為は違反だそうですね。飲酒運転の継続になりますね。ただ、自分の車庫中では道路違うからいいわけですから、道路に止めてあるやつをいのかすだけでも違反になります。皆さん、よくこれからも代行を呼んでも最後の詰めまでしつかりしなけりゃだれが見てるかわかりませんで、ちょっとのことです。堀川君もそういうようなことを言うてるんですが、なかなかその後ろの方にバックで当たってるんですから、車輪1つだけ道路に出て事故を起こしたと。そういうような状況ですが、これは警察ではそれはあかんというようなことをございまして、飲酒運転そして事故と。しかも公務員であるということで、非常に厳しい処分を受けておられるわけをございます。

早速警察から帰りましたら明るる日に我が家に来て、町の職員の皆さんに、また町の人たちにご迷惑をかけたと。辞表をすぐ持ってきて、私、辞めさせてくださいということでお預かりをしたところをございます。現在も実は退職金をまだ支払いをいたしておりません。皆さんの世論をしつかりと見きわめながら、これらの処理については対応していきたいなど、そんな思いをございます。

いずれにしても、法律を守るというのが公務員であります。我々役所であります。道路交通法違反ということをございまして、それも一つの法律をございまして、だれでも今日までやっていたことが、これやっぱり法律を守ってもらおうと自ら率先してやっていたこと、私も飲酒運転で捕まったら即辞めます。そういうつもりでみんなおるわけをございますので、

言ってるだけではないということを彼はいい模範を示してくれたんですから、後々はこのことを肝に銘じてしっかりと職員に頑張っていたいただきたい。

また、業界の方も、また皆さん方もひとつ後押しをしてやってほしいと思います。役所もしっかりと後々の規律、規範を高めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

青木議長 7番、乾君！次に移ってください。

乾議員 ありがとうございます。なら、そういう町長の力強いお言葉をいただいて、またそういうことのないようよろしく願いしておきます。

次の項目に移ります。新森橋の架け替え工事についてですけれども、下部の方はこの前にうまく入札の方は成立したと聞いていますが、上部の方は不調和でうまいことってないと。それは何が原因かと。今、町長の方は調べてるというお答えをいただきましたんやけども、私としては、今、健全価格やとかそういう価格が設計段階から歩引きいいですか、それが少しきついん違うかなと。世の中厳しくなっているところで、その辺のちょっと見直しをしていただいたらどうかなと思うんですけど。

それとまた、国が今総合評価方式という方式で県や市町村にそういうやり方でやりなさいというような指導をしていると聞いていますのやけども、このやり方というのは国や県のレベルやったらそれには相当すると思いますんやけど、この市町村にはなかなかやりにくいん違うかなと思うんですけど、この前から大きな工事が出てきて、ゼネコンさんなりいろいろやってきた中で、結局総合評価方式でいけばどの業者が取ると。その業者が悪いというの違うけども、そういう形になっていきます。今回もこれ不調和になってまたやり直しになった場合は、当然何かの原因でもう一遍やり直しになった場合は、またその総合評価方式でいけば他の業者、ゼネコンさんらは当然入札には参加するけども、そういう方法であれば業者が決まってくるの違うかなと私はそういう具合に思うんですけどね。これは絶対にこの総合評価方式でやらなければならないということがあるんですか。少しちょっとお聞き、お願いします。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 いろいろとご心配をいただきましてありがとうございます。

4回入札をさせていただいて、いまだに決定していないという異常な事態でございます。何が原因しているのかというところをいろいろな角度から調査をさせていただいております。総合評価方式になったことも一つの原因であるのかなということで、国の方にも確認をいた

しております。

平成18年度のデータでございますが、国発注の全国の工事のうちの10%が不調に終わっている。また、工種別に見ますと、橋梁の上部工に限っては43%も不調が出ているということでございます。いわゆる工種ごとに違いが出ているということが顕著に表れているわけでございますが、単価、いわゆる利益率等で工種によって違うのかなというふうに判断をいたしております。

今回の橋梁上部につきましても不調になったわけでございますが、辞退される業者さんに辞退の理由を直接お伺いする機会もございましたので、何ゆえ辞退なのかということをお聞きいたしますと、技術者の配置ができないとかいろいろな事情があるんですが、どうも価格の面において広陵町が設定している財政健全化価格ではしんどいという意見を数社申されておりました。国の発注の指針では、設計金額をもって予定価格とすべしという指導もございます。

総合評価方式も必ずするべきなのかどうかということでございますが、国の方は将来的には総合評価方式をすべて導入するように、そのためには市町村一定割合総合評価方式で入札を実施しなさいという指導を町長も直接受けておられますので、この方式をもって広陵町は率先して入札に臨ませていただいております。

今後この財政健全化価格のこと並びに総合評価方式とも、今回の入札が不調でございますので、両方とも再検討を加えたいというふうに思っております。

青木議長 7番、乾君！

乾議員 ありがとうございます。できることなれば、そういうふうな設計段階からの歩引きを少しまた考えを見直していただけたらいいかなと思います。

それと、新森橋の今後、橋ができて、清掃センター絡みの工事やと聞いているんですけどね、林の酒屋さんの前からずっと東向いての道路の工事ですよけど、その辺の進捗状況とか、予定ではあの辺の道路は完成がいつごろになるんか。また、その今の進捗状況をお伺いしたい。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 林酒店からの東への拡幅、交通安全対策事業でございますけれども、用地の方も一部まだできてない部分があるんですけども、それを年度内に精いっぱい努力をさせていただいて、完成そのものはまだちょっといつごろに必ず完成するということは申し上げられませんけれども、補助との関係の中でできるだけ早く完成をしてまいりたいと思いますので、

ご理解賜りたいと思います。

乾議員 ありがとうございます。

青木議長 それでは、以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。再開は、1時30分より行いますので、よろしく願いいたします。

(A.M. 11:53 休憩)

(P.M. 1:29 再開)

青木議長 それでは、午後のこの1番バッターであります長濱君の発言を許します。8番、長濱君！

長濱議員 8番、長濱です。議長のお許しをいただきまして一般質問を行います。簡単明瞭にお尋ねをいたしますので、理事者答弁もそのようお願いをいたします。

まず、通告第1番目の広陵町地域防災計画の見直しについてでございます。

まず、見直しの補正があったが、その内容、最終決定についてはいつごろされるのか。

2つ目の自主防災組織及び防災倉庫、そして備蓄物品等について計画はどうなっているのか。

3つ目、行政組織改正も実施され、職員及び各部課の防災体制は十分なのか。

4つ目、現在の備蓄状況について聞きたいと思います。

次に、2番目でございます。組織の改正と人事異動についてお聞きします。

住民サービスの向上につながっているのか。低下はしていないのかをお聞きします。

2つ目、今後こういった改正や人事異動はされるのかをお聞きしたいと思います。

次に、3番目でございます。高田川の河川公園について、19年9月に質問し、県との協議を進めていると答弁をいただいているが、その後の状況についてお伺いをしたい。

また、おん登里橋までの堤防左岸の舗装について町費でも行うとの答弁だったが、その後の状況をお聞かせ願います。

次に4つ目、県道桜井田原本王寺線の拡幅工事について、去年の12月に質問し、そのときは21年度中にすべてを供用開始と伺っているが、現在の状況についてをお尋ねします。

そして、最後の5つ目でございます。一般質問での議員各位への理事者答弁について、いわゆる前向きな答弁が多いが、その実績を聞きたいと思います。

以上、5点の質問事項ですので、よろしくお願いをいたします。ここからの質問はこれで終わります。ありがとうございます。

青木議長 それでは、ただいまの長濱議員の全体の質問に対しまして、1回目の答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 ただいま長濱議員からご質問をいただきました。簡単明瞭にせよとのことをございまして、要約をしてお答えをしたいと思います。

まず初めの広陵町地域防災計画の見直しについてでございます。見直しの内容、時期、最終決定についてはいつかと。こんな内容かと思えます。

答弁として、地域防災計画の見直しにつきましては、11月13日の第3回臨時会においてご説明を申し上げましたが、災害に強い人づくり、災害に強い組織づくり、災害に強い地域づくりの3つの柱を掲げ、防災士の育成、備蓄倉庫の改修、防災資機材の整備などを図りたいと考えております。中でも、町の防災倉庫の改修につきましては、当初の計画どおり現在設計手続を進めており、年度内の完了を目指しております。

人づくり、組織づくりにつきましては、これまでの地域防災訓練や総合防災訓練を実施している中においても、各種団体、日赤奉仕団、建設業協会、食品会社等参画を得て、有事の際の連携強化に努めているところでありますが、今後さらに地域防災ボランティア、防災士の育成にも力を注いでまいります。

また、真美ヶ丘第一小学校においては校区内に中国の方がおられることから、四川省での大地震に際し励ましの手紙や絵を通訳とともに送られ、震災地の学校からは子供たちから災害の怖さを生の声で寄せられました。こうした大地震被災地を学んだ取り組みも、防災に関する意識の高揚に大きな力となっています。

また、災害時の応援協定につきましては、建設業協会や消防署、警察、飲料メーカーなどの訓練時参加体制は整っておりますが、今後、コンビニ、食品会社、大規模スーパー、さらに遠隔地にある本町交流自治体との応援協定ともあわせて早急に取り組んでまいります。

2番目の質問で、自主防災組織につきましては、現在8つの大字自治会において組織されています。今年度も含め、平成21年度にはすべての大字自治会において自主防災組織の設立が実現できるように、未設置の大字自治会に組織の必要性を説明させていただき、防災意識の高揚で住民が安心でき、途方に暮れることのないよう、大字自治会の自主防災組織設立についてPRを行ってまいります。

3番目の組織の中での防災対策についてであります。現在の地域防災計画書に示す体制や組織職務分掌表を早急に見直す必要がありますが、当面、災害時の職員の初動マニュアルに基づき万全を期してまいりたいと考えております。

4番目の現在の備蓄状況についてであります。非常食については500食程度、毛布やシート類についても300枚備蓄しています。非常食については賞味期限もあることから、定期的な入れ替えを必要とします。備蓄倉庫の整備とともに増量を図ってまいります。

また、大規模店舗やコンビニなどと災害時の応援協定を結び、医療の提供、飲食料品の提供、衣料の提供、そして避難場所の提供をお願いすべく、ただいま店舗などと交渉を行っております。

これら防災整備計画による対策、取り組みはいわゆる公助において行っておりますが、協助においては大字自治会の力も重要になってまいります。また、自助においては非常用備品や機材を整えられるよう啓発をしてまいりますとともに、災害時における自主防災の意義の高揚に努めてまいりたいと考えています。

次は2番でございます。組織の改正や人事異動について、住民サービスの向上につながっているのかどうか。そして、今後についてはどうかとの質問でございます。

答弁は、組織の改正や人事異動についてであります。ご承知のとおり県下自治体で一番少ない職員数で職員の皆さん頑張らせていただいております。今まで退職職員の補充を最低限に抑制し、職員数の減に努めてきたところです。厳しい財政事情、社会情勢の中で少数精鋭で事務を進める中、定年退職や自己都合退職などにより年度末には10名を超える幹部職員の退職があります。住民サービスの向上に努めるのは行政として当然のことであり、組織の再編を行いながら職員の適正な配置をしているところです。

今後においても人件費が町財政に与える影響が大きく、常に見極め、事務事業について民間にできるものは民間に、広域でできるものは新しい組織体で取り組み、人件費抑制に努めていきたい。限られた職員で行政を円滑に運営していくうえで適時必要な措置を講じながら、職員は思いを変え、知恵を出し、汗を流して時代に応じたさらなる住民サービスの向上に努めてまいります。それは今日までの役所運営から、町を育て、町を経営することだと私は思っており取り組んでいますので、お力添えいただきたいと思っております。

次、3番でございます。高田川の河川公園について、その状況、そして堤防左岸の舗装工事等についてご質問をいただきました。

高田川の河川公園についてですが、お申し出のところに対し河川公園や高田川に歩道橋、そして堤防にはハナミズキなどの植栽を県当局に整備していただきました。いろんな人たちの働きによって実現いたしました。しかし、地元の皆さんが利用し、喜びの声を聞くことはありません。県当局とは常に話題に上がりますが、厳しいようでございます。県財政、ゆと

りができればであります。あきらめず頑張っまいます。

寺戸大橋からおん登里橋までの堤防左岸側の舗装ですが、新年度、町において遊歩道にふさわしい幅員3メートルの歩道整備を、堤防の管理者である県と協議のうえ予定しております。

また、大和川工事事務所とも協議をして、河川に親しむ、河川の美化や水質浄化のための行事なども計画してまいりたいと考えているところです。

次、4番でございます。県道桜井田原本王寺線の拡幅についてご質問をいただいています。現在の状況について問われているのであります。

答弁として、県道桜井田原本王寺線の拡幅についてですが、県施行で現場は着工しています。三笠産業前の拡幅整備を発注され、今年度完了予定です。残る工事についても、21年度において用地確保の上、拡幅整備を完了する予定となっています。

次に、最後の質問でございます。一般質問での議員各位への理事者答弁について、前向き答弁が多いがその実績を問うということでございます。具体的なことは言われませんでした。総括的にお答えを申し上げたいと思います。

議員皆さん方によるご提案、ご要望につきましては、その対応を担当部長を通じ三役、全部長から成る経営会議に諮り議論を尽くしています。中でも即実施できるもの、予算が伴うもの、関係機関と協議が必要なもの、検討を加えなければならない事案、極めて実施が困難な場合等がありますが、貴重な声として協議をいたしています。お約束した答弁は誠実に実行しています。実現できていない事案もあるかもしれませんが、今後は財源確保するとか地権者同意を得られないとか、ご質問者に状況説明を加えてまいりたいと思います。以上のおりでございます。

青木議長 それでは、各質問事項ごとに2回、3回の質問を受けます。8番、長濱君！

長濱議員 まず、地域防災計画の見直しについては立派なご答弁をいただきました。しかし、絵に書いた餅にならないようお願いをしておきたいと思います。

そこで、二、三質問をいたします。

1つ目、遠隔地にある本町交流自治体とはどんなところですか。

2つ目、これは答弁要りません。自主防災組織の設立については、特に各自治会長さんにはその重要性を認識してもらうように、しっかりと説明をしていただきたいと思います。要望しておきます。

3つ目、他町の備品状況でございますが、本町は500食と300枚の毛布やシート類等

も備蓄されておるわけですが、近くの市町村はどのぐらい備蓄されておるのか。もしわかったらお教え願いたいと思います。

4つ目、大規模店舗やコンビニなどの応援提供の交渉をされているそうですが、その店舗名をお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

青木議長 答弁、柘田総務部長！

柘田総務部長 一番初めの遠隔地ということでございます。

交流団体であります福井県的美浜町、ここにつきましては有事の際は助け合いを行いましようという話は日ごろ行っておるところでありまして、今後応援協定を結んでいきたいと考えております。

また商工会、靴下祭りとかございまして、そこらで応援をやっていただいておりますニセコ町、そういった参加団体ですね、そこらにも応援協定を今後協議しながら進めていきたい、そのように考えております。

それから、2つ目ですかね、応援協定についてはコンビニなどどこも協定を今進めておるのですかということでございます。

現在、応援協定につきましては、大店舗の方につきましてはイズミヤさん、ここと協議をさせていただいております。それからコカ・コーラさん、飲料の提供ということで話はさせていただいております。今後コンビニ各位につきましても進めていきたい、そのように考えております。

もう一つ、近隣市町村ということでございますか。

長濱議員 備蓄されている状況、ほかの市町村のね。もしわかったらですよ。

柘田総務部長 今ちょっと担当の方に聞き及んでおりませんので。済みません。

近隣においてなんですけれども、防災計画に基づいて備蓄はされていると。数量の方はちょっと把握はしておりませんが、計画に沿っての備蓄はされておるということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 8番、長濱君！

長濱議員 きょうはそれで結構です。

その次の2つ目、組織の改正や人事異動について、これは答弁要りません。話だけ聞いてください。

いわゆる町長の1番目の答弁では、職員の思いを変え、知恵を出し、汗を流して時代に応じたさらなる住民サービスの向上に努める。こうおっしゃっております。本当にそうなのか。

いわゆる笛吹けど踊らずという言葉がございます。こないなことにならないようお願いをしておきます。

また、町の財政、財産であります部長級をただの部長扱いにされた。これは12月から3月までの間でございますが、4カ月間。これは言うたら1年間の3分1に当たるわけでございます。よほど予算に余裕があるからできるものであると私は考えております。こんなことがこれからも続くのであれば、町長がいつもおっしゃっておる財政が厳しい折という言葉はこれからは差し控えていただきたいと思います。これは多数の町民の声であります。要望としておきます。

次3つ目、高田川の河川公園についてであります。公園の維持管理をしていただいていると思います。といいますのは、県がこれ以上工事の進捗ができないのでしたら今のままでも結構ですので、人が入れる公園にしていきたいと思います。どうですか、町長。

2つ目、おん登里橋までの左岸堤防の舗装の件につきましては、町長の答弁どおりによろしく願いをしておきます。以上です。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 高田川の河川公園の管理につきましては、町長が答弁でも申しましたように現在枯れ草が約80センチから1メートルの丈で、雨上がりのときなんかは歩みにくいという状況が見受けられます。

町長がお答えいたしましたように、今現在年1回ですけれども2回はやって、やはり地域の人があそこへ集っていただけるような整備をしていきたい。もちろん寺戸区あるいは南区の協力もいただきながら、みんなの集える公園にしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

青木議長 8番、長濱君！

長濱議員 本当に維持管理やっていただけますか。もう一遍頼みます。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 草刈り年2回というのはお約束をいたします。

青木議長 8番、長濱君！

長濱議員 4つ目の県道の拡幅工事につきましてはよくわかりました。

最後の一般質問での議員各位への理事者答弁についてでございます。

先ほどの答弁では、お約束した答弁は誠実に実行していますとおっしゃいました。そこで、果たしてそうなのかなと。私、いろいろ議事録を繰り返して見ましたところ、一例を挙げて

みますと、乾議員が何回も質問されておる公共交通システムの件について、これは再三答弁でコミュニティーバスやデマンドタクシー等、また最近ではイズミヤの巡回バスを絡めた答弁が繰り返されていると思います。昨年からの答弁を抜粋してみました。

まず、19年の3月定例会では、協議しながら分析をしてみたいと考えております。次の9月議会では、デマンドタクシーシステムについて調査と研究を進めているところである。20年の3月定例会では、本年度上半期までに最善の方策を決定したいと考えております。また20年の6月定例会では、広陵町東部地区公共交通会議を立ち上げ、実施計画素案について検討いただき、議員の皆さんにも協議してみたいと思います。それから20年の9月、前回の9月、イズミヤの巡回バスについては町の公共施設を中心とした巡回経路をとるようイズミヤと連携をしたうえで、住民が利用しやすいシステムを協議中であります。最終的にどこへ行くのかなという感じがいたします。

そこで、議員各位からの一般質問を集計してみました。

まず、平成20年度はまだ定例会3回ですので、第1回目は7人で26項目、2回目は11人で59項目、3回目は10人で43項目、合計延べ28名、128項目の要望があったと思います。これが20年度。それで1年前の19年度は1回から4回までありましたので、合計延べ40人、131項目が要望されております。合計7回の議会で延べ68人で259項目が提案されているわけです。

そこで提案ですが、これからはできるものはできる、できないものはできないとはっきり答弁をされるようにしてはどうですか。そうでないと、何か町長の魔術にひっかかっているような気がいたします。もちろんできない場合は、提案された議員の了承が得られるまで徹底的に討論をするということを前提に提案をしておきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。もし回答があったら。

青木議長 答弁もらいます。山村副町長！

山村副町長 詳細に検討していただいて、例えば公共交通システムのことを取り上げていただきました。なかなか実現していないというのも実際のところでございます。過日も国土交通省の陸運事務所に私も直接出かけて平端線のヒアリングといたしますか、存続をしていただきたいというお願いをいたしました。国の方は奈良交通の経営状況からすればもう廃止を許可するとまではっきりおっしゃったわけでございます。そのために、今回町長が答弁申し上げましたように早急に協議会を立ち上げるということ、これは指示をいたしておりますので、今後議員の皆さん方とご相談を申し上げて進めてまいりたいと思います。

町長が答弁申し上げている項目で、できるものとできないものをできるだけ明確にというご提案もいただいております。やはりはっきりさせなければならない項目もあろうかと思えます。また、十分議論することによって見通しが見えてくるという項目もありますので、余り明確なお答えをできない場合もありますので、そのあたりはご了解願いたいというふうに思います。そのように今後も努めてまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

青木議長 よろしいですか。平岡町長！

平岡町長 先ほどの質問で、部長の異動で定年退職者を今換えたことに対して、何か遊ばせているような、辞める部長を財政的にゆとりがあるからそんなことをしていると。これではそんな言葉遣いも今後もやめてほしいというような、町民の大半が言ってるというようなことをおっしゃっておられますが、どうも今の部長は遊んでるのはありません。一生懸命今日までの事務作業を同じように担当部で引き継いでもらって指導していただいているんです。新部長は新予算に対してしっかりとお取り組みをいただいているわけございまして、2人力を合わせて頑張らせていただいていると思います。これについてご批判をいただいているのは、私は今、何か毎日出勤してないのかなというように、そのようにも思います。一生懸命頑張らせていただいていると思いますが、そんな声を今聞きましたら、私、全員集めてしっかりもう一度特訓し直します。頑張ります。

青木議長 まだ1回質問残ってますよ。8番、長濱君！

長濱議員 1番から4番まではもうこれで結構です。

今町長がおっしゃった職員を集めて説教するちゅうようなことはね、そんなばかなことをしたらあきまへんで。わし何も古い部長が遊んでるちゅうようなこと言うておりません。なぜそういうふうな立場をとられたんかと、古い部長に対してね。どこの市町村もやっぱり3月31日で定年されるわけで、なぜ広陵町だけ12月からそういうふうな立場にあるのかというのが不思議でならん。その辺をもっと町長考えてもうて、町の財政の厳しいところをやっぱり考えてもらわないかんと思います。ただそれだけを私言うてるだけで、何も部長に遊んでるちゅうようなこと言うておりません。責任のない立場に置いたら、それだけ財政的にやっぱり損やわな。いや、遊んでんのとまた違いますやないかい。その辺よう取り違えせんようをお願いをしておきます。

青木議長 よろしいですか。

それでは、以上で長濱君の一般質問は終了いたしました。

それでは、最後になりますが吉田君の発言を許します。4番、吉田君！

吉田議員 最後の質問者となりました。質問事項は1つですが、できるだけ具体的にという質問要綱に載って書かせていただきました。

交通安全施設改良についてであります。

乾議員の方もおん登里橋の周辺の整備を要望といたしますか、質問されたわけですが、その場所から北へ数百メートルですかね、行ったところにある東小学校の西、そして県道郡山広陵線にかかる横断歩道橋改良についてお尋ねいたします。

この歩道橋は、広陵東小学校及び同幼稚園の通学、通園路にもなっています。普段は子供たちの往来のところでもあります。百済方面より同小学校、そして同幼稚園に通学、通園するため、現在、県道田原本広陵線の歩道改良工事が進められています。そしてその歩道は同小学校まででございます。運動場の切れ目ぐらいで終わる予定をしているということです。南郷方面よりの通学、通園には歩道橋を利用することとなっておりますが、特に同幼稚園の送迎のときには下の子供を自転車、そしてまたはバギーに乗せては歩道橋を利用することはできません。そのときは県道田原本広陵線を通らなければなりません。歩道のない部分もあり、大変危険であります。

今、南郷地域では住宅の建築数が増加しています。と同時に児童、園児も増えると予想され、歩道の整備、歩道橋の改良が急務ではないかと考えられますが、どのように対応していただけるのか。よろしく願いいたします。終わります。

青木議長 それでは、ただいまの吉田議員の全体の質問に対しまして、1回目のご答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 第4回定例会の一番最終バターの吉田議員さんのご質問にお答えをしたいと思っております。

東小学校の歩道橋について、大変な心配をいただいておりますのでお尋ねでございます。

この歩道橋は、広陵東小学校及び同幼稚園の通学、通園路となっております。交通安全施設の改良についてでございますが、南郷方面からの通学、通園は歩道橋を利用することとなっております。東幼稚園送迎時の自転車等の利用については、県道広陵田原本線の改良工事も東小学校までで完了となっておりますので、今後東小学校から奥坪橋までの歩道整備を県に要望していきたいと考えます。

なお、現歩道橋を利用するとすれば、スロープ式の架け替え工事となり多大な費用を要し、また設置するに際し河川構造上も問題があり難しいかと思っております。当面、歩道橋手前にあります町有地等で駐輪スペースを確保する方法で、学校並びにPTA関係者とも協議して進め

てまいりたいと思います。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、2回目の質問を受けます。4番、吉田君！

吉田議員 ありがとうございます。

答弁の方はごく簡単に答えていただいたわけですが、最後の方の当面歩道橋手前にあります町有地等で駐輪スペース確保ということ協議していきたいということをおっしゃるわけですが、小さい子供さん、下の子をそのまままた歩道橋を越えていくわけですね。お一人であれば、それが2人とかいう場合できないということで要望を出しているわけですね。今の県道の歩道が東小学校で終わりということで、引き続き奥坪橋まで一応要望されようというふうな思いなんですけれども、そうすると当然その奥坪橋から左岸側に横断歩道を設置して、交通安全を考えるのであれば当然信号機も設置も必要かなという運びになるんですけども、私の個人的な見解かも知れませんが、信号機をつけることによってかなり渋滞を想像するわけなんですけれども、今、人、自転車等の往来が少ないように見受けられますので、自動車同士の譲り合い等でスムーズに交通が流れているというふうに見受けられるわけなんですけれども、信号機もさることながら、できるならばそういう横断歩道橋でスロープ等の扱いをお願いした方が一番ベストかなという考え方のもとでさせてもらったわけです。

当然その歩道橋から南の方に、当然県道の交差点に信号機がございます。横断歩道もついてるわけですね。それを歩道となれば当然今の県道側につけるということであれば、河川内いりゃ、内堤の方に歩道が張り出しというふうな格好になるかと思うわけなんですけれども、それはどちらでも了解は得られると思います。

そして東小学校までの歩道の延長として、若干その用地買収をせざるを得ないところが出てくるかなと。ちょっと上り坂のカーブになってる、靴下組合のカーブになってるわずか100メートルか150メートル余りの間でちょっと買収が、これは県の方に要望されてのことなんですけれども、でも今、私お願いしているのはできるだけ早急をお願いしているという状況のもんでありまして、もし万が一交通事故でもあって後の取り返しのつかないような状態になればという思いもあって、もう少し安全対策上、ほかの方法でもいいですけども、もう少し考えていただきたいという思いもあるわけです。

なかなかその案としても、私の方に今言われた歩道も一理いうよりもどうかなという検討もさせてもらったわけですが、今、道路交通法が変わりまして、歩道でも自転車が往来できるような歩道もありますので、それはクリアできると思うんです。広陵町においては真美ヶ丘ニュータウン、あるいはみささぎの中は一応自転車、歩行も可能という歩道になっ

ております。だからそういう点から見据えて、今後の検討になるかと思えますけども、もしほかに案がございましたらご答弁お願いいたします。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 吉田議員ご指摘のとおり、あの歩道橋の機能につきましてはいわゆる通学路、そしてその下を走っております大和郡山広陵線の県道の通行車両との関係で歩道橋が設置されております。

ご指摘のように、南郷区あるいは古寺区の方からの小学校の生徒、あるいは幼稚園児につきましてはあの歩道橋を利用されているわけです。

吉田議員のおっしゃっているのは、幼稚園の小さいお子さんを伴ったうえでの送迎ということでのご心配かと思えます。大変難しい問題かとは思いますが、早急な対応としては町長がお答えしましたように、旧の東幼稚園用地、現在町の管理をしております駐車スペースですけども、ここらを活用いただいて、後にご不便はかけるかもわかりませんが、徒歩で送迎をしていただくというので対応いただきたいなど。

将来的に、乾議員の質問にもありました奥坪橋も含めまして、通行量の増加に伴ういわゆる信号対策をどうするんだというようなことも踏まえて今後考えてまいりたいと思えます。大変難しい交差点、あるいは横断歩道になる、道路の部分の歩道についてもですね。いわゆる横断歩道をどう設けるか、どの場所で設けるかといった問題もありますので、今後検討しながら県と協議を進めてまいりたいと思えます。

青木議長 4番、吉田君！

吉田議員 ありがとうございます。

過去に小学校区で車いすの児童が突如といえますか事故に遭われて、エレベーター等を設置した経緯もございます。それも多額の費用もあるわけですけども、今の交通安全上の問題でそういう補助等を利用した形で改良、当然、私も現場を見ましたけども、改良、いささかお金はかかるかなと思えますけども可能な工事かなという思いもあるわけで、だから安全面をとるのであればちょっと割高かもわからないですけども、今の歩道橋の改良が一番ベストかなということでご質問もさせてもらったわけですけども、その辺の、くどのような感じですけども、もし車いすの子供さんがおられてそういう方が発生した場合、どういうふうな対応をされるのか。親御さんに送り迎えをお願いしますとかいうふうになるのか。日常生活の中で子供同士で通園、通学するのが、通園はできませんけどもね、通学はそれの方が子供同士の将来的に見た中では助け合いの精神もできるのかなという思いもありますし、そうい

う育成については一番ベストな方法かなと思うし、その設備と申しますか、そういう改良工事については町の責務かなという思いもあるわけです。

それぞれ皆ご質問されてる中で、皆それぞれの思いを持っておられるわけです。そういうふうな意味で、再度の答弁よろしくお願ひいたします。

青木議長 答弁をお願いします。吉村事業部長！

吉村事業部長 通学路ということもござります。今ご指摘ありました、車いすの通学者が出たときにどういうことになるかということも含めてお尋ねをいただいております。

それはその時点で、教育委員会とも相談をしながら決めさせていただくべきかなと。私の方からお答えする内容でもないと思います。ただ、個人的な見解といたしましては、やはり費用と効果はもちろんですけれども、児童の立場にも立って考えてやるのがいいのかなと。ただ、実態を見ますと、南郷から、あるいは古寺からということになりますと、やはり送迎ということも一つの考えとして考えなければならないのかなというように思います。以上です。

青木議長 それでは、以上で吉田君の一般質問は終了いたしました。

昨日、今日と9名の議員さんの一般質問でございましたが、これにてすべて終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 2:17散会)

平成20年第4回広陵町議会定例会会議録（第4号）

平成20年12月19日

平成20年12月19日広陵町議会
第4回定例会会議録（最終日）

平成20年12月19日広陵町議会第4回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	栢田進
財政部長	笹井由明	事業部長	吉村元伸
教育委員会事務局長	松井定市	水道局長	植村和由
収納対策部長	坂口佳隆		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	松井宏之
書記	北橋美智代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付議事件 |
|------|---|
| 1 | 議案第63号 広陵町自動車駐車場条例の一部を改正することについて |
| | 議案第64号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて |
| | 議案第65号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第66号 広陵町税条例の一部を改正することについて |
| | 議案第68号 広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 2 | 議案第67号 広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについて |
| 3 | 議員提出議案第20号 同性カップルを含めた多様な家族形態の入居を可能とする「公営住宅法」等の改正を求める意見書について |
| 4 | 議員提出議案第21号 貧困の連鎖を断ち切り、町民生活を底上げすることを求める意見書について |
| 5 | 議員提出議案第22号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書について |
| 6 | 議員提出議案第23号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について |
| 7 | 議員提出議案第24号 消費税の増税に反対する意見書について |
| 8 | 議員提出議案第25号 子どもの医療費窓口払いをなくすための意見書について |
| 9 | 議員提出議案第26号 飲酒運転撲滅に関する決議について |
| 10 | 議員提出議案第27号 株式会社出の土地等取得に関する調査特別委員会設置に関する決議について |

青木議長 まず、日程1番、議案第63号、64号、65号、66号及び68号を議題とします。

本案につきまして、総務文教委員長より委員会の審査の結果についてをご報告願うことにいたします。総務文教委員長、松浦君！

松浦総務文教委員長 皆さん、おはようございます。今年ももう最後の議会となりました。よろしく願いいたします。

では、総務文教委員会は15日の本会議において付託されました5議案について、12月17日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第63号、広陵町自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、図書館の駐車スペースが少なく、前面道路への不法駐車が多くなり、安全確保の観点から、図書館を利用する本町住民については、図書館南側にある竹取公園第2駐車場の駐車料金を取らないとする改正案で、現在の図書カードに町内在住をあらわすシールを貼付することで有料か無料かを判断するとの説明を受けましたが、竹取公園横の第1駐車場も無料にすべきだという附帯意見もあり、採決の結果、議案第63号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、適用根拠法令の字句改正を受け条例を改正するものであることの説明を受け、採決の結果、議案第64号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについては、先ほどの議案第64号と同じく、適用根拠法令の字句改正を受け条例を改正するもので、採決の結果、議案第65号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、広陵町税条例の一部を改正することについては、固定資産税及び県町民税の前納報奨金については、前納報奨金制度創設当初と比べ社会情勢が変化し、納税方法も多様化する中であって、これまでも段階的に報奨金を算出する率の引き下げを行ってきたが、近年、特に納税者の中でも前納制度を利用できる納税者と利用できない納税者間の不公平感が助長される心配があるのと、県内で前納報奨金制度を取り入れている4つの自治体のうち3つが来年度から前納報奨金制度を廃止するものにあわせ、本町も廃止するとの説明を受け、採決の結果、議案第66号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止については、旧清掃施設の路地処分にあわせ、西運動場を売却することに先立ち、運動場としての位置づけをなくするための措置であり、この条例の適用は西運動場だけであることから、この条例を廃止するとの説明を受け、採決の結果、議案第68号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

青木議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第63号、広陵町自動車駐車場条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 意見をつけまして、それで賛成の討論をさせていただきます。

今回、図書館北の第2駐車場、土日有料でしたけれども、図書館利用者また町内の方々に無料にするという議案、今度結構やと思っております。ただ、私もこの竹取公園駐車場第1、第2、これの有料化のときには賛成をいたしました。その後、やはり町民の方々、また図書館利用の方々とお話しさせていただく中で、やはり批判的な声が多数あったように思っております。委員会でも申し述べましたけれども、第1駐車場の方も町内の方々に無料化にさせていただくようお願いをいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、吉岡議員も力強い町民の代表する意見を述べられまして、私どもも心強く同じ意見だなと思っておりますけれども……。 (不規則発言あり)

障害者はやっぱり町内外問わず無料にさせていただきたいという、これは先日も言いましたけれども、障害者は町内外問わず無料にさせていただきたいということをお願いして、賛成意見述べさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議案第63号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広陵町消防団員等公務災

害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議案第64号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第65号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第65号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 前にも言いましたけども、この前納報奨金廃止により生ずる460万円は、何らかの方法で住民に還元する方法を検討していただきたいということを述べて、賛成させていただきます。副町長も委員会で何か考えあるとは言うておられましたけども、本当に住民にとってよい方法を考えていただきたいと思いますので、その意見を述べて、賛成させて

いただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論をこれで打ち切り、採決をいたします。

議案第66号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第68号、広陵町立運動場の設置及び管理に関する条例の廃止について議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 クリーンセンターの周辺整備でグラウンドを早急につくれとの意見を述べて、賛成いたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議案第68号は、委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは次に、日程2番、議案第67号を議題といたします。

本案について、厚生建設委員長より、委員会の審査の結果についてをご報告願うこといたします。厚生建設委員長、吉田君！

吉田厚生建設委員長 厚生建設委員会は、15日の本会議において付託されました1議案について17日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第67号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについては、平成21年1月1日以降において、国民健康保険の加入者が産科医療補償制度に加入している病院や診療所並びに授産所で分娩した場合、産科医療補償制度の保険料として出産時に請求される保険金を補助する意味から、3万円を出産育児一時金に上乘せし38万円とするものであるが、

制度に加入していない医療機関などで分娩した場合には、従来のとおり35万円とする改正であるとの説明を受け、採決の結果、議案第67号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、厚生建設委員会の審査結果報告といたします。終わります。

青木議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの委員長報告に対しまして審議をいたします。

それでは、議案第67号、広陵町国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 手短かに述べます。意見を述べて、賛成でございます。今回の産科医療補償制度は、これまでいろいろな事項があって、大変な事態も起きておりました対応として初めて創設されたということで歓迎するものですが、2,000グラム未満の未熟児やあるいは先天性の脳性麻痺の方が対象が外れていると。すべての脳性麻痺に対応するような制度にしてもらわんといかんなど、こういうふうに思います。

それから、財団法人がこの制度を引き受けまして、日本医療機能評価機構という、こういう財団法人が引き受けるわけですが、そこから損害保険会社が事業として受けるという格好になっております。損害保険会社の側では、事故率がどれぐらいあるのかということを経営をして、事業として成り立つように、つまり黒字が出るように掛金を計算すると、こういうことですから、むしろ公的制度として整備をしていただきたいと、こういうことでお願いをしたいというのが2つ目です。

委員会での傍聴をいたしましたところ、副町長さんからは、初めての制度であって、とにかくスタートを切るのが大事だと、こういう趣旨のことも述べられました。確かにそうでございます。5年後の見直しというふうになってるそうですけれども、毎年やっぱりきちんと見直しをして、産科医療の充実を図っていただきたいなど、こういう意見を述べて、賛成です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議案第67号は、委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは、日程3番、議員提出議案第20号、同性カップルを含めた多様な家庭形態の入居を可能とする「公営住宅法」等の改正を求める意見書については、竹村君から提出されております。所定の賛成者がおりますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明を願います。2番、竹村君！

竹村議員 同性カップルを含めた多様な家族形態の入居を可能とする「公営住宅法」等の改正を求める意見書。多くの人が異性に対して感じるのと同じように、同性に対して恋愛感情や性的欲望を感じる人たち、同性愛者は、さまざまな調査によると、社会の4%から10%存在するとされています。当然、夫婦や異性カップル同様、同性であるパートナーとの生活を営む人、希望する人も少なくありません。しかし、同性愛者に対する社会の偏見は強く、さまざまな法律、制度にはその存在を全く考慮されてきませんでした。同性パートナーは異性の夫婦に認められるあらゆる制度を適用されず、住宅入居時、入院時や緊急時にも家族、親族としても扱われることが難しい状況です。社会生活を営む上で住居の確保は重要な問題です。少子高齢化とともに家族形態やライフスタイルは既に多様化しています。その多様なニーズに対応していくことは、同性愛者を含めただれもが安心して住むことができるまちづくりに向けた緊急課題です。

2004年にはUR都市機構が、大阪府においては2006年より住宅供給公社が、非親族間に対する入居を可能とするハウスシェアリング制度を導入しています。しかし、公営住宅については、公営住宅法第23条等によって、親族間（婚姻予約者、事実婚者含む）以外の入居が制限され、自治体での対応は困難な状況にあります。よって、同性カップルを含めた多様な家族形態、ライフスタイルのニーズに合った住居提供への道を開くべく、公営住宅法等の関連法令における入居資格の見直しを早急に検討、実施されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成20年12月19日。

奈良県広陵町議会。

青木議長 それでは、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論をこれにて打ち切り、採決をいたします。

ただいま、7番、乾議員、12番、吉岡議員が退席をしております。残り11名で定足数に達しておりますので、これより採決をいたします。

議員提出議案第20号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第20号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 次に、日程4番、議員提出議案第21号、貧困の連鎖を断ち切り、町民生活を底上げすることを求める意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。10番、八尾君！

八尾議員 意見書はお手元に配付されてるとおりです。特に、私は2番目の項目を中心にご提案をしたいと思います。

年の瀬を迎えていますけれども、今、全国で非正規労働者が解雇される事実が報道されて、大きな問題になっております。ここにおいでの皆様のご家族だとかお知り合いに年末解雇になると、こういう方はおられなかったでしょうか。

今、労働者の必死の取り組みの中で少しずつ事態が好転してきています。12月9日、政府は労働基準法に違反しない場合であっても、労働契約法や裁判の判例を踏まえ、不適切な解雇や雇い止めをしないように企業に啓発、指導することを全国の労働局長あてに通達しました。この通達では、派遣や有期契約の非正規労働者を契約途中で解雇することは、労働契約法でやむを得ない事由以外は禁止されていること、期間の定めのない労働契約の場合よりも厳しく判断されるとしています。また、期間満了による雇い止めでも、判例では有期雇用が繰り返し更新されると、期間の定めのない契約と変わらないとされたり、契約更新に対す

る労働者の期待が合理的とされる場合があることを紹介しています。また、大量整理解雇などの情報を把握した場合には、法令や雇いどめの基準違反などを防止するため迅速に情報収集し、是正、指導することを求めています。労働条件特別相談窓口を設置することや労働者からの問題のある申告については、早期解決に向けて優先的に対応するよう述べています。

また、職業安定局長の通達では、公共職業安定所が期間工や派遣労働者などの大規模な雇い止めの情報を把握した場合には、企業に対し速やかに監督し、必要な指導をするよう指示しています。また、解雇とともに寮を追い出されるケースも多いことから、事業主に離職後も一定期間入居できるように配慮を要請することや、住宅を失った人に雇用促進住宅の入居を斡旋するよう指示もしています。

広陵町で失業や内定取り消しがたくさん発生するとどうということになるか、その人たちの生活が大変になるだけではなくて、9月議会で全国一律最低賃金制の制定を要望する意見書を採択した際にも明らかなように、地域でお商売をしておられる皆さんについては、物が動かない、物が売れないということで景気が悪くなるし、町長の立場とすれば、住民税や国民健康保険税を負担していただく担税力がそがれるということにもなり、町の財政も大きな影響を受けることとなります。住民の懐ぐあいを温める方向に一層の努力が望まれるという趣旨で、是非この意見書に賛成していただくようお願いをいたします。以上でございます。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議員提出議案第21号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

青木議長 それでは次に、日程5番、議員提出議案第22号、奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いをいたします。10番、八尾君！

八尾議員 それではご提案をいたします。

奈良社会保険病院は、大和郡山市内の唯一の公的病院であり、現地ではこの病院が閉まったら大変なことになると不安が広がっています。地域医療を崩壊させないために、大和郡山市議会では、奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書を全会一致で可決し、県や国にも働きかけておられます。また、去る10月9日、奈良県議会においても全会一致でこの決議が可決され、荒井県知事さんも厚生労働省に要望されているところです。

12月11日は、自由民主党奈良県連合会、田野瀬良太郎衆議院議員会長様が平成21年度の県知事あての予算要望の中でこの問題を取り上げられ、周辺住民の信頼にこたえる公的病院として存続するよう国に働きかけてほしいと申し入れられたことが報道され、医療崩壊を阻止する点では、県内ではほぼ一致が得られてるように感じております。

さて、そんな中、麻生総理大臣が11月20日の経済財政諮問会議で、たらたら飲んで食べても何もせずに医師にかかっている人の分まで、この金を何で私が払うのかとの発言に対し、奈良県医師会、塩見俊次様名で抗議文が麻生総理大臣に送られる事態となっております。この抗議文の中で、この抗議をしたということを取り上げているわけじゃなくて、次の文言が非常に重要です。医師会では、我が国には疾患を持つ弱者を健常者が支える、共助、ともに助ける、公助、公で助ける、この精神に基づく世界に冠たる国民皆保険制度があり、我々医療関係者はその堅持に粉骨砕身の努力を行っておりますとの態度表明をされております。大変心強いことでございます。

県民の声、町民の声、そして医療関係者の固い決意に応じて、是非奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求めるこの意見書に賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

青木議長 それでは、これより本案につきまして質疑に入ります。質疑ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 これは大和郡山市か、郡山市になりますよね、市内ですね、社会保険病院。ちょっと質問でわかりませんので、勉強不足ですので、この経営状態、どのような経営状態になってるのか、収支ですね。今、テレビでも松原市民病院、一応、廃止、なくなるということで、住民もいろんなことで何か署名もされてるみたいですけども、市長もやっぱりこのま

ま継続していけば、松原市自体が赤字の団体になっていくということがありまして、昨日かな、議会でも可決されたと聞いております。だから、やっぱり経営状態にもよりますので、その辺をことを詳しくお教え願いたいと思います。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 経営状態の詳細について、私は実は把握はしておりませんが、黒字ということは恐らくないだろうと思います。実は、先日の県議会でも、県内4つの県立病院に対して、荒井県知事さんがおっしゃるには、年間10億円を県として負担しとるんだということをおられました。ですから、こういう公的な病院というのは、地方自治体が限られた財政の中でも何とか財政支援もして、支えていかないといけない状態になっているのは、もうはっきりしております。ですから、この医療をどういうふうに支えるのか、医療崩壊を防ぐのかについては、むしろこういう意見書の取り扱いもそうなんですけども、やはり全地方自治体、国も巻き込んでよく議論していかないといけない問題ですので、申しわけありませんが、吉岡議員も吉岡議員の立場でまた努力いただいて、この病院を支えていただくようにご努力いただけたらなあと、こう思っております。以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 反対ではございません。賛成ですねんけども、一応先ほど質問させていただきましたけれども、やはり質問して、その答えを的確に出せるようなやっぱり提出者になっていただきたいということをつけ加えまして、賛成とさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議員提出議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第22号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 次に、日程6番、議員提出議案第23号、「食の安全確保」への取り組み強化を求

める意見書については、吉田君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いをいたします。4番、吉田君！

吉田議員 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書についてご説明申し上げます。

近年、食品の安全表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など、食の安全を根底から揺るがす事件や事故が多発している。特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかつただけではなく被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。現在、農林水産省では、農林水産省改革チームを設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みも進めているところであるが、今後同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

また、食の安全に関する問題だけではなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書（6月13日）によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進すべきである。

については、政府において以下の対策を講じられるよう強く要望する。記。1つ、偽装表示を一掃するためJAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。1つ、農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及促進で、食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。1つ、輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化、拡充を図ること。1つ、政策全般にわたり、消費者の観点から監視し、強力権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。1つ、不正な取引を行う業者に対し、迅速な立入調査に基づく販売禁止や食品の回収命令、罰則強化を図るため、消費者安全法の制定をすること。1つ、食料自給率を高めるための措置を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成20年12月19日。奈良県広陵町議会。内閣

総理大臣、麻生太郎様、農林水産大臣、石破茂様。

以上です。よろしくお願いします。

青木議長 それでは、本案につきまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

議員提出議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第23号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 次に、日程7番、議員提出議案第24号、消費税の増税に反対する意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いをいたします。10番、八尾君！

八尾議員 それでは提案をいたします。

この消費税については、導入されてから19年が経ちました。当初、高齢者が増えるということで理由にされたわけですが、実際、そのお金がどういうふうに使われているのかというふうに見ると、大企業の減税に使われたというふうには言わざるを得ません。給与が増えず、年金も目減りしているのに、こんなことでは物価が上がると、物が売れないのに原材料の価格が上がるなど、暮らしも営業も大変です。このうえ消費税の増税なんてとんでもないという声が上がっております。収入が10倍違って、1人が消費する額というのはそれほど変わりません。消費税の負担は消費した額に比例しますから、収入の対する負担率は低所得者ほど重くなります。国民は無収入の人でも生きている限り消費税を負担させられます。一方、大企業は輸出戻し税などの制度によって、消費税を負担しないで済む仕組みもあります。不公平の強いこの税金である消費税は、社会保障の財源にはふさわしくない税金でございます。

今回の意見書では、従来もこの消費税に関する意見書が出されたことありますけれども、今回、食料品の非課税を求めるということを強調をいたしております。食料品の非課税のことについて、世界的な投機マネーの暴走の結果、ガソリンや光熱費と並んで、粉製品や油、乳製品などの食料品の価格が大幅に上がり、家計に重圧となっています。食料品の非課税化は家計の負担軽減に役立ちます。また、食料品への消費税は特に逆進性が強くなっていることも重要です。人間の食べる量には限りがありますから、1世帯当たりの食料品の消費量は所得によっては余り違いません。総務省の家計調査のデータで計算すると、月収12万円の世帯はその収入の40%を食料品の支出に充てているのに、月収104万円の世帯では収入の7%しか食料品を購入していません。消費税は支出額に比例しますから、収入に対する負担率が低所得の方が6倍も高くなっている。これを非課税にすれば、税制のゆがみを正すことになる、こういうことでございます。是非ご賛成をよろしくお願いをいたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。9番、八代君！

八代議員 私はこの意見書に対して反対の立場で討論いたします。

この文章で逐次反論をいたします。まず表題の消費税の大増税に反対する意見書、まずこの表題、大反対です。それから、ちょっと税の方を極めて初歩的なところから私の考えを申し上げます。国家、国民あるいは地方自治体でもいろんな経費が、費用が要ることは自明の理であります。国民の医療、教育、健康あるいは国家防衛、国土防衛、膨大なお金、いろんな金が必要ですね、国家でも、自治体でも。そのお金はどこから出すのか。国が要る、地方自治体が要る、そういうお金の費用はやはりそれを構成する国民が分に応じて支払うことが税金であります。つまりみんなの要る金はみんなで払うと、これは大原則であります。

それから、消費税であります。日本の消費税、現行5%であります。多くの先進国の消費税は10%、15%あるいは20%とかいうところもあります。税の多寡は別といたしまして、これが徴税経費も要らないし、そして平等であるということで多くの先進諸国が採用しておるわけであります。そして、消費税には選択の自由があります。例えば卑近な例を言います、米でも牛肉でも何でもいいんですが、いろんな商品格差がありますね。コシヒカリで幾ら、あるいはひとめぼれあるいは標準米。10キロが5,000円もあれば、3,000円も2,000円もある。それに依って払う。あるいは、肉が嫌いなら肉は買わない。

鳥を食べる。つまり魚を食べる。選択の自由があるわけであります。だから、自分の好み、嗜好においてもそうですが、自分の所得形成、家族形成に応じて選択の自由があるわけであります。

それからもう一つ、現在主要を占めてる所得税、これは法人も個人もそうですが、所得入った時点で税金を払うわけであります。それから消費税は、その入った所得を使う時点で払うわけであります。人間の、企業もそうですが、ほとんどの収入は入ったら、利益も一部それは留保します。しかし、それはまた時間を置いて使うわけでありまして、そしてそれを使うわけでありますね。人間すべて善意ではありません。したがって、まじめに払う人もあるし、不足があるのにごまかす人もある。したがって、所得税においては、あるいは申告所得税、いろんなものありますね、そこ含めて。悪い人は知恵を絞って脱税する。これは自明の理であります。ところが、消費税は払った時点でその都度払います。税負担も少ない、1回当たりのね。それから、極端に言うたら、もう全然払わない、公を無視した無謀な人でも消費税についてはちゃんと払ってはります。例えば特殊な団体のありますな、暴力団的な。その方々でも一回一回消費税、文句を言うて払わないことはないんです。しかし、所得の入る方は、これは企業も法人もすべて知恵の限りを尽くして、悪知恵の限りを尽くして払うてるわけです。したがって、どっちが平等かといえ、入る方でかけるか、出る方、使う方でかけるか。何でもかといえますと、人間のサラリーマン、サラリーマンで例とりますと、生涯金が3億とか4億、5億といろいろあります。しかし、その人の一生を終わってみれば、残ったんはわずかの貯蓄と家であります。そのほかの方は所得が入った分を使ってるわけですね。そういう意味で、消費税は極めて公平な税制であると。

それから、逐条、反論いたしますけども、ここで共産党お得意な論法であります。大企業減税、大企業と言われます。確かに日本の法人では今現在、欧米に比べて若干高いんであります。だから、それを政府は法人の減税に使おうと言うております。確かに、消費税上がると法人税は下がる。矛盾やないかと。ここだけとらえればそうなんです、企業というのは人間じゃないんですよ。資本はボーダーレスなんですね。日本の法人税が高ければ、ヨーロッパ行く、ドイツ行く、フランス、イギリス、あっちこっちとにかく安いところ行くわけであります。そうして、税負担を軽くして、国際競争力をつけて、企業は戦争をしとるわけで、企業戦争ですね。そのとき、日本の法人税だけ高どまりすれば、国際競争力に負けるんであります。そうしたら、何か。共産党さんは、大企業大企業と言われますけども、日本の大企業は特殊な最先端事業の一部を除きましては、ほとんど大資本家はいないんです。戦前の財

関じゃないんです。大企業、大きな銀行、大きな電力会社、いろんな会社におきまして、会社の社長、重役でお手伝いさんすら使ってる人はありません。そういうように非常に極めて格差の少ない資本なんです。その固まりが大資本で、確かに大資本ですけどね、大資本とは言えないんです。だから、そういう意味でね、何かといえば大資本優遇、大資本優遇とおっしゃるけども、それは木を見て森を見ざる、片面的な私義だと私は思っております。だから、大企業減税は、日本が今後ますます経済発展するためには、世界の平均と同じぐらいにしないと、国際競争で負けたら、これは決してまた共産党が先ほどおっしゃった失業者が増えるとか、会社が倒産増えるわけですからね、一元的な物の見方したらいかんと私は思うわけです。

ただ、共産党さんのこれ意見書の一部だけ検討せないかなあいう面があります。これは消費税は先ほどおっしゃったように、逆進性があることは当然であります。そしてまた、食料品その他については、その逆進性がゆえに、所得の少ない方には負担が大きい、これはおっしゃるとおりでありますから、将来、現在の5%は均一課税ですけども、当面10%が3年間で、政府の計画、経済が回復すればということですけども、将来、10パー、15パーと上がっていくとすれば、これはこの逆進性を解消して、税率格差を設けるとかいう検討はしなければならないかなと思いますけども、この後、大分長くしゃべりましたんで、何ほでも言うことあるんですけども、この辺におきまして、この意見書については私は反対をいたします。終わります。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 賛成の立場で討論いたします。

今の八代議員のご意見ございましたけども、確かにこないだのJALの社長さんが社員食堂を使ったり、自家用でそういうふうに経費を抑えておられるということで、何か大変ほかの国の社長さんたちが注目してるようなそういう記事も載ってましたけれども、ゼネラルモーターズとか委員会に来るのに自家用ジェット機で来たりして、大変批判を浴びたこともありますし、そういう経費を抑えてる社長さんも確かにありますけれども、まだまだ私たち庶民のことを本当に考えて、国はしてくださってるのかなと思うんです。

例えば、私も主人が経営しておりました店がだんだん飲酒が厳しくなったり、店舗がふえてきたりして、経営努力をしてもだんだんだんだん売り上げが落ちてきて、毎月毎月のお給料、それから仕入れ、光熱水費を払うのが大変になって、一番大変だったのはこの消費税を払うっていうことだったんですね。皆さんおっしゃるには、お客様から預かってる消費

税なんだから払うのは当然というふうにおっしゃいますけれども、やはりお客様に預かった消費税をプールしていても、3カ月目には電気代止められるわけですね。そちら、やっぱり払わないといけない。従業員さんを雇っていくにはお給料払わなきゃならない。優先順位があって、そういうふうにして行って、うちは破綻して、今、息子が跡を継いでるんですけども、消費税を今5%でも払っていくのに大変な店舗が多い。これが10%になりましたらね、本当にどんどん潰れていくんじゃないかなというのが実感で思います。本当に払っていくのが大変で、分割で払うのも大変だったっていう経過がございます。これはもう本当にどの商店も実感してることだと思います。

それで、他国の例でございますけれども、皆さんご存じだと思うんですけど、イギリスではね、そういうふうに10%以上の高い消費税を取ってましたけれども、ブラウン首相が異例な時だからこそ異例な行動が必要ということで、消費税率17.5%から15%に引き下げました。財源は富裕層の所得税率を引き上げて確保すると言っています。このイギリスでは、生活必需品は既にゼロ税率なんですね。全員を支援する最大で最も公平な方策、商品とサービスを安くし、消費を促進し、成長を刺激すると述べ、国民にも大変歓迎されており、不評の定額給付金に固執している麻生首相に比べたら、はるかに賢いやり方じゃないかと思えます。今年の経済成長率がマイナスと予想される中、実現できれば、一番力強い景気刺激策となるのではないのでしょうか。

2兆円の財源があれば、生活必需品、光熱水費や食料費、水道の消費税をゼロ税率にすることは財源的にも可能です。定額給付金は自治体の事務手続が大変で、経費も大変かかります。ホームレスやネットカフェ難民だとか、本当に必要な人にちゃんと行き渡るかという不安もあります。しかし、経済効果はゼロと指摘されています。同じ財源を使うなら、生活必需品の消費税のゼロ税率化の方が手続的に簡単だし、収入が少ない人ほど食料品など生活必需品に収入の多くをつぎ込んでいるわけですから、恩恵が必要なところに行き渡るのではないのでしょうか。それに税率の引き下げは、使えば使うほど減税効果が生まれるので、消費に確実に結びつきます。定額給付金よりこちらの方がはるかに国民の支持が得られるのではないかと思います。消費税が下がれば、得した気分で、よし今のうち買っちゃおうと必ず庶民の購買意欲をそそるはずで、国の経費もかからず、税収も増える。それこそすべての国民に本当の意味で公平な景気対策だと思います。

以上の意見で賛成意見とさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

1名退席をしておられますので、出席議員12名、定足数に達しておりますので、採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第24号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立4名。よって、議員提出議案第24号は、否決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分から予定します。

(AM. 11:03休憩)

(AM. 11:17再開)

青木議長 休憩を解き再開をいたします。

青木議長 次に、日程8番、議員提出議案第25号、子どもの医療費窓口払いをなくすための意見書については、山田美津代さんから提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いいたします。11番、山田さん！

山田美津代議員 それでは提案させていただきます。

子どもの医療費窓口払いをなくすための意見書。就学前の子供の医療費は無料化（500円の一部負担を除く）が実施されて好評です。この制度は、保護者は一旦窓口で支払いをしますが、予めそれぞれの自治体に届け出た金融機関口座に償還払いされる仕組みとなっており、実際に口座に着金されるまでには2カ月程度はかかる実態となっています。また、若い子育て世代では家計のやりくりが大変で、給与支払い日直前などは通院をためらうばかりでなく、給与支払い日直前でなくても窓口払いの資金が手元にないため、通院をあきらめざるを得ない場合も生じています。これらのことに加えて、不安定な就労や景気悪化を理由にして解雇される事例など、子育て支援策の充実が望まれているところです。そこで、安心して子供を産み育てることができるように、また子供の病気の早期発見と早期治療、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的として、子供の医療費窓口負担（償還払い）を廃止して、

医療機関による受領委任払いに変更していただくように要望いたします。このため、各地方自治体、健保組合、協会健保、共済組合等で十分な連携と協議を踏まえることをお取り計らいいただきますようお願いいたします。

子供の医療費窓口負担廃止は、全国で既に31県で実施されており、例年その数も増えています。従来の自治体負担額と比較して、新たな自治体負担が増えるわけではありませので、保護者や地方自治体へのペナルティーなどないよう配慮して、実現することを強く要請いたします。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。平成20年12月19日。奈良県広陵町議会。奈良県知事、荒井正吾様。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議員提出議案第25号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第25号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 続きまして、日程9番、議員提出議案第26号、飲酒運転撲滅に関する決議については、笹井君から提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いをいたします。5番、笹井君！

笹井議員 飲酒運転撲滅に関する決議。交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、住民すべての切実な願いである。しかしながら、関係機関、団体の懸命な努力にもかかわらず、多くの方が交通事故の犠牲者となり、悲しみや苦しみを抱えての生活を余儀なくされている。こうした中、飲酒運転に対しては、平成13年12月に刑法における危険運転致死傷罪の新設、翌14年6月には改正道路交通法による酔っぱらい・酒気帯び運転の厳罰化が図

られたところであるが、依然として飲酒運転による痛ましい事故が後を絶たず、社会全体としての撲滅に取り組まなければならない事態となっており、平成19年5月、飲酒運転などによる悪質な人身事故を厳罰化するため、新たに自動車運転過失致死傷罪を創設することなどを柱とする改正刑法が衆議院本会議で可決、成立した。

飲酒運転の撲滅には、運転者並びに同乗者の交通安全意識の向上はもとより、家庭、職場、さらには地域が一体となって、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという社会環境を醸成していくことが重要であり、特に住民から選出された議員がその責任を深く理解し、模範とならなければならないことは言うまでもない。

よって、本議会はここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、町当局を初め関係機関、団体との連携を強化し、住民と一体となって飲酒運転の撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを決議する。平成20年12月19日。奈良県広陵町議会。

青木議長 それでは、これより本案につきまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 賛成の立場で討論をいたします。

役場の中、それからお取引先など、飲酒運転をしてはならんということで、町長さんも大号令をかけておられます。町長さん自身もこの議会で、自分がもしそういうことになったらすぐ辞めるということも明言をされました。私は直接飲酒運転とは関係ありませんが、11年前だと思いますが、現職の広陵町の町会議員さんがあるお店のママさんに暴行を加えるということで、たしか委員長は辞職されたが、議員はそのまま務められたというようなことがあったように思っております。議員だけは特別扱いなのかということで思ったことが思い出されます。この度調べてみますと、教えていただいたところによると、議会でこの決議を掲げるということはこれまでされてなかったということですから、議員みんなでやっぱりこういう飲酒運転はだめだという固い決意を持つということで、賛成といたします。

青木議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

議員提出議案第26号は、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第26号は、原案のとおり決議されました。

青木議長 それでは次に、日程10番、議員提出議案第27号、株式会社出の土地等取得に関する調査特別委員会を設置する決議については、吉田君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

松井議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。4番、吉田君！

吉田議員 初めに、お断りと申しますか、説明の中で株式会社出という固有名詞を使ったことで、今現在も会社も多分ないとは思いますが、本来であれば役場庁舎西側とか、そういうふうな文言で言えばいいんですけども、ちょっと非常に町民の方にわかりづらいということで、あえて株式会社出という固有名詞を使わせていただきましたので、ちょっとその辺をご容赦願いたいと思います。

株式会社出の土地等取得に関する調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり株式会社出の土地等取得に関する調査特別委員会を設置するものとする。

1番、名称といたしまして、株式会社出の土地等取得に関する調査特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

3、目的、株式会社出の土地等の取得に関する調査。その中で、1つ、その土地、そして建物購入に至るまでの流れについて。2つ、12月定例会で資料として提出していただいた書類等。3つ目、平成18年度、19年度、その中で町と出との土地建物賃貸借に関する契約書について。4つ目、広陵町ワークプラザ賃貸契約について。5、その他関連する事項です。

大きい項目の4番目、委員の定数は6名といたします。名前を呼ばせていただきます。山田光春、吉田信弘、坂口友良、八尾春雄、山田美津代、山村美咲子、以上6名であります。

5番目、活動といたしましては、本年度中といたします。

終わります。以上、よろしく申し上げます。

青木議長 それでは、これより本案につきまして質疑に入ります。質疑ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 ちょっと2、3点質問させていただきます。

この委員会設置に関する決議ですねんけども、9月議会にもこのような同じような案件が出たと思っております。そのときには、共産党議員さん2人、八尾さんと山田さんが賛成で、あとは皆否決されたと思っております。その中で、また今回このようなのを出されたのはどういう理由。

それともう1点は、目的に土地等の取得に関する調査の中で1、2、3、4、5までありますねんけども、9月議会、12月議会の一般質問で山田議員から質問が出されて、ほとんど内容を皆さんが聞かれると思うんですよ。それ、僕にしたら、人間ですので皆取り方というのは変わる可能性はあると思っております。ただ、この中のところで、調べる価値があるのか、もうこれ以上どういうことを聞きたいのか、もうちょっと詳しく聞かせていただければなあと思いますので、よろしく願いいたします。

青木議長 それでは、ご答弁願います。4番、吉田君！

吉田議員 吉岡議員の質問は2つだと思うんですけど、1つ目の、なぜ9月議会で共産党が提案されて、あえて共産党2人の方のみに終わったわけですけども、なぜ今回に至ったかということなんですけれども、今回の第4回定例議会の資料の中での賃貸借に関する契約書の、今回初めて見せていただいたわけですけども、その中での広陵町、株式会社出、そしてシルバー人材センターとの契約書の中でのちょっと認めがたいと、認めがたいというよりも書類が不備かもわかりませんねんけども、ちょっと不審点があったということを上げられます。これは皆さん、今、資料お持ちですので、これは皆様も感じておられると思うわけです。

具体的に言いますと、1番、これ資料見ていただきます。1つ、1番という大きい右の端に打ってるんですけども、この中で、甲乙、甲は出さん、出ですね。乙は広陵町ということで契約を交わしてるわけです。この中の第9条、8条、9条も一緒ですけどもね。同じような文面なんですけども、第9条、乙は、甲の承諾を得ないで借地権の一部または全部を第三者に譲渡、転貸ししてはならないというふうな文面があるわけです。にもかかわらず、これを了解を得ないで、大き目の3ですね、広陵町ワークプラザ賃貸契約書ということで、この中に甲乙、広陵町、そしてシルバー人材センターということで契約を結んでおられると。だから、本来であれば、三者の同意を得た中での契約が妥当であったかと。これも当然、もし資料があれば提出していただいたら明らかになると思うわけです。それで置いときます。以上です。よろしいでしょうか。

青木議長 質疑ありませんか。どうぞ、9番、八代君！

八代議員 今の第9条の説明ですけども、この条文を読みますと、乙は甲の承諾を得ない

で、借地権の一部または全部を第三者に譲渡、転貸してはならないとあります。甲とは、この契約書では株式会社出さんですね。普通、不動産の売買におきまして、所有権の移転前に使用することもあります。あるいは現状変更することもあります。その場合、もちろんこの条文が入るとるわけですね。だから、勝手にすれば、例えば私が吉田議員の建物を建てたと、また金払うてない、そこで建物をさわったりしたらあきませんわな。しかし、この場合、お聞きしますが、甲さんは承諾を得ないでと書いてあれば、普通、こういうような承諾しなかったら重大な損害が起こることです。しかも出さんと広陵町、それから農協さんも含めて、極めて限られた地域におりますから、無断で現状変更すれば、必ず強い抗議があるはずですよ。抗議はありましたか、関係者の方どなたでも聞くのですが、抗議がないということは、それは承諾されたと、事実を認諾されて当然だと私は思います。以上です。

青木議長 4番、吉田君！

吉田議員 八代議員のご質問に答弁いたします。

個人的だか、例えば地域で個人的にご存じやと、そういう中での話はわかるんですけど、広陵町という公の立場の中での発生であります。当然、表に出ない部分で、八代議員がおっしゃったようにであれば、非常に問題だと思います。逆に返します。以上です。

青木議長 質疑でございますので、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

それでは、討論に入ります。討論ありませんか。7番、乾君！

乾議員 反対の意見で討論いたします。

3月議会で全員一致で可決されたのにもかかわらず、6月また9月、12月と、山田議員がそれに関していろいろ質問されてきましたが、その山田さんが言われることもわからないことはないと思うが、それに対して町長はいろいろ答弁されてこられました。やはり町長もいろんなことを考えて、防災センターのことに対して思いがあって、中止されたと。そやけども、また中止というよりから、これからまたやっていくというやっぱり方向的なことも述べられてくれはったから、私らもそれに対して何の、ただそのときにもう少し、撤回するときに、一つもうちょっと説明さえあれば、こういうことには発展してなかったのかなと思われるんですけどね。町長のお考えとしては、これから先、来年も大変な厳しい時代がやってくると。できるだけ無駄をなくして、なくてはならないセンターですけどもね、無駄をなくして、その時代の様子を見て、またやっていくというような思いで思いますねんけどね。

今、吉田議員等いろいろ話聞かせていただいたけど、何かこの1から4ですか、の調査に対して、何かいかにも不正があったようなことを調べていくか、あんのちゃうかとか、そういう疑問点でやられるのか、私もその辺はわかりませんが、ただ議員としては、この3月議会でみんなが全員議案に対して可決したわけですよ。それを今になってね、土地側の買い方がどうやとか、あれがどうやとか、そんなん引っ張り出したところでね、やっぱりもとの白紙状態に戻るわけもないし、そんなこんな時間かけてやるよりも、これからもっと先にその出の土地をどんないな有効利用できるかということを考えるのが先決違うかなと。今こんなん言うてる話はね、結局どうであれ、議会が認めたもんですからね、これをもう一度白紙に戻すという、そんなばかげたこともできないしね。町長がいろいろ説明もしてこられた、そういうことで、出の土地の利用についても、時間をかけてこれから皆議員がまた相談して、どういうええような形になっていくかということをやってもらいたいということで、この設置に対しては反対いたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 今、吉田議員から提出されたこの議案については、賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろ今、乾議員の方から、定例会を通して私はいろいろな疑問点を通してやらせていただきました。そのことを含めて、今、吉田議員が提案されたことを含めて、疑問点を解明するためにこの特別委員会を設置していただきたいと思っています。これは広陵町とまた町長の、またいろんな意見を正当性を訴える時間を与える場所だと私は思っていますので、そのためにも堂々とその必要性をこの特別委員会で説明していただければ結構かなあと思っておりますので、この提案については賛成です。以上です。

青木議長 討論ありませんか。9番、八代君！

八代議員 この提案に対しまして、反対の立場で意見の表明をいたします。

先ほど吉岡議員からも一部出ましたけども、9月の定例議会におきまして、防災センター問題に関する特別委員会の設置についてというのが八尾議員と山田議員の共同提案で提出されました。ご存じのとおり、提案者2人以外はすべて反対されました。あのときの9月議会の山田議員の非常に厳しい追及、もちろんそれに対応する理事者側の答弁、山田議員の非常に厳しい追及がありましたから、そのとき、私は当然のこととして、山田議員はこの設置に対して賛成されるんじゃないかと私は思っておりました。そして、私は先だっても聞きました。そういうことをしようと八尾議員が提案してはんに、なぜあなたは賛成しなかったん

か。負けるとわかってたらし、パフォーマンスはしない、こういう答えでした。それで、今回の提案でございます。確かにこの表題は違いますね。しかし、議員の諸氏は皆知ってます。実質同じ議論をするんだと。つまり、表紙を変えて、中身変えてないような委員だということ、私一人だけが思ってるのではないと思っておるんであります。そうしますと、9月議会で共産党の八尾議員と山田美津代議員以外はすべて反対に回られた。そして、その次、9月です。3カ月たつたたんです。1年や2年前やないんです。つい3カ月です。じゃ、その間に、どういう理由で変わったのか。それは山田議員はいろいろ疑問持っておられますから、公開質問状を再度出されたり、それから聞くところによりますと、これは先だつての全協で山田議員は議員でない人を交えて町長とお話しされたということも聞きました。私は聞きましたよ。いやいや、ですから、私はね、どういう話をされたんか、そのとき、笹井議員が質問されたんですが、会うたことは認められたが、いつどこで何をどう話したんか、昼食をご飯も食べたんか、握手をしたんか、いろいろあると思いますが、例えば9月議会で反対されて、そういうことがあって、12月、今回あった。なぜがらっと変わったか。これは山田議員以外に今回の提案者は共産党さんの2人以外はすべて賛同されております。君子は豹変すと申します。また政治家は一寸先は闇かと申します。しかし、私は高齢な議員で、言うたら頭固いかわかりませんが、やはりこの豹変された理由について、私は疑問を感じざるを得ない。そういう意味で、反対をさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。反対者がありますので、起立により採決をいたしたいと思っております。

2番、竹村議員が採決前に退席をされております。出席議員は、議長である私を除きまして、採決に加わっていただくのは12名の議員でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本案について反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第27号を原案のとおり決議することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立6名であります。出席議員が14名、採決議員が12名ですので、可否同数となったわけでございます。よって、本案には、地方自治法第116条1項の規定により、議長の私が決めます。それ以前に、ちょっと私の方から皆様方にお話をさせていただきたいと

思います。こういう私で決まるという大変な大事なことでございますので、私もその意見を述べたいと、こう思うわけでございます。

先ほど来、反対、賛成、多々いろいろご意見が出て、また拝聴もいたしておりました。そして、2番の竹村議員が退席されましたということ踏まえて、可否同数と、こうなったわけでございます。私自身やはりこういう状況というのかね、1人の退席者で同数ということになるという状況を踏まえまして、議会とはどうであるのかということも考えましたうえで、やはり町当局にも、また山田君にも、いろんな意味で、また提案者の吉田さんについても、また委員会の設置ということになっております特別委員会の、いわゆる他の一般質問なりいろんなやりとりの中では、大変時間の制約もあり、そしてまた議会だより等で町長も自らの答弁の表現のことについても、不備があったんじゃないかという申し出もあったわけでございます。非常にこの問題につきましてもかなりある意味での疑問点も残り、お互いに議会と町当局が何かぎくしゃくとしたような形が残るように私と非常に苦慮しております。また心配をしております。

よって、委員会というもんを設置されましたらね、私はお互いきちっとした、誤解のないようにきちっと正していって、町民の皆様方に知っていただくというのも、私は議会としての仕事の一つかなあと、こう感じて、私自身が思っているわけでございます。そういう意味で、議会の権能という形も踏まえて、またお互いに誤解の解けるきちっとした場所も設けるのが、議会と町が円満に今後やっていく一つの大きな機関と機関との中での議論であり協議であるかと私はこう解釈いたしますので、よって、私は本案に賛成といたします。

よって、本案は、可決いたしました。

それでは、調査特別委員会の委員長及び副委員長であります。委員により互選されました結果、委員長には吉田君、副委員長には八尾君と決定されましたのでご報告をいたします。

以上で、本日の会議議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了されましたので、これにて会議を閉じます。

平成20年第4回定例会をこれにて閉会といたします。

(A. M. 11:52閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成20年12月19日

広陵町議会議長 青 木 義 勝

署 名 議 員 山 村 美 咲 子

署 名 議 員 山 田 光 春